

里親

ファミリーホーム

養育指針

ハンドブック



全国里親委託等推進委員会

はじめに

子どもと子育てをめぐる社会環境が大きく変化する中で、虐待を受けた子どもなど、保護者の適切な養育を受けられない子どもが増えており、そのような子どもたちを社会全体で公的責任をもって保護し、健やかに育んでいくことが強く求められています。

このため、社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会において、平成23年7月「社会的養護の課題と将来像」がとりまとめられ、社会的養護の目指すべき方向性が示されました。この中で、社会的養護の質の向上を図るため、施設など種別ごとの理念を示す指針を作成することが求められています。これを受け、平成24年3月「里親及びファミリーホーム養育指針」（以後「養育指針」と記載）をはじめ、「児童養護施設運営指針」「乳児院運営指針」など6つの指針が定められました。

養育指針は、里親及びファミリーホームの養育者（以後「里親等」と記載）が社会的養護のさまざまな担い手との連携の下で、社会的養護を必要とする子どもたちへの適切な支援を実現していくことを目的としています。このため、養育指針には、子ども期における生活体験が発達の基礎となり、その後の人生に向けた準備であるという視点に立ち、里親等で暮らしている子どもたちがよりよく生きられることを保障するとともに、里親等が社会に開かれたものとなり、養育のモデルを示せるような水準となれるよう、社会的養護を担う里親等に求められている養育の理念や方法、手順が示されています。

本書は、養育指針の内容を掘り下げるとともに、事例を通じて里親等が自分の養育に引きつけて考えられるよう、また児童相談所や里親支援機関等の支援者が、里親等と子どもの感じ方やニーズを知り、支援の参考とできるようにしました。

本書が、里親やファミリーホーム並びに児童相談所や里親支援機関等の方々にとって、「子どもの最善の利益のために」という理念のもと、養育や支援について考えるときに活用され、多くの子どもの幸せにつながることを願います。

最後に、事例収集のためのインタビューにご協力いただいた里親の皆様と、資料を提供してくださった関係機関の皆様に厚くお礼申し上げます。

平成25年3月

全国里親委託等推進委員会

本書の見方

1. ・見やすくするため、1項目を見開き2ページにしています。
 - ・項目が養育指針のどの部分に対応しているかが記載してあります。
 - ・左ページでは養育指針の内容を簡潔に解説しています。
 - ・右ページでは指針の解説に合わせた事例を掲載しています。
2. 事例について

事例は、里親等へのインタビューや関連出版物などを参考に、複数の事例を組み合わせ、登場人物の年齢や状況も変えるなど、個人が特定されないようにしています。

事例は左ページの指針の解説を養育に引きつけて考えたり、里親サロン等で意見交換する際の一助となるよう用意しているものです。事例通りに養育することを求めている、事例中の言動がすべて「正しい」とした上で掲載しているのではなく、事例を読むことで考えるきっかけとすることを目指したものです。このため、ときに不適切な言動が含まれていることについても、理解していただく必要があります。

本書の活用方法

1. 里親・ファミリーホームの養育者
 - ・自分の養育について振り返りを行う際にお使いください。
 - ・里親サロンなどの集まりで、参加者が読み合わせをして、意見交換をするための参考資料としてお使いください。
 - ・研修会や自主勉強会などで、養育について考える際の参考資料として活用してください。
2. 支援者
 - ・児童相談所、里親会、里親支援専門相談員、その他里親支援機関等の支援者の方々は、里親等の感じ方やニーズを知るための参考資料として活用してください。
3. 里親等と支援者
 - ・里親等と支援者が、本書をともに読んで、子どもとの関わり方や養育について考える際の参考資料として活用してください。

※「里親」「ファミリーホーム」などの表記について

「里親」「里父母」「養育者」「ファミリーホーム」などの言葉には、養育をする者を指す場合と養育形態を指す場合があります。厳密に表記することでかえって、読みにくくなることが予測されたため、本書では統一していません。「里親」の表記に「ファミリーホーム」も含んでいる場合があります。また、委託児童に関しても、「子ども」「里子」「委託された子ども」など、同じく統一していません。読者の方々に幅広く養育に引きつけて考えていただけるよう、読みやすさを考慮して表記されていることをご理解いただければ幸いです。

里親・ファミリーホーム養育指針ハンドブック 目次

1 家庭養護のあり方

1. 特定の養育者との地域の一員としての生活	6
2. 生活の共有を通しての生きる力の育成	8
3. 養育をひらき、周囲とつながる意義	10
4. 固有の子育て観にとらわれない養育	12
5. 自分を他者にゆだねた経験があつてこそその自立	14
6. ファミリーホームにおける家庭養護のかたち	16
7. 親族里親が地域や相談機関とつながる必要性	18
8. 法的に安定した関係を保障する養子縁組	20
9. これからの里親会の役割	22
10. 養育チームの一員としての養育者	24

2 養育の基本

11. 子どもの権利擁護の担い手としての里親	28
12. 他者に助言や協力を求めることの重要性	30
13. 児童相談所からの助言や支援	32
14. 子どもが意見や苦情を出しやすい環境づくり	34
15. 守秘義務と周囲への理解の求め方	36
16. 子どもと養育者の財産である記録	38
17. 養育の基本となる自立支援計画	40
18. 体罰の禁止	42
19. 家庭内での虐待予防	44
20. 養育の行き詰まりへの対処方法	46

3 養育の開始

21. 委託打診が来たときに検討すべき事項	50
22. 委託前の交流	52
23. 養育開始にあたって大事なこと	54
24. 養育者の家族や他の子どもへの説明や配慮	56
25. 中途養育に見られる課題	58
26. 新環境に適応する過程における子どもの行動	60
27. 家庭の約束ごとと子どもの合意	62
28. 子どもにとっての実名の重要性	64
29. 幼稚園・保育所や学校との関わり方	66
30. スムーズな医療の受け方	68

31. 健康管理と災害時の安全確保、児童相談所との連携確保 ……	70
32. 里親同士の情報交換の大切さと留意点 ……	72

4 子どものルーツと実親との関係

33. 生い立ちを子どもとともに受け止める重要性 ……	76
34. 子どものルーツと子どもへの支援 ……	78
35. 子どもにとっての実親の存在 ……	80
36. 忠誠葛藤～実親と里親の間で揺れる心 ……	82
37. 実親の権利・義務 ……	84
38. 実親との交流・調整 ……	86
39. 子どもと実親のために里親ができること ……	88

5 子どもの行動の理解と援助

40. 子どもを育む安定した生活 ……	92
41. 子どもが自分の気持ちを表現できる環境づくり ……	94
42. 子どもの行動の理解と専門機関への相談 ……	96
43. 他の子どもや実子への配慮の仕方 ……	98
44. 家庭養護における子ども同士の育ち合い ……	100
45. 学ぶ楽しさを取り戻し、社会性を育む ……	102
46. 性の課題への適切な対応 ……	104
47. 長期的な視点を要する進路選択 ……	106
48. 措置解除後の子どもへの支援 ……	108

6 地域や社会とのつながり

49. 子どもの最善の利益を育むパートナーシップ ……	112
50. 地域の社会資源とのつながり方 ……	114
51. 地域の一員である里親と地域社会との連携 ……	116
52. 里親同士の横のつながり ……	118
53. 研修の必要性 ……	120
54. 孤立化を防ぐ養育者間の振り返り ……	122
55. ファミリーホームにおける自己評価と第三者委員の活用 ……	124

巻末資料

・ 里親及びファミリーホーム養育指針 ……	128
・ 民法等の一部を改正する法律の概要（厚生労働省） ……	150
・ 児童相談所長又は施設長等による監護措置と 親権者等との関係に関するガイドラインについて（概要） ……	154
・ 自立支援計画書・養育状況報告書（東京都の見本） ……	156

1

家庭養護のあり方

1 家庭養護のあり方

① 特定の養育者との 地域の一員としての生活

養育指針 第Ⅰ部総論 5 家庭養護のあり方の基本（１）基本的な考え方（家庭の要件）①一貫かつ継続した特定の養育者の確保⑤地域社会に存在

- いかなる状況にあろうと、自分を守ってくれるという養育者への信頼感や大切にされているという実感は子どもの自尊心を育み、他者を思いやる気持ちを育てます。自尊心とは自らを大切に思える心のあり方であり、自尊心があるからこそ他者への配慮ができるようになります。
- 養育者が実の親でない場合、その養育者はできるだけ同じ人であることが子どもの安全感や安心感を強めます。海外ではそうした養育者の一貫性を「パーマネンシー」と呼び、委託からできるだけ早い時期にそうした関係が築けるよう、援助計画が作成されています。
- 特定の養育者が子どもと起居をともにするなど、同じ生活基盤を持つことは子どもの安心感につながります。
- 子どもとの暮らしには近所の方々の存在も必要です。身近な人たちによる子どもへの気遣いや配慮は、子どもの暮らしを豊かにします。
- 子どもは地域で暮らすことで、地域の人々と関わりながら生活経験を増やし、生きていく力をつけていくことができます。
- 地域のごく普通の住宅で暮らすことは、親と離れて暮らすことに対する否定的な感情や、自分の境遇は特別であるという感覚を軽減し、子どもを精神的に安定させます。

事例



子どものペースでじっくりと関わる

子どもが来たばかりの頃は一緒に買い物に行ったり、わが家の畑で野菜をとって料理して、みんなで一緒にすることが珍しいようでした。そして、いろんなものに興味や関心を示し、質問してくるんです。こちらが子どものペースでじっくり関わるときは、子どもも自分一人を見てくれるのがとてもうれしいようでした。

人から大切にされていると実感できた

高校に入学したとき、簡単に組み立てられる戸棚とクローゼットを里親さんが私のために購入してくれました。そして、「これやったら、Aちゃんが巣立つ日が来ても簡単に持っていけるでしょう」と言ってくれたのです。そんな先の事まで考えてくれているとは、まさか夢にも思っていなかったので驚きました。目先の事でイラついたりしていた自分が愚かに思えました。そのとき、人から大切にされていると実感しました。



地域の子育てサークルで視野が広がった

子どもと二人きりになり、ストレスが溜まっていたとき、1枚の子育てサークルの募集のチラシがわが家のポストに入っていました。「親子で遊ぼう」という内容です。そこに参加したことがきっかけで知り合いができて、話し相手になってもらい、子育ての情報も得ることができました。私は妊娠、出産を経ずに養育を始めたので、地域の親の中に入ることにためらいがありましたが、よい出会いになりました。里親登録をしたら、地域の情報を集めておくと思えます。

1 家庭養護のあり方

② 生活の共有を通しての 生きる力の育成

養育指針 第Ⅰ部総論 5 家庭養護のあり方の基本（１）基本的な考え方（家庭の要件）②～④

- 暮らしをつくっていく過程をともに体験することによって、養育者と子どもの間、あるいは子ども同士に生活の共有意識が生まれ、情緒的な関係も育まれます。そうした意識や情緒的な関係に裏付けられた暮らしのさまざまな思い出が、子どもにとって生きていく上での大きな力となります。
- 家庭での生活体験を通じて、子どもは生活の知恵や技術を学ぶことができます。子どもが生活を通して体験したことや学習したことは記憶に留まり、応用されて生活力となっていきます。
- 人と人との関係の中で、状況に応じて生活を柔軟に営むことが重要です。人とのつながりに富む生活は、子どもに安心感をもたらすとともに、生活のあり方を学ぶことができ、将来の生活モデルを持つことにつながります。
- 日課、規則、献立表などは家庭の生活にはなじみません。それらが機械的に運用されると、子どもたちから「自ら考えて行動する」機会を奪うことにつながる場合もあります。

事例

まず近所や友人に子どもを紹介する



わが家に子ども（幼児）が来たとき、すぐにご近所や友人に紹介しました。子どもはどんどん外に出て、地域の皆さんから思いやりや優しさをいただいています。最初から周囲に助けてもらって、ご近所ぐるみでかわいがってもらっています。

家庭生活の工夫を子どもに伝えたい

昨晩のおかずの残りを朝食に出したところ、「なんで残り物を食べさせるの?!」と子どもに言われました。家庭では前の晩のおかずを翌日食べるのは当たり前だし、作り過ぎたら3日続くことだってあります（笑）。でも、施設では衛生面の管理を厳しくしなければならないので「残ったら捨てるしかない」状況のようです。家庭での生活のやりくりを知って、身に付けていけるといいなと思います。



ここに来た日が僕の誕生日

重い虐待を受けて実の家庭からわが家に来た子どもが、委託後1年経ったときに「ここに来た日が僕の誕生日だから、今日で1歳になった」と笑顔で言ったのがとても心に残りました。小さい子どものように抱っこを求めたり、甘えに来たりすることはないですが、体調が悪いときなどに優しい言葉をかけてくれたり、うれしいことや嫌だったことなど素直に話に来てくれることが増えるようになりました。わが家に来た頃は「先のことなど、どうでもいい」と言っていたのに、少しずつ目標を持てるようになってきています。私たちが一緒にいることが彼の生きる意欲につながっているのだとしたら、こんなにうれしいことはありません。

家庭では献立表がないことに子どもが驚いた

朝ごはんを食べ終わった後、「今日のお昼は何？ 夕食は何？」と聞いてきたので「まだ決まってないよ」と答えたら「なんで？ どうして？」と不思議そうな顔をしました。以前いた所では1ヵ月間の献立が先に決まっており、月の初めに貼り出されているから、家でもそうだと思うらしいです。わが家では、家族の好みやその日の学校給食のメニューなどを考えて献立を決めると知り、驚いていました。



1 家庭養護のあり方

3 養育をひらき、 周囲とつながる意義

養育指針 第Ⅰ部総論 5 家庭養護のあり方の基本 (2) 家庭養護における養育①社会的養護の担い手として

- 里親とファミリーホームにおける家庭養護は、私的な場で行われる社会的制度にもとづいた養育です。その担い手である養育者は、社会的に養育を託された社会的養護の担い手です。
- 里親とファミリーホームにおける養育は家庭の中で行われますが、自己完結的な養育をせずに、関係機関と連携・協働していく姿勢が不可欠です。「関係機関や支援者とともに養育のチームをつくる」という意識を持ちましょう。養育者として、関係機関から支援を受け、随時状況を報告・相談しながら、養育を進めていくことが求められます。
- 里親とファミリーホームは、地域の中で行う養育です。ときとして閉鎖的で孤立的な養育となる危険性があります。こうした認識を持ち、社会的なつながりを意識して養育することが大切です。里親同士とのつながりだけでなく、さまざまな社会資源とのつながりや研修の受講などが豊かな養育環境を生み出します。
- とくに養育が困難な状況になった場合、困難を一人で抱え込むのではなく、社会的養護の担い手として速やかに他者の協力を求めることが大切です。
- 養育者が養育について悩んだり思案するのは、養育者としてよりよい養育を目指すからこそであり、恥ずかしいことではありません。養育に関してSOSを出せることは、養育者としての力量の一部です。

事例



完璧な親を目指さず、考え方を変える

里親が懸命に「完璧な親」であろうとすればするほど、子どもは反発します。思春期の子どもは、ただでさえ扱いにくいのですが、里親家庭の子どもの場合は一層過激な表われ方をすることもあり、里親が消耗してしまいます。里親だけで養育することに限界があるので、他者に「助けてもらう」のではなく、「養育チームの一員」として協力を得るという考え方が必要だと思います。

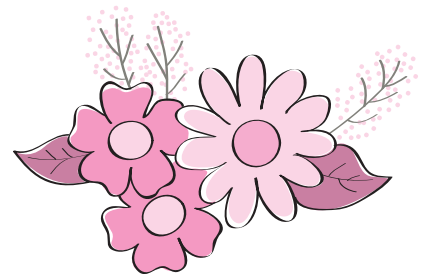
「私」が前面に出すぎた子育て

とにかく私は何かにつけて「私が」でした。「私が」この子をしっかり育てなければ、この子の人生はダメになると思い、一生懸命で妙な力みがあったと思います。子どものしたいことは全部させてあげたいけど、それ以上に「私が」こうしたいことを、させていました。いまにしてみれば、もっと「どうしたい？」と子どもに聞けばよかったし、周囲の友人たちの子育てを参考にすればよかったと反省しています。



児童相談所のアドバイスや関わり

家族の理解や児童相談所のスタッフからのアドバイスにより、子どもも落ち着き始めました。小学2年生になったとき、子どもと新しい担任の先生と相性があまりよくなくて、学校でいろいろと問題を起こしたのですが、児童相談所のスタッフに学校との調整に入っていただき、状況は改善しました。



1 家庭養護のあり方

4 固有の子育て観にとらわれない養育

養育指針 第Ⅰ部総論 5 家庭養護のあり方の基本（2）家庭養護における養育①社会的養護の担い手として

- 委託された子どもの養育は、自らがこれまで培ってきた子ども観や子育て観が有効である場合もあれば、そうでない場合もあります。日々、養育について柔軟に考えることが重要です。
- 養育者の子育て観や習慣は子どもにとってなじみのないものであるばかりか、子どもの以前の環境と相容れない可能性もあります。養育者は独自の子育て観を優先せず、子どもの人格を尊重し、子どもの声に耳を傾け、自己決定を支援し、子どもの権利を擁護する必要があります。また、自らの養育のあり方を振り返るために、他者からの助言に耳を傾ける謙虚さも必要です。
- 家庭養護の養育は、知識と技術に裏付けられた養育の営みです。養育者は、研修・研鑽^{けんさん}の機会を得ながら、自らの養育力を高める必要があります。

事例



子どもの要求に丁寧に応える

ことあるごとに実子との違いを実感しています。わが家に迎えた子どもは1日に何度も「自分のこと好きか?」「どれくらい好きか?」と尋ねてきます。自分が何をしようと見捨てないことの確認なんでしょうか。確認せずにいられない子どもをいじらしく感じ、ぎゅっと抱きしめて「大好きやで」と繰り返し伝えています。

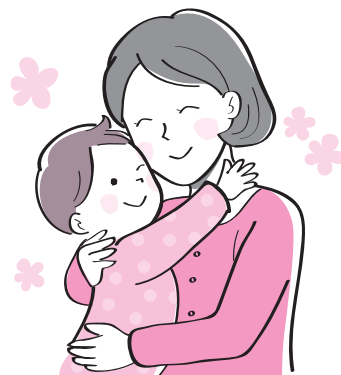
里親養育を学ぶことで自信を取り戻せた

「愛情」と「思いやり」があれば子育てはできる、子どもをかわいく思えるようになる、と思い込んでいました。でも、なかなかそうはならず、むしろ苦しくなっていました。里親研修などで養育のスキルや知識を得て対応を学ぶことで、子どもに対し優しく関われるようになりましたし、自信も取り戻せたと感じます。



子どもの行動を直すより、行動の意味を知ることが大事

子どもの行動が理解できなかった頃は、子どもの行動を直そうとし、常に子どもを叱っていたように思います。しかし、里親研修を受け、子どもの行動の意味や対応方法を理解したことで、子どもに余裕をもって対応できるようになりました。叱ってばかりいた頃は私自身もつらく、叱った後に自己嫌悪に陥ることがたびたびでした。いまでは多少楽な気持ちで、子どもに向かえるようになっています。



1 家庭養護のあり方

⑤ 自分を他者にゆだねた経験があってこそ自立

養育指針 第Ⅰ部総論 5 家庭養護のあり方の基本 (2) 家庭養護における養育④自立して生活できる力を育む

- 自立とは誰にも頼らないで生きていくことではなく、他者の力を借りながら、他者と友好的関係を結びながら生きていくことです。そのことを子どもが認識できるよう、まずは日常生活の中で、安心感や安全感に裏付けられた信頼感を育みながら、他者への信頼感も育むことが重要です。他者への信頼感がない中で、他者に頼ることは困難です。
- 子どもには、あるがままの自分を受け入れてもらえたという体験が必要です。そういう体験がない子どもを委託された場合は、子どもを無条件に受容することが必要になってきます。
- 子どもが困難な出来事をどのように乗り越えていくかは、子どもにとって重要な人生経験になります。「困ったときやトラブルがあったときには他者に協力を求める」という姿勢が持てるように、そうした機会を子どもに提供することが重要です。
- 成長過程の一時期に特定の養育者と関係を築き、家庭生活を体験することは、子どもの人生にとって重要な意味があります。措置解除になった後でも、里親家庭やファミリーホームが子どもにとって心のよりどころとなり、お互いにつながり続けるという関係も生まれるでしょう。
- 大学に行くなど自立への準備期間は、一般家庭で育った子どもと同様に、里親家庭やファミリーホームの子どもにも必要です。18歳を迎えた後の措置延長に関して、必要に応じて児童相談所と話し合いましょう。また、措置解除になった後でも自立が困難である場合は、18歳未満であれば再措置が可能な場合があります。里親等の制度が柔軟に運用されていることを知っておくことも大切です。

事例



子どもを受け入れ、子どもの心を満たす

子どもが来てから1ヵ月経ちますが、子どもの過食が受け入れられず、止めてばかりいました。「子どもの体が心配」と自分なりにやってきたことが、自分の考えの押し付けであったように思います。子どもなりに苦しんでいるとわかっていても、子どもを受け入れられない自分に苛立ちを感じていました。ある日、児童相談所とよく相談して、何かあったらすぐに連絡がとれる態勢にしておき、子どもがたくさん食べたがるみかんを段ボールひと箱分用意しました。そして「みかんを好きなだけ食べていいよ。でも、お腹がいたくならないよう、慌てないでゆっくりと食べてね」と子どもに差し出しました。すごい数のみかんを食べましたが、満足するまで食べたところで一言、「ありがとう」と言われました。翌日も翌々日もみかんを食べ、4日目に過食がおさまりました。養育者として「子どもを心から受け入れる」「子どもの心を満たす」ことの大切さを痛感しました。3日間、おやつ時間に児童相談所が電話の向こうで待機してくれたことも心の支えになりました。

無理せず好きなときにわが家に立ち寄ってほしい

子どもが18歳のとき、就職してアパート生活を始めました。友だちと遊ぶのに忙しくて、しばらく盆も暮れもわが家に立ち寄りませんでした。自立して3年目の年末にふらっと帰ってきました。珍しいこともあるものだと話を聞いたところ、友だち同士で「実家どこ？」という話になり、当然のようにわが家の話をしたそうです。たまたま友だちもそれぞれ実家に戻った年末だったようで、お節料理をたくさん食べて、家でごろごろして、元気にアパートに戻っていきました。私としては、子どもがわが家を思い出して帰ってくるのできる“港”のように思ってくれているのかと、うれしい気持ちです。



いつでも帰れる家の存在

里親の期待を裏切ることばかりした後、家を出ました。そして、気が向くと家に戻ることを続けていました。里親に散々迷惑をかけ、合わす顔もなかった私をいつも何も言わずただ「おかえり」と温かく迎えてくれました。そうされることで、私は反省と感謝の念を持てたように思います。そして「いつでも帰れる家がある」ということが、社会で生きていく意欲を支えてくれているように感じます。

1 家庭養護のあり方

⑥ ファミリーホームにおける 家庭養護のかたち

養育指針 第Ⅰ部総論 5 家庭養護のあり方の基本(2) 家庭養護における養育⑥ファミリーホームにおける家庭養護

- ファミリーホームは、養育者の住居に子どもを迎え入れる養育形態です。里親家庭が大きくなったもので、小さな施設ではありません。また、夫婦で行うことが基本となります。
- 養育者と補助者は、子どもの養育や支援に関し、お互いに十分な意見交換を行い、共通の認識と理解を持って養育にあたる必要があります。そのことが子どもを中心とした、よりよい養育につながります。
- 補助者は、家事援助や養育の補助を行うだけでなく、ファミリーホームでの養育が密室化しないよう、第三者的な視点で客観的に見る役割もあります。家族や親族が補助者となる場合は、とくにこの点について理解しておく必要があります。
- ファミリーホームは、複数の子どもを迎え入れるので、子ども同士が養育者と一緒につくる家庭でもあります。子ども同士の安定した関係は、ファミリーホームを運営していくうえで大切な要素となります。そのため、新しく子どもを迎える場合には、子どもの構成や関係性を考慮することが必要で、児童相談所との連携が大切です。
- 「子ども同士の育ち合い」というファミリーホームの利点を活かすため、「子どもに対してどのような関わりや働きかけが必要か」という観点を常に持って養育にあたるのが、養育者に求められます。

事例



補助者の存在が大きい

里親からファミリーホームになりました。里親時代と比べて、補助者のサポートがあるので余裕を持って子どもに接することができて楽しいです。また、補助者から共感も得られたので孤立感がなく、煮詰まらないで養育できている感じがします。

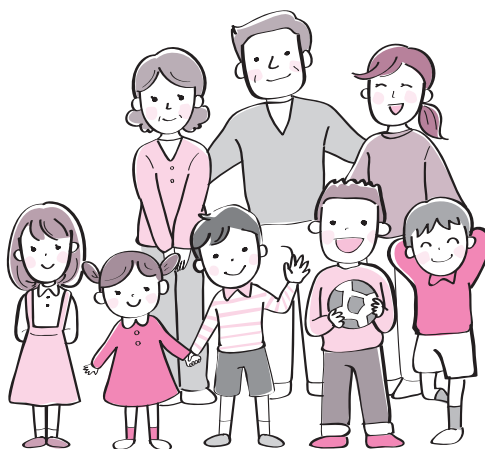
施設職員からファミリーホームへ

児童養護施設の中でも「よいかたち」と言われている小舎制の施設で働いていましたが、子どもは家庭の中で育てるのがよいと考え、里親を経てファミリーホームを始めました。一貫した養育者とともに生活することで、子どもたちが家庭のイメージを持てるようになったと感じます。また、子どもたちが安心して生活し、安定することができているように思います。



子どもの受託と児童相談所との連携

基本的には、どのような子どもでも受け入れ、断らないという方針ですが、子ども同士の関係を大切に、いま、一緒に生活している子どもたちの安定を第一に考えています。新たに委託の話があっても、子どものニーズに十分に答えられない、いまの子どもたちが落ちついていないと判断した場合には、児童相談所とも十分に話し合った上で、お断りしたこともあります。



1 家庭養護のあり方

7 親族里親が地域や 相談機関とつながる必要性

養育指針 第Ⅰ部総論 5 家庭養護のあり方の基本（3）地域とのつながりと連携①地域や社会へのひろがり

- 実親による養育が困難となった場合は、子どもにとって身近な存在である親族のもとで生活することが一般的には望ましいといえます。こうした考え方にもとづき、血縁関係にある三親等内の親族が一定の要件を満たせば、親族里親になることが認められています。なお、三親等内の親族でも、たとえば、おじ・おばのように扶養義務のない親族は研修を受講することで、養育里親として認定されます。
- 親族里親には祖父母になる場合が多く、養育できなくなった子どもの実親や子ども本人に対する思いを支えにして、心の準備もなく突然、養育が始まる場合があります。しかし、現実にはそれまで離れて生活してきたために、価値観や生活習慣が子どもと違っているという難しさがあります。「実子の子育ての難しさは他人に言えても、迎えた親族の子どものことは悪く言えない」という気持ちもあるでしょう。
- 他の里親と同様、孤立した養育や独善的な養育とならないように気をつける必要があります。里親サロンなど養育上の悩みや困難を共有できる場や相談手を確保し、地域の相談機関を活用しながら養育しましょう。

事例



自分の生活習慣を否定されたくない

両親が亡くなり、私と弟はおじの家で暮らすことになりました。親戚といっても、わが家とは雰囲気が違うし、生活習慣や料理の味付けも異なるので、最初はとても戸惑いました。おじやおばにしたら、普通に生活しているだけだったでしょう。でも、私たちにしたら、自分たちの生活習慣を受け入れてもらっていないようで悲しかったし、苦痛でもありました。「こんなときはどうしてたの?」とか「もう少し甘いほうが好き?」と聞いてくれたら、うれしかったと思います。

おい 甥を迎えて

親族とはいえ、いままでお盆や正月に会う程度だったので、お互いの生活をほとんど知らない状態で生活を始めました。私は甥のこれまでの生育歴を把握しておらず、どうしていいかわからないといった悩みを抱えています。



孫と一緒に暮らし始めて

親族だからこそ大変さを感じています。以前は、祖母と孫との関係で仲良しだったのですが、親族里親として一緒に生活を始めたら、関係が微妙に変わったように思います。私としては親を失った孫が不憫で、つい甘やかすことがあります。でも孫にしてみれば、親としての対応をすることが増えた私を受け入れがたいと感ずることがあるようです。孫の成長を間近で見ることができてうれしい反面、親族ゆえの複雑さもあります。

里親会に入ったら、仲間ができた

娘が小学生の孫を遺して亡くなりました。以来、祖母である私は自分の仕事と孫の世話を両立させてきましたが、経済的には厳しかったです。孫が高校に入学したとき、担任の先生から里親制度があることを教えていただきました。児童相談所に申請すると、すぐに親族里親になることができました。誘われて里親会に入ったら、研修などで思春期の子どもの育て方などを学ぶことができて、仲間もできました。ただ、他の親族里親に会う機会がまったくないのが残念です。親族里親同士が交流できる場があるといいなと思っています。



1 家庭養護のあり方

8 法的に安定した関係を保障する養子縁組

養育指針 第Ⅱ部各論 1. 養育・支援（16）養子縁組

- 養子制度は、家庭復帰の望めない子どもが、永続的で安定した家庭で生活することで、子どもの健やかな育成を図るものです。また養子縁組の意義は、子どもが養親と法的に安定した親子関係を保障されることにあり、子どもを跡継ぎにする等を目的にした制度ではありません。養子縁組里親に委託される子どもは、「養子縁組ができる子ども」ではなく「養子縁組が必要な子ども」であることを理解する必要があります。
- 子どもを望みながら授からない夫婦にとっては、里親制度が子育ての選択肢の一つになりますが、多くの場合、里親養育は中途からの養育であり、「赤ちゃん」から育てるわけではありません。待ちに待った子どもでも、突然の育児で余裕を失い、「思い描いていた生活と違っていた」などの悩みが出てくることも考えられるので、児童相談所の助言や里親同士の支え合いが必要です。
- 養子縁組が成立すると、子どもとの立場が「里親」から「養親」へと変わるため、里親研修、里親サロン、里親会の交流イベントなどに参加しなくなる人がいます。しかし、真実告知やルーツ探し、思春期の親子関係など、養親が抱える悩みは養育里親と共通していることもあります。事情を分かり合えて、子どもの成長をともに喜び合える養親や里親等の仲間とつながることが、よりよい養育の手助けになります。

事例



子どもの気持ちを置いていかないでほしい

真実告知の後、頭の中が混乱し、整理できないうちに養子縁組の手続きが始まりました。裁判所の人から「あなたの名字は変わりますが、それでいいですか」と聞かれ、ということなのかよくわからず、不安でいっぱいになりました。誰にも気持ちを話すことができず、長い間、不安感を引きずってしまいました。いま振り返ると、大人だけで事を進めて、私の気持ちが置いていかれたのだと思います。

親が説明してくれてホッとした

「特別養子縁組ってなに？」と父に聞いたことがあります。「お母さんとお父さんと君はどんなことがあっても家族だという約束事だよ」と教えてくれました。すごく、ホッとしました。



養子縁組里親は子どものための制度

私たち夫婦には子どもがいないので、養子縁組を考えました。特別養子縁組は戸籍上、実の子と同じ扱いになると聞き、「それはいいな」と思ったのです。ところが、児童相談所に行ったところ、「養子縁組は子どものできない夫婦のためのものではありません。とくに特別養子縁組は、親のいない子どもの利益と幸福を目的としてできた制度です」と説明され、目からウロコが落ちた感じでした。どんな子どもと縁組をしたいかという希望はありますが、特別養子縁組は子どもを守るためにできた制度ということは忘れないようにしなければ、と思っています。

子どもに寄り添って、子どもの思い込みを解く

養子縁組里親として迎えた娘は生後半年でうちに来ました。小学生になったあるとき、「わたしはかわいくなかったから、半年も乳児院にいたんだね」と言ったので驚きました。彼女は「自分はかわいくないから母親に捨てられたし、半年もの間、誰からも選ばれなかった」と思い込んでいたのです。子どもの気持ちを考えると、引き取るのは早ければ早いほうがいいですね。それから、子どもが「なぜ、私を選んだの？」と聞いてくるときは、「あなたがいちばん、かわいらしかったから」と言ってほしいのだと思いました。



1 家庭養護のあり方

9 これからの 里親会の役割

養育指針 第Ⅰ部総論 5 家庭養護のあり方の基本（3）地域とのつながりと連携②里親会等への参加

- 里親は、最も私的な領域である家庭において、社会的養護という公的な養育の担い手です。公的養育をしているという意識を持つことが里親に求められています。
- 里親は、子どもに対しては一番身近な支援者です。「子どもの支援」という共通のテーマで里親同士がつながり合い、そして、里親会が「里親家庭を支援する団体」として活動していくことが求められます。
- 子どもの最善の利益を常に念頭に置いて、自分とは価値観が違う里親とも交流し、お互いの考え方を参考にしながら自分を振り返ることで、養育力が向上します。
- 里親会は、会の活動に参加したい人だけが加入する団体ではなく、社会的養護の理念を具現化し、実践している里親全員で参加する団体であることが必要です。
- 里親会には、児童相談所ごとに活動をしている支部、都道府県（指定都市）ごとの里親会、全国的な組織である全国里親会があります。それぞれ役割は異なりますが、すべての里親会が里親支援機関として活動することが望まれています。

事例



地域に理解を求める活動

私の地域の里親会活動で一番活発なのは、児童相談所ごとにある支部です。里親サロンなどを通してよく知っていることもあり、協力し合って地域活動をしています。たとえば、駅前で赤い羽根共同募金の活動を一緒にやったり、地域のお祭りのバザーに参加したりしています。子育てをするだけでなく、理解者を増やしていくのも里親の仕事だと思って活動しています。

里親サロンで発言できない

登録して半年、わが家に待望の子どもを迎えることになりました。でも、理想と現実の違いはありますね。戸惑ったり、心配になったり、楽しいだけではありません。だから、里親仲間にはそういう気持ちを話したいし、いろいろな人の体験談を聞きたいと思っています。でも、うちの支部の里親サロンでは、養育歴何十年のベテランの方が仕切っていて、いつもその方の昔話で終わってしまいます。最近、里親サロンがあっても行く気になれません。もっと、みんなが自由に発言できて、楽しい里親サロンになってほしいです。



隣の市の里親サロンに参加してみたら

私の住む地域では里親会の活動が活発ではなく、里親サロンが開かれません。隣の県では他県の里親も参加できると聞き、児童相談所に電話をして、参加させてもらうことにしました。知り合いが誰もいないので、最初は緊張していたのですが、「ファシリテーター」と呼ばれる司会の方がいて、みんなが発言できるように気を配ってくれたので、私も発言することができましたし、必要な情報や知識も得ることができました。車で片道1時間ほどかかりますが、ぜひ、また参加したいと思っています。

1 家庭養護のあり方

10 養育チームの一員としての養育者

養育指針 第Ⅰ部総論 6. 里親等の支援

- 養育者は大きな意味で「子どもの養育チームの一員」です。日々の養育には当然、さまざまなことが起きます。家庭養護は、家庭を活かした独立性が持ち味であるため、養育の独善化・孤立化を防ぐ意味で、外部とパートナーシップを持ちながら養育することが必要不可欠です。
- 措置機関であり子どもと子どもの養育への支援が本来の業務である児童相談所、地域の社会資源としてつながることが可能な乳児院や児童養護施設、児童家庭支援センター、地域の里親会、日本ファミリーホーム協議会等とつながり、「応援団」を得ながら養育していきましょう。
- 学校や幼稚園、医療機関等とも日常レベルで働きかけ、家庭養護への理解を深めてもらいながら連携体制をつくっていくことが必要です。委託初期に児童相談所の職員とともに学校等に説明に出向くことや、子どもの行動への対応など困ったときに児童相談所や里親支援機関のサポートを得て、関係者会議を持つなどの取り組みも行われています。
- 平成 20 年度から里親支援機関事業が実施されました。都道府県等自治体の業務として里親等による相談、必要な情報の提供、研修その他の支援を行うことが明確化され、その業務を民間に委託することもできます。乳児院、児童養護施設、NPO 法人、里親会等に一部委託が始まっており、担当者が児童相談所と連携しながら、里親制度の普及啓発や里親委託等推進委員会の開催、里親家庭の訪問、里親サロンの開催等を行っています。
- 社会的養護は都道府県行政との関係が深く、その中で里親等の支援が充実されてきていますが、今後は市町村の地域の子育て支援を活用したり、里親等が地域の子育て支援活動に貢献するなど、里親等の生活に根ざしたネットワークづくり、チームづくりが求められます。

事例



参考になった担当職員の業務日誌

養子縁組里親として子どもを迎えたとき、児童養護施設の担当職員が「〇〇君のいままでのことを書きました」と言って、アルバムと一緒に業務日誌を抜き書きしたものを、渡してくれました。びっしりと手書きされていて、それまでのことがわかるので、わが家に迎えたあとに参考になりました。母子手帳と照らし合わせて読みました。実は、それまで担当職員との関係があまりうまくいっていなかったのですが、担当職員の先輩の方が「あなたは〇〇君をかわいがっているけど、あなたは〇〇君のママにはなれないでしょ」と言ってくれたのだそうです。その先輩の方は私には育児書をくれました。「夜勤のときは時間があるので、何かあったら電話をちょうだい」と言ってくれて、よく電話をかけました。

子どもと離れた寂しさを児童相談所と共有する

最近、約1年間預かった2歳の子どもを親元に帰しました。帰す前提でお預かりしましたが、別れてからの寂しさは想像以上でした。家の中で思わず子どもの名前を呼んだり、一緒に遊んだ公園に行きたくなくなったり、しばらくノイローゼのようになりました。でも、児童相談所の担当者が話を聞いてくれて、一緒に泣いてくれたので、少し救われたような気持ちになりました。「子どもを深く愛した私たちは間違っていなかったんだ」と思い、前を向くことができるようになりました。



気兼ねなく相談できて助かる

里親支援機関事業が始まり、いろんな方が家庭訪問してくれるようになりました。養育力がないと思われそうで、児童相談所の職員には言えないことを民間の方に話したり、いまさら聞けないことを気兼ねなく聞けるので助かっています。民間の方は、相談にのってくれる一方で、「この話は大切だから児童相談所に一緒に報告しましょう」などとアドバイスしてくれるので、児童相談所にも必要なことが伝えられています。

2

養育の基本

2 養育の基本

11 子どもの権利擁護の担い手としての里親

養育指針 第Ⅱ部各論 3. 権利擁護 (1) 子どもの尊重と最善の利益の考慮 (2) 子どもを尊重する姿勢

- 児童憲章（昭和 26 年制定）において「児童は人として尊ばれる」「児童は社会の一員として重んぜられる」と記されています。大人の責任において、子どもが幸せとを感じることを実現していくことが子どもの権利擁護です。
- 子どもの日常生活は自立支援計画に沿ったものになっているでしょうか。委託されたときに児童相談所から子どもに手渡されている「子どもの権利ノート」にもきちんと目を通しておきましょう。
- 子どもにとって家庭が温かくて安心できる場であること、子どもが自由に意見を言える雰囲気を持っていることが必要です。子どもは権利擁護の対象であると同時に、権利行使の主体です。大人がよかれと思うことを子どもがどう感じているか、子どもの意見を聞きましょう。
- 「この程度のことは大丈夫」と自己判断せずに、子どもの権利の観点から子育てを見直す機会として研修等を活かしましょう。
- 体罰が権利侵害なのはもちろんのこと、子どもの年齢に不相応なスキンシップも、子どもの権利を侵害する性的虐待となる場合がありますので、注意が必要です。
- 子どもの養育は、第三者が入らない中で行っていることになりがちです。里母、里父、実子など、それぞれが、子どもの権利を侵害していないかチェックし合うことが大切です。
- 万が一、子どもの権利を侵害していると判断される場合は、施設に入所している児童と同様に「被措置児童等虐待」となります。そうならないためにも、養育に不安を抱いたならば早めに児童相談所等に相談しましょう。

事例



子どもにとって安心な交流とは

新生児のときから委託されていた子どもが小1になった頃、親の状況が改善したため、実母と交流をするようになりました。面会の中では、それなりに過ごせていたのですが、外出などの長時間の交流が少なく、子どもへの説明も不十分なまま外泊させたので、子どもには慣れないことで不安にさせてしまいました。もう少し時間をかけて、子どもが実母に安心感を覚えたり、実母の住環境を知っておく等、十分な準備をしていれば、不安にならずにもっとよい親子の交流の機会にできたと思います。次は、外泊ではなく、外出で実母の家に行き、一緒にお料理するなど楽しい機会とできるように計画中です。

子どもにとってのきょうだいの存在

現在委託されている子どもにはきょうだいがいて、別の里親の家で暮らしています。私はその里親との交流はまったくなく、子どもはきょうだいにも会えません。子どもは「なんで、僕は弟と一緒に暮らせないの?」「弟に会いたい」と言っています。せめて、年に1~2回は子どもをきょうだいに会わせてあげたいと思うのですが、何か事情があるかもしれません。今度、児童相談所と相談して交流ができるかどうか提案してみたいと思います。



散髪を嫌がる子

当時小学生だった子ども（男の子）は散髪を嫌がり、小学生の間はずっと長髪で過ごしました。カウンセラーの先生に相談したら「長髪であることで、誰かに迷惑かけているんですか。かけていないんだったら、いいじゃないですか」と言われました。考えてみれば誰にも迷惑をかけていないので、子どもの気持ちを尊重することにしました。周囲にもいろいろ言われましたが、人が言うことに振り回されなくてよかったです。成人したいまはすっかり短髪です。なぜ昔、散髪を嫌がったのか理由はわかりません。本人にも理由はわからなかったと思います。

子どもに必要な情報を子どもに伝えています

子どもの人権 110 番が発行している SOS ミニレターが毎年、小学校から子どもに配布されています。困っていることをミニレターに書き、ポストに投函すると、法律の専門家などから子どもに返事が来るというシステムです。電話でも相談することができます。子どもは「今日のお便り」と言って内容もよく見ずに私にくれましたが、「友だちのこと、家での生活のことで誰にも相談できずに困ったときのために、学習機の引き出しの中に入れておこうね」と話しました。里親家庭の子どもに限らず、広く子どもを対象にしている、とてもよい制度だと思います。親身になって相談にのってくれるという話も聞いています。



2 養育の基本

12 他者に助言や協力を求めることの重要性

養育指針 第Ⅱ部各論 1. 養育・支援 (2)「中途からの養育」であることの理解

- 家庭での養育は孤立しがちなため、子どもへの対応方法が見つからず困ったときには、問題が悪化したり深刻化する危険性があります。養育者は、そうなる前に社会的養護の担い手として、他者に協力を求める姿勢が求められます。
- 委託された子どもの養育において、実子を育てた経験が必ずしも有効でなく、活かされないことがあります。実子の養育体験のイメージが回復と育ち直しに向かおうとする子どもの養育をさまたげることもあるため、あくまでも子どもに合わせて個別にケアをするという意識が必要です。
- 養育に困ったときは、信頼のおける相手に安心して相談できることが必要となります。困ったときだけでなく、日常レベルで子どもの育つ姿や状況を児童相談所や関係機関、里親支援担当者と共有しておくことが相談の基盤となるでしょう。
- 「養育が大変だと伝えたら、子どもが引きあげられてしまうのではないか」「次の子どもを委託してくれないのではないか」などといった不安が里親から語られることがあります。養育の継続が子どもにとって適切でない場合、「不調」となることは確かにありますが、養育にはいろいろなときがあり、危機を乗り越えながら子どもへの理解が進み、里親子関係や養育力が育つという理解もまた必要です。
- 家庭の風通しをよくし、自己完結させない養育体制を他者の視点を入れながらつくることによって、里親養育への信頼が増し、支援体制も充実することになるでしょう。

事例



小学校の先生への協力要請

子どものクラス内でトラブルが起きたとき、「学校で起きたことは学校で解決してください」と担任の先生を責めてしまい、先生とうまくいかなくなりました。親子だけで話し合っても解決にならず、思うように解決しなかったので先生に不満をぶつけてしまったのでした。改めて、親子で困っていること、助けてほしいことを冷静に伝えました。先生も「一緒にやっていきましょう」と言ってくれました。

児童相談所から医師を紹介してもらう

子どもの課題行動が大変だったときに、児童相談所の嘱託の児童精神科医を紹介してもらい、児童相談所以外（病院）で相談をしました。いつもとは違う場所で話をすることができて、「いままでの相談とは状況が違う」と、子どもも認識できたようでした。社会的養護をよく理解している医師や障害児分野などの専門職の方と出会って、子どもの行動に対する新しい視点や対応方法などを教えてもらうことができて、とてもよかったです。



幼稚園の先生から専門機関を紹介してもらう

幼稚園の先生から障害児の専門機関を紹介していただいたことがあります。初めての子育てで情報を十分に持っていなかったのも、先生が知っている機関を教えてもらえて、ホッとしました。

子どもを直接知る施設職員から助言をもらう

子どもが以前過ごしていた児童養護施設や乳児院の心理職の方や園長先生に子どもの行動について相談したことがあります。子どもの小さいころの状況や実親の様子を知っている方からの助言は貴重で、非常に参考になりました。



2 養育の基本

13 児童相談所からの 助言や支援

養育指針 第Ⅱ部各論 4. 関係機関・地域との連携 (1) 関係機関等との連携

- 子育てには喜びの反面、難しさがあります。大変でも徐々に状況が上向くならばよいのですが、出口が見えなければ、大変さが増すばかりです。実親も里親も養親も等しく、そのような状況に陥ることがあります。里親等の場合には中途からの養育であるゆえに、この危険性が比較的高いと言ってよいでしょう。実子を育てた経験があるかないかも、このことに関係はありません。
- 自分の意志で始めた里親養育ではあっても、その大変さのすべてを自分で背負い込むといった考え方はやめましょう。「家族が混乱している」「この子のことがわからない」「夫婦関係さえおかしくなっていく」などの「出口の見えない悪循環」が生まれてしまいます。
- まずは家庭で起きていることを確認し、困っていることを整理しましょう。整理して児童相談所に伝える努力は、養育者に求められていることです。整理していくことは養育の振り返りにもなります。何が起きているのかを理解することで、児童相談所も的確な対応をとることができます。余裕がないときにはありのままに「気持ちに余裕がないので、整理するのを手伝ってもらえると助かります」と伝えましょう。
- そのときに大切なのは、児童相談所との信頼関係です。「本音を言うと、ダメな里親だと思われる」という声がありますが、それをそのまま受け取ることは危険です。本当に怖いのは、そのような思い込みのもとで孤立を深めることです。普段から児童相談所との間に、ありのままでいられる関係をつくることで、誤解にもとづく誤った対応を防ぐことができます。
- 研修や委託の準備のための関わり、委託後の家庭訪問、里親サロン、里親会の集まり……これらのチャンスも利用して、信頼できて率直になれる職員と「出会い」「つながる」ようにしてください。

事例



よいときと悪いときの両方を知ってもらう

「本音を言うとダメな里親だと思われる」と里親が考えるのは、子どもの養育の難しさやつらさだけを児童相談所に伝えようとするためだと思います。わが家も以前は、大変なときだけに連絡をしていたのですが、最近はうれしいことやよかったことも含めて連絡しているので、児童相談所もわが家のよいときの様子、子どもの笑顔などを知っています。そのため、子どもの養育で困って連絡する際に「力がないと思われてしまう」と心配することが減りました。児童相談所にはよいときも悪いときも知ってもらえるといいと思います。

複数の児童相談所職員に相談する

児童相談所には子ども担当の職員のほかに、心理担当や養育者側の職員等がいる場合があります。子ども担当の職員に相談しても、子どもの状態が難しい場合などは、心理担当の方や他の職員に相談する機会をつくってもらっています。子どもたちも子ども担当の職員だけではなく、複数の職員に見守られていると感ずることができるようですし、話しやすさも職員によってさまざまなので、相談相手は複数いたほうがよいです。



児童相談所から相談機関を紹介してもらう

子どもが中学生のときに荒れていたもので、児童福祉司に相談しました。私たち夫婦ではお手上げだったのです。「自分たちの能力を超えたので」と正直に言いました。児童福祉司は「様子を見ましょう」とか「よくあることですよ」と受け流さずに、少年鑑別所の一般相談を勧めてくれました。相談にのってくれたのは心理技官で、「日常を話してください。その中から、あなたがとった行動でよい方向に行きそうなことを見つけ出したいと思います。まずはお母さんの言葉で説明してください。あなたのお子さんのような子どもを何千人も見てきたので、まかせてください」と言ってくれました。子どもとの日常を話すと、「二人がけんかしたときにテレビを付けた。それはよいことです。煮詰まった場面を変えることで違った空気が生まれます。言い争いもなんとなくおさまったんですね。何かあったときにこの場面を思い出すといいですよ」など、具体的に的確なアドバイスをくれて助かりました。子どもが鏡台をひっくり返したときは、片づけながら「中身をちょうど整理できてよかったわ」というように、捉え方を切り替えることも教わりました。

2 養育の基本

14 子どもが意見や苦情を出しやすい環境づくり

養育指針 第Ⅱ部各論 3. 権利擁護 (4) 子どもが意見や苦情を述べやすい環境

- 自分の思いを否定されずにいったん受けとめてもらえるという安心感や、養育者との安定した関係が子どもにはとても大切です。子どもが自分の意見や思いを自由に出せる雰囲気や環境をつくりましょう。
- 子どもが相談したいときに、相談方法や相談相手を選ぶことができるように、環境を整えておきましょう。また、そのことを年齢に応じて子どもが理解できるように説明しておきます。
- 子どもから出た苦情や意見、提案に対しては、ただ単に受けとめるだけでなく、子どもがわかるような形で、できるだけ早く適切に対応します。すぐに対応できなかったり、どうしたらよいか検討が必要な場合は、「検討中であって無視しているわけではない」ことを伝えましょう。
- とくに苦情や不満については、児童相談所の担当職員に話すことができることを子どもに伝えておくことも必要です。養育者が一人で問題を抱え込む状況を避けることができ、第三者が入ることで解決につながる場合もあります。
- 子どもの要望にすべて応じられるわけではありません。応えられない場合は、子どもが納得できるようにその理由を丁寧に説明しましょう。

事例



子どもが選べるように選択肢を用意する

子どもが大学受験で浪人していたとき、予備校の成績が悪かったので、里父・里母・本人の3人で、話し合いました。本人が選択しやすいように、考えられる選択肢をすべてあげておき、どうするか本人に決めさせました。本人は「予備校に通いながら里父にも勉強を教えてもらう」という選択肢を選びました。その子は里父に可愛がってもらっていないという気持ちを持っていたようです。里父に勉強を見てもらうことで里父との距離が縮まった意義のある浪人生活だったと思います。里親にとっても、子どもとの関係はいつでも修復できるチャンスがあるという希望につながった経験でした。

子どもが気持ちを表現しやすいよう、里親が工夫する

子どもは里親に遠慮しているのか、実親の話をしませんが、そういう話はしたいようです。だから私（里母）のほうから子どもに実親の話を振っています。実親を話題にして、ポジティブな話をしたら、子どもも自分から話し始めました。家でリラックスしているとき、私と二人だけのときに実親のことを話したがりです。



里親のイライラで言いたいことも言えなくなる

里親が忙しいとき、イライラしているのが手に取るようにわかりました。そういうときは相談したくてもできませんでした。里母と里父の仲が悪いときには、子どもたちはみんな、気を遣いました。小さい子も里親の顔色をよく見ていて、言いたいことを言っていないでした。里親の機嫌が悪いときは、とりあえず沈黙……がルールでした。

第三者の客観的な意見を参考にする

里親会の研修に「小学生向けのいじめと虐待防止ワークショップ」を取り入れて、子どもたちが参加しました。大人は参加できないので、ワークショップの講師から子どもたちの様子を聞きました。ふだんと違った環境で、里親には言っていなかった学校での出来事や子ども同士の関係について、講師に話したようです。私も講師から「お子さんはお母さんに話したいことがたくさんあるですよ」と言われました。学校生活について、いつも子どもを質問攻めにしていましたが、傾聴の態度が足りなかったことに気がきました。



2 養育の基本

15 守秘義務と 周囲への理解の求め方

養育指針 第Ⅱ部各論 3. 権利擁護 (3) 守秘義務

- 子どもには、それぞれに異なった背景があります。子どもがそれまで育ってきた状況や環境、委託に至る理由や実親家庭の状況など、養育者として知り得た情報については、子どもの人権を守るために扱いを慎重にする必要があります。
- 子どもを守るために開示できない情報については、秘密を守らなければなりません（守秘義務）。夫婦間で共通の認識を持ち、確認しておくことが大切です。ファミリーホームにおいては、補助者にも同様の確認が必要です。
- 里親として子どもを養育していることを、近隣の方々や学校の同級生の保護者にどのように話したらよいか、とまどう里親も少なくありません。「特別な子ども」として認識してもらうことが目的ではありませんので、地域の中でごく普通の家庭生活を送っていること、里親家庭も一つの家庭・家族の形であることを理解してもらうようにしましょう。それが、子どもの自己肯定感や生きやすさにつながります。
- 里親養育を理解してくれる人を周囲につくっておくことはとても大切です。子どもを迎えるときではなく、登録の時点から信頼できる知人などに里親制度について話しておくとういでしょう。ときには理解者が代弁者となってくれたり、周りに理解を広げる役割を担ってくれます。

事例



子どものプライバシーが守れる環境を考える

現在、2歳の子どもの生活を楽しんでいます。ただ、同居している夫の母は子どもを可愛がっていますが、里親制度に理解が足りず、親戚や近所に子どもの個人情報を話してしまうので、とても困っています。夫と一緒に話してもわかってもらえないときは、児童相談所に相談しようと思います。

誰にどこまで話したらいいのか悩む

子どもの個人情報を守ることと、子どもの行動を理解してもらうのに、学校の関係者にどこまで話したらいいのかについて、いつも悩んでいます。校長先生と担任の先生には説明しますが、お友だちのお母さんへの説明は判断に迷うことがあります。



子どもの話をするときは周囲の状況に注意する

駅のホームにいるとき、子どものことで児童相談所に電話をかけたことがあります。悩んだ上で思い余ってのことですが、周囲に不特定多数の人がいる状況で大事な情報を話すことになり、個人情報の流出になるおそれがあると、注意を受け、ハッとしました。そのときに話し合っ、私が帰宅した頃に、児童相談所のほうから電話をくれることになりました。

記録の保管に注意

私の保管方法が悪くて、児童相談所からもらった書類（子どもの事情が書いてある）を子どもが見て、大きなショックを受けてしまいました。児童養護施設では、大事な書類は鍵のかかる金庫に保存していると聞きました。「ここに置いておけば大丈夫」と安易に考えた結果なので、後悔しています。



2 養育の基本

16 子どもと養育者の財産である記録

養育指針 第Ⅱ部各論 2. 自立支援計画と記録 (2) 記録と養育状況の報告

- 記録は「里親養育の財産」であり、対外的には「説明責任を果たすためのツール」です。そして「里親が行う養育に関する最低基準」に定められている養育者の義務です。
- 記録をつけると、子どもが将来、養育者の思いを知ることができたり、養育者自身が子育てを客観的に見つめ直すこと（振り返り）ができたりします。また、書いてみるだけでも頭の整理になります。
- 子どもが家庭引取りになる場合には、実親が子どもを理解する手段になり、養子縁組をするときには、子どもの成長の記録の一部となります。養育を他者に引き継ぐときにも有効です。
- 記録があると、困難なことが起こって人に相談するときに、それまでの経過が正確に伝わり、状況の把握が行いやすくなります。また、養育者の説明を裏付ける根拠ともなります。
- 記録の内容は、①子どもの心身の状況、②子どもの行動や生活の様子、③子どもへの養育者の対応、④事故とその対応の経過、⑤養育者の感想などです。
- 記録を書く際は、子どもの行動や様子を列挙するだけでなく、それに至るきっかけや背景、子どもの行動について考えたことなども含めて記録しておくといでしょう。
- 記録を書く際は、子どものよい面にも注目して、長所や強み、ほめるべき点など前向きなコメントも記録しておきましょう。そうすると、ネガティブな面に縛られず、子どもを肯定的に見ることができ、今後の養育にポジティブに向かえるようになります。

事例



記録は里親が説明責任を果たすためのツール

週に一度、「記録の日」を設けていますが、子どもが荒れていたり、発達障害の子どもを育てているときは、毎日記録しています。子どもが問題行動を起こしたとき、私がどのように対応したかを第三者に説明する必要があると思うからです。以前、子どもが家で大声を上げ、それを聞いた近所の人虐待と勘違いをして、児童相談所に通告しました。でも私は、子どもの様子、私自身の子どもの関わり方、学校や病院とのやりとりをノートに記し、児童相談所にも報告していたので、誤解を解くことができました。記録は里親の身を守るために大事なものであり、説明責任を果たすためのツールでもあると考えています。

子どものために写真は大事に保管しておく

実親の元に帰る子どもに、わが家での写真をアルバムにして渡しました。すると、実親に里親家庭での写真をすべて破棄されてしまったことがあります。その子のために、他の子どものアルバムからその子が写っている写真をすべて抜き取り、複製して送りました。子どもにとって写真は生きてきた大切な記録です。私にとっても複製する作業が養育を振り返る機会となりました。



記録としての録音や録画

家庭内での子どもの行動がとても荒れて、悩んでいたことがあります。でも、子どもは学校や外ではとてもよい子で、荒れることを相談しても誰もわかってくれませんでした。書面での記録には限界があると感じたので、相談するときだけに使用すると決めて、荒れている様子をビデオに撮り、音声を録音しました。それを児童相談所や学校に相談する際に見せたり聞いてもらって、対応と一緒に考えてもらうことができました。

2 養育の基本

17 養育の基本となる 自立支援計画

養育指針

第Ⅱ部各論 2. 自立支援計画と記録 (1) 自立支援計画

- 自立支援計画は、子どもの養育をどのように考えていくのか、児童相談所が社会診断・心理診断・医学診断（状況に応じて）をもとに専門的な視点から作成するものです。
- 自立支援計画は、子どもが自立して生活できる力を育むための計画です。「自立」とは、誰にも頼らないで生きていくことではなく、適宜、他者の力を借りながら、他者と関係を結びながら、自分なりに生きていくことです。
- 養育者は、つい子どもの行動上の問題ばかりに注目し、対処方法に目がいきがちですが、児童相談所と養育者が子どもの「最善の利益」を追求していくことが大事です。その一つの羅針盤が自立支援計画です。
- 思春期に入ると、今後の進路選択や実親との関係について考えるなど、これまでになく子どもの気持ち揺さぶられる事柄が出てきます。この時期の自立支援計画は、再度子どもの状況を見直し、養育者がこれまでの養育を振り返り、これからの養育姿勢を整理していくためにもとくに重要です。
- 自立支援計画は、定期的な見直しが必要です。子どもの変化や状況を児童相談所等と共有し、里親等も参加して自立支援計画を見直すことが望めます。
- ときには、児童相談所から養育者に対して、改善を希望する点を計画に盛り込みたいという提案があるかもしれません。それは、子どもと養育者がよりよく生活していくための提案なので、まずは提案に耳を傾け、考えてみるのが大切です。養育者は社会的養護の担い手として、自らの養育を「ひらき」、社会と「つながる」中で子どもを養育していくことが望まれています。

事例



自立支援計画で児相の考え方がわかった

学習面の遅れが心配で、そのことばかりを考えて養育状況報告書（注1）を記入してきました。新しい自立支援計画になってからは児童相談所が、この1年間に里親が関係者とともに重点的に取り組むべき点を具体的に示してくれるので、それを読んで児童相談所が子育てについて「ああ、こんなふうに考えているんだ」とわかるようになりました。学習面だけでなく、全体的に新しい視点をもらえたように思います。

（注1）養育状況報告書とは、「里親が行う養育に関する最低基準」第14条にもとづき、東京都が原則として年に1回、里親に養育状況の報告を求める様式につけている名称です。自治体によっては「受託児童の状況報告書」「養育報告書」「養育記録」などと呼んでいるところもあります。また、この様式紙を自立支援計画策定と同時に里親に送付するかなどは、各自治体ごとに異なります。養育状況報告書（様式）の見本は巻末P156～157をご覧ください。

自立支援計画を立てる過程での気づき

研修で自立支援計画を立てることの重要性を学びました。計画づくりのために大勢の児童相談所職員（里親担当・子ども担当・心理担当等）がわが家を訪問するというので、仕事の日程調整や家の片づけが必要になり、負担を感じました。でも訪問を受けて、養育について皆さんと意見交換していくうちにいろいろ気づくことがあり、改めて自立支援計画の意義を実感しました。



養育状況に関する知事への報告書の作成

東京都では、「里親が行う養育に関する最低基準」第14条にもとづき、原則として年に1回、里親に養育状況の報告を求めています。その際、養育状況報告書の様式と一緒に作成要領を里親に渡しています。作成要領の一部を以下に紹介します。

養育状況報告書の作成要領

各ご家庭の生活スタイルや家族構成、養育の考え方などは様々です。実際に養育されるご家庭の状況や考え方を理解し、自立支援計画作成に反映できるよう、新たに、養育家庭として委託児童の養育において「心がけていること（生活上の配慮）」を記載いただくこととしました。

また、委託児童を養育される上での喜び・悩みなども共有し、実際の状況について充分意見交換をしながら、個々の児童の目標や課題について親担当・子供担当・養育家庭・児童など関係者が共通認識を持ち、必要に応じて学校等地域の関係機関とも連携を図り、計画的に養育に取り組んでいくことができるようにしたいと考えています。

趣旨をご理解いただき、養育状況報告書の作成をお願いします。

2 養育の基本

18 体罰の禁止

養育指針 第Ⅱ部各論 3. 権利擁護 (5) 体罰の禁止

- 体罰は児童福祉法でも学校教育法でも禁じられています。里親等には懲戒権が付与されていますが、子どもの心身に苦痛を与える体罰は懲戒権の行使とはいえません。
- 「子どもに真剣に向き合っている」からとか、「ぶつかりあってこそわかりあえる」「自分もこうして育ってきた」など、大人の理屈で体罰をふるうことも許されません。
- 委託されている子どもは「被措置児童」であり、万が一、子どもの権利を侵害していると判断される場合は、児童福祉施設に入所している子どもたちと同様に「被措置児童等虐待」となりますので、十分な注意が必要です。
- 委託されている子どもの中には重篤な虐待を経験している子どももいます。こうした子どもの場合、幼少期の被虐待体験により、脳機能の発達に支障が出て、問題行動に至ることも少なくありません。これは子どものせいではなく、過去の不適切な生育環境のためです。
- 子どもの特性にどう向き合ったらよいのか迷っている場合、子どもに児童相談所の心理診断を受けさせてみたり、養育者がペアレント・トレーニングを受けるなど、専門的な助言やアドバイスを積極的に受けてみてください。
- ときには「専門家が言うようにはうまくいかない」と思うこともあるでしょう。行き詰まりの気持ちを理解してくれる応援団（地域住民のほか、民生委員・児童委員や主任児童委員等）を身近につくすることも大切です。
- いったん離れて冷却期間をおくことが、関係改善になることもあります。一時保護やレスパイト・ケアの利用についても、ためらわないで児童相談所に相談しましょう。

- 里親サロンなどで他の里親の多様な養育観に触れること、意見交換すること、助言をもらうことが、自分の子育て観を振り返る機会につながります。

事例



体罰への考え方が年配者と違って困る

委託中の女の子は多動で口数が多いので、親戚の集まる法事などで、場をわきまえない振る舞いをしたり、ときには大声を出して騒ぐことがあります。そのため、年配のおじたちから「おまえは親として甘すぎる。子どもは叩いてでもわからせなければ、ダメなんだ！」と叱られます。体罰はダメなのだと説明しますが、なかなかわかってもらえません。しかも、彼女は保護される前にひどい身体的虐待を受けた経験があります。大声で叱ったりしたら、パニックになって、これまで築いてきた信頼関係が崩れてしまうでしょう。おじたちにもそのように説明はしているのですが……。

役に立ったペアレント・トレーニング

ペアレント・トレーニングが役に立っています。子どもが言うことを聞かず、煮詰まったときに有効だったのは「タイムアウト」です。望ましくない行動をしたとき、その環境から子どもを一時的に切り離す方法で、たとえば3歳児だったら3分間椅子に座らせ、静かにさせます。タイムアウトは体罰を子どもに課さない、子どもへの罰を重くしない目的があると聞きました。親がカーッとなって、歯止めが効かなくなるのを止めるのにも効果があるそうです。自分と子どもに合った方法を見つけるためにも、身近な場所でペアレント・トレーニングを探してみたらいかがでしょうか。



親子関係改善プログラム

親子関係改善を目的とした親対象のプログラムを受けました。それから、私の子育てが変わりました。自分が子どもにかけた言葉は、私が自分の親からかけられた言葉そのものなんだと気がついたのです。プログラムで一緒だった方々の言葉がけが参考になりました。たとえば、子どもが親の手伝いをしようとしてお茶碗を割ったときのロールプレイはこうでした。「どうして割っちゃったのよ!」「余計なことをして!」ではなく、まずは子どもの気持ちを受け止め、「手伝ってくれようとしたんだね、ありがとう」と言うのです。参考になりました。

2 養育の基本

19 家庭内での虐待予防

養育指針 第Ⅱ部各論 3. 権利擁護 (6) 被措置児童等虐待対応

- 子育ての過程は、楽しい日々ばかりではありません。子どもが指示に従わないときなど、体罰で子どもの行動を感情的に制してしまいたいこともあるでしょう。しかし、里親・ファミリーホームでの子どもへのこうした体罰も、「被措置児童等虐待」に相当することになります。
- 多くの場合は、子どもと関わる時間が長い里母にストレスが大きくなります。里父はこうした里母の状況の理解に努め、養育を共有する姿勢を持つことが重要です。
- 養育観の相違からくる養育者間の言い争いや、激しい口論などを子どもが目撃することも、子どもの健全な心身の発達を阻害するという意味で「心理的虐待」になります。
- 過度のスキンシップや、性的虐待ではないかと誤解を与える行動は慎むことが大切です。成長に応じた関わりができているかどうか、養育者がお互いに養育姿勢をチェックし合うことが重要です。
- 子どもの特性について心配な点があれば、一人で抱え込まず、児童相談所の心理・医学診断などを受け、アドバイスを受けましょう。
- 疲れたときは、気分転換にレスパイト・ケアの利用も検討しましょう。里親サロンなどに参加して日頃の悩みを話すことや、さまざまな子育て観に触れることは、「自分だけじゃなかったんだ」「ああいうことをやってみよう」という、閉塞感の打開にもつながります。
- 家庭に複数の子どもがいる場合は、子ども間の関係も重要です。子どもがそれぞれに「差別されているのでは」と感じ、子ども間の暴力に発展することもあります。子ども間の関係をよく観察し、それぞれに合った配慮が必要です。

事例



相談できる環境と冷静な家族の存在

里親による虐待は決してあってはならないことですが、自分にも起こりうることだと強く感じています。子どもは明るくて利発な半面、私に対して挑発的で反抗的な態度をとることがあり、里親家庭で起きた虐待事件が頭をよぎります。私の場合、里親の友人や児童相談所のケースワーカーにすぐに相談できる環境があるのが救いです。夫も、すぐに感情的になる私の性格を理解し、適切な一言をくれるので助かっています。

煮詰まったときは相談員の言葉をイメージして

いますぐ、児童相談所の職員と話がしたいのに電話がつながらないときがあります。そういうときは、他の団体の電話相談に頼っています。相談員からは「いよいよ子どもに手をあげてしまいそうなときは、私の声を思い出してください。子どもを叩いてしまいそうなその手で、電話してください」と言われました。それ以来「つらい!」と思ったときは、まずは右手でダイヤルする自分を連想し、深呼吸することになっています。



里親以外の相談相手も重要

里親家庭の子どもに限らず、思春期の子どもは養育者の意見を聞こうとしません。私の場合は、私のきょうだいや知り合いの里親家庭など、子どもの周辺に信頼できる人間関係をつくっておいたことが役立ちました。私のきょうだいの子はうちの子より少し年上なので、的確に相談に応えてくれているようです。また、知り合いの里親家庭には同年代の里子があり、小さい頃は一緒に遊んでいたことから、困っていることを携帯電話で相談しているようです。

2 養育の基本

20 養育の行き詰まりへの対処方法

養育指針

第Ⅰ部総論 5. 家庭のあり方の基本 (2) 家庭養護における養育

- 子育てする上ではさまざまなことが起こり、養育者が疲弊してしまうことがあります。子どもが成長するにつれ、いままではっきりしなかった障害特性等が顕著になったり、非行問題に悩むこともあるでしょう。「ここで相談したら、養育力がないと思われる」「子どもを引き上げられてしまうかもしれない」と思い、里親同士でも話せなかったり、児童相談所への相談を躊躇すると、気持ちの余裕を失って行き詰ってしまいます。
- 大切なことは、一人で抱え込まないことです。児童相談所のアドバイスを受けることはもちろん、最近では児童家庭支援センターや、里親支援機関事業を受託した事業者が、さまざまな里親支援のサービスを展開し始めてきています。また、里親サロン等での里親同士の交流は、他の里親も似たような悩みを持っていることを知るよい機会になります。
- 養育に行き詰まることは、どの家庭でも起こり得るものです。このようなときは、児童相談所での一時保護や、レスパイト・ケアを利用してお互いに冷却期間を持つことも考えましょう。
- また、仮に児童相談所が子どもを措置解除することになった場合であっても、子どもの特性と里親家庭の養育姿勢が合わなかったという理由もあります。不適切な養育は別として、うまくいかないことのすべてが里親に原因があるというものではありません。"里親失格"などと考えず、残念な経験も次の養育のためのステップと、前向きに考えましょう。措置解除の際、気持ちに余裕があれば、「一緒に暮らせなくなるけど、あなたを大切に思う気持ちは変わらないよ。困ったときはいつでも相談に来てね」と伝えてください。子どもにとって、これからの人生の支えとなることでしょう。

事例



一度離れたからこそわかること

親戚の家、里親、児童養護施設を転々とした小学3年生の男の子を引き受けました。最初は“よい子”でしたが、他の子どもの部屋に無断で入って引き出しの中をかき回すなど、困った部分が出てきました。「大人は信用できない」が彼の口癖で、そのうち万引きを繰り返すようになりました。警察に突き出されても、「ぼくはかわいそうな子どもなんです」と泣き落としにかかるので、警察官も困っていました。

中学生になったとき、「こんな家にはいたくない。ここは厳しすぎる。もっと自由になりたい」と言い出したので、児童相談所と話し合っ、児童自立支援施設への入所が決まりました。「離れたら、せいせいするかな」と思っていたのですが、いざとなると、自責の念や後悔が湧き起こり、彼のことが一層心配になりました。彼に手紙を出すかと返事が来て、文通が始まりました。彼が施設を出るまで、何十通書いたでしょうか。彼は施設を出たあと、自分の意思で私たちのもとに戻ってきました。児童自立支援施設で、よい出会いがあったのでしょうか。やさしい目になっていました。いまでは、他の子どもたちのよい兄貴分になっています。一度離れたからこそ、お互いのよさに気がつくことができたと思います。

ずっと後になってから知ったこと

子どもとの関係が難しく、委託から数年後に措置解除という結果になりました。不調に終わって、子どもを傷つけてしまった申し訳なさで離れてホッとした気持ちがありました。それから20年ほど経って、その子が暮らしている施設で面会する機会がありました。そのとき、私を母として慕ってくれて、思い出の写真を持ってきて「このときこうだった、ああだった」と話をしてくれました。それを機に、私たちはこれでよかったのだという気持ちになり、ずっと引きずっていた申し訳なさから解放されました。



里親委託はうまくいかなかったけれど

子どもとうまくいなくて措置解除になりました。2週間くらい経ったとき、児童福祉司の家庭訪問がありました。私は自分の力量不足を責めていましたが、「うまくいかなかったからといって、この委託が無駄だったわけではありません。子どもにとって、ちゃんと意味のある経験だったと思います。これで、子どもが次のステップに進めます」と言ってもらえました。その言葉があったから、いまも里親を続けることができています。

3

養育の開始

3 養育の開始

21 委託打診が来たときに検討すべき事項

養育指針 第Ⅱ部各論 1. 養育・支援 (1) 養育の開始

- 委託を打診されたら、「せっかくの機会なので、それに応えたい」という気持ちは大きいと思います。しかし、交流を重ねる中で、「この子を育てていけるだろうか」「毎日の生活をしていけるだろうか」と不安が大きくなっていく場合もあるでしょう。そのような状態で迎えることは、避けなければなりません。無理をすると、養育者も家族も子どもも、それぞれが傷つくことになります。ときには、断る勇気も必要です。
- 委託に至るまでには、何回かの面会や外出、外泊などを通し、子どもとの関わりを重ねていくことになります。この間、不安が生じたりすることは誰にでもあります。そうしたときに、里親会などで出会った先輩の里親に相談したり、児童相談所や施設職員に心配なことを打ち明け、意見交換し、自分の気持ちの整理をしていくことは大切なことです。
- 子どもの養育は一人で担うものではありません。いよいよ子どもを迎えることを決定しようとするときに、最も重要なのは家族の意向が一致していることです。子どもを迎え入れることは、家庭の中に変化を生むことになります。夫婦間でよく話し合い、確認することはもちろんですが、実子や先に委託された子どもがいる場合も、よく説明したうえで、了解を得ておく必要があります。家族全員で面会に行くことで、理解が深まる場合もあるでしょう。
- 成育歴をはじめとした子どもに関する情報や、実親家庭の情報、委託の目的、予定される委託期間等の情報は、担当の児童福祉司から里親等に伝えられます。わからないことや気になる点があれば、児童福祉司に遠慮せず質問して確認しましょう。

事例



実子と実家の応援が受託への決断に

里親になって初めて子ども引き受けるとき、子どもに複雑な事情や障害があっても、実子たちが「一緒に育てていこう」と、協力してもらえることがわかっていたので、引き受けました。私自身、すでに60代でしたが、実子たちが「何かあったときには、自分たちで続けてみるから」と言ってくれたのも心強かったです。実家の両親は高齢で子どもの世話は無理ですが、子どもを心待ちにしてくれました。

里親になることを熟考して

里親申請をするまでに、長い期間悩み尽くしました。子どもと面会するため施設に通っているときは子どもがかわいくて、楽しくてうれしいのに、家に帰ると、「このまま進んで大丈夫なのだろうか」と、また悩み始めてしまいました。立ち止まると心が悩みに占拠されて「やっぱりやめよう」となってしまうそうだったので、立ち止まらずに進んでいくことにしました。いままで悩み尽くしたはずで、その結果、「里親になりたい」といういまがあると思ったからです。



自分の限界を知って、判断すること

子どもの打診が来たときはうれしかったのですが、子どもが背負っている課題があまりにも大きく感じられました。打診を受け入れることが自分と子どもにとってよいことなのかを考えた結果、自分の限界が見えてきたので、辞退しました。一度断ったら、もう打診は来ないかもしれないと落ち込みましたが、謙虚に自分を振り返るよい機会になり、次の委託に結び付けました。

背中を押してくれた先輩里親の言葉

一度マッチングまでいって断ったことがあり、次の打診があったときもどうしようかと迷いました。そんなとき、先輩の里親さんから「やらないよりやってみた方がいいんじゃない。だけど無理はしないでね」と言われ、その言葉に押されて前に進みました。二人の実子との関係も良好で、引き受けてよかったと思っています。



3 養育の開始

22 委託前の交流

養育指針 第Ⅱ部各論 1. 養育・支援 (1) 養育の開始

- 交流の方法や期間は、子どもの事情によって異なります。子どもが一時保護所や直接家庭から来る場合、交流期間がほとんどなく、迎える準備も十分でないまま、あわただしい状況で迎えることもあります。急激な環境の変化で、子どもが体調を崩したり、精神的に不安定になったりすることに備えて、児童相談所から心身の健康面についての情報を提供してもらいましょう。
- 子どもが乳児院や児童養護施設から来る場合は、施設で子どもと交流を重ねてから、家庭に迎えます。里親によっては、交流の間中、養育の適性を周囲から見られているという緊張や、子どもがなついてくれるかという不安が続くこともあるようです。里親の緊張や期待や不安は、子どもに伝わる場合があります。里親の気持ちだけで走らず、子どものペースも大切にし、自然な関係を築けるようにリラックスしましょう。そして子どもを迎える前にバテてしまわないよう、無理をせず体調管理を心がけましょう。
- 施設職員は、養育をスムーズにバトンタッチできるよう協力すべき存在です。一方、里親等もこれまで子どもを育ててきた職員の思いに心を寄せ、職員とともに子どもの健やかな成長を願う「チーム意識」を持ちましょう。委託後も不安なことがあったら、子どもの様子について施設職員に相談し、情報交換しましょう。

事例



子どもも私も一步一步

登録から半年後、乳児院にいる1歳9ヵ月の男の子を紹介されて、交流を始めました。乳児院内の面会室で交流していましたが、子どもはみんながいる幼児室に戻りたがりしました。私自身も子育て経験がないことに不安があったので、二人きりで会うのはやめ、幼児室で他の子どもたちと一緒に過ごすことにしました。他の子のおむつを替えたり、入浴を手伝っているうちに、子どもたちがなついてくれました。そんな私の様子を見て、彼も徐々に安心したようです。ある日、乳児院から帰るとき、彼がいつもの笑顔ではなく、目に涙をためながら、「バイバイ」と手を振ってくれました。その様子を見たとき、「彼はやっと、私を受け入れてくれた」と思い、涙がこぼれました。

暗中模索のなかで助けられた一言

子どもとの交流がうまくいっているのかどうか判断できずに悩んでいたとき、児童福祉司に「想定どおりで、順調です」と言われ、ホッとしました。



子どもに合わせたら視野が開けた

交流中は子ども（3歳）がなかなか、なついてくれずに悩みました。抱っこもいやがり、そばによると「あっちいて！」と拒否されて、落ち込んでしまいました。でも、「とにかく子どもの言うとおりにしてみよう」と思ってみたら、子どもとの関係が楽しいものになってきました。そのとき、ひと山越えて視界が急に開けたように感じました。問題の解決にはいろんな方法を試して、ひとつに固執しないことが大事だと思います。

急な委託の準備

初めて委託されたのは、私が住む校区内の小5と小3の姉妹で、母子世帯のお母さんが入院するときでした。手術と入院で2ヵ月ほどかかるので、その間預かって学校に通わせてほしいとのことでした。1週間前には預かることが決まり、お母さんや姉妹とも顔合わせをして学校訪問するなどの準備をしました。乳製品のアレルギーがあると聞いたので、自分が毎日欠かさず食べていたヨーグルトをやめました。学校で必要なものなどを、担任がメモにして渡してくれたので助かりました。学校との事前の調整がなければ、子どもたちが困っていたかもしれません。



3 養育の開始

23 養育開始にあたって 大事なこと

養育指針 第Ⅱ部各論 1. 養育・支援 (1) 養育の開始

- 里親家庭やファミリーホームで行われる養育は、子どもを養育者家族の私的な生活の場である家庭に迎え入れて行う「社会的養護」であり、社会的、公的な子育てです。
- 子どもの人生の途中から関わるため、「中途養育」とも言われます。子どものそれまでの生活や人生、固有の名前や実親との関係などを尊重し、「不安や戸惑いはあって当然」という前提に立って、子どもを暮らしの中に迎えることが大切です。
- 新しく子どもが加わることによって、養育者、先に委託されている子ども、養育者の実子などをメンバーとする家庭に変化が生じます。家庭の一員として互いに落ち着くまでに要するプロセスや時間は、子どもの個性や年齢、背景等によって異なります。
- 子どもを迎え入れる際、子どもの思いはさまざまであっても、それを受け止め、まずは、「あなたがこの家に来るのを待っていた。これから一緒に過ごせることがうれしい」と伝えることから始めます。
- 養育者や幼稚園・学校、近隣の大人がありのままの子どもを受けとめ、「よいところを見出しながら受け入れてくれた」という経験が積み重なることで、子どもは徐々に実感として「安心（感）・安定（感）・安全（感）」を持てるようになっていくことでしょう。
- 児童相談所や里親支援機関等の支援を受けながら、事前に学校などの関係者へ働きかけることも必要です。養育の準備段階や養育開始時だけ働きかけるのではなく、「養育開始以後も、必要に応じて連絡を取り合って連携していきたい」と伝えておきましょう。

事例



里親委託の理由を知らされていない

自分が里親の家に来た理由がわからなかったので、「ここにいていいのか」としばらく不安でした。こんな思いを持っていると、家の中で自分の居場所がつかれないです。中学生だったので、「理由はあれだったのかな」と自分なりに納得しようとしていました。別の里親家庭に行った弟は「お姉ちゃんは大きいから理由がわかるんでしょ？ いいなあ」と言っていました。

子どもの遠慮

2歳半の男の子を短期で預かったとき、子どもがとてもお利口さんなので驚きました。まだ幼いのに、よく言うことを聞き、進んで手伝いまでしようします。「とってもいい子ねえ」と感心していたら、同じ時期に預かっていた小学生の女の子が「おばさん、里子ってみんな遠慮しているんだよ」と言うのです。里親家庭に来た子どもは、何歳であっても遠慮しながら生活している。そういう気持ちがあることを、私は女の子に教えてもらいました。



小さな言葉の積み重ね

幼稚園児だった子どもを迎えたとき、「一緒に暮らせてうれしいよ」「△△（手伝い）してくれてありがとう」と声かけするように心がけました。「いい子だね」とかの漠然とした説明ではなく、「今日の服、かっこいいね」とか、ささいなことでも具体的な言葉にして伝える努力をしました。かわいがるときは気合いを入れて、心を込めました。言葉にしたり、スキンシップすることによって、自分もその気になっていったように思います。

自分のペースでゆとりを持って

乳児院で見てきたとおりには子育てしようと思ったら、オーバーワークで余裕がなくなってしまう、委託後2週間でダウンしました。そのときは、将来への育児不安や子育てに対する失望感が生まれてしまいました。乳児院のように、きっちりと朝ごはん、おむつの取り換え、洗濯、昼ごはん、昼寝、おやつ、夕食の準備……をこなすことをやめ、ペースダウンしようとして心がけました。自分のペースがわかってきたら、ゆとりも生まれ、子どもと一緒にいて「お互い楽しいね」という雰囲気になってきました。



3 養育の開始

24 養育者の家族や 他の子どもへの説明や配慮

養育指針 第Ⅱ部各論 1. 養育・支援 (1) 養育の開始

- 里親家庭とファミリーホームには養育者だけではなく、家族（実子や里親の父母など）がともに生活を送っていることがあります。その場合、家族が里親やファミリーホームを行うことを賛成していることが必要です。
- 実子がいたり、複数の子どもたちを養育している場合、新しく子どもを迎えることを子どもたちが理解できるような説明が必要です。子どもが小さいからといって説明がいらないということはありません。子どもの年齢や理解の程度によって、わかりやすく伝えていくことが大切です。
- 乳児院や児童養護施設、一時保護所に面会に行くとき、実子やほかの子どもたちも一緒に面会することが、それぞれの子どもへの配慮につながります。面会後の家族の様子や意思の確認も重要です。児童相談所の職員や他の里親支援者にも様子を伝えて、情報を共有しましょう。
- 養育を開始した後も、子どもたちがお互いに生活しやすいよう、里親制度の内容や、迎えた子どもが課題を抱えている場合の対応方法など、年齢に応じてわかりやすく説明していきましょう。

事例



家庭も必要だけど親戚も必要

私の実家の両親は、委託中の子どもにとっても祖父母そのものです。同居はしていませんが、なにかにつけてかわいがってくれます。とくにありがたいのは、就学のお祝いにランドセルを買ってくれたり、一緒に旅行に連れて行ってくれるなど、親戚にしかできないことをやってくれるときです。子どもには家庭も必要ですが、親戚からかわいがられることも必要だと思います。

家族それぞれが得意分野で子育てに関わる

50代の里母で、小学生の男の子2人を育てています。息子と娘夫婦、幼い孫と同居していますが、それぞれが得意分野を発揮してくれて助かっています。長男は一家の大黒柱として一目置かれる存在。娘は私が仕事で忙しいときに家事を手伝ってくれて、子どもたちの勉強も見てくれます。婿は友だち感覚で、子どもたちの遊び相手をしてくれます。孫が生まれたことで、子どもたちは赤ちゃんと接する体験中です。



きょうだい間のやきもち

下の子を迎えたとき、上の男の子がやきもちを焼きました。当時、彼のお気に入りの本は、押し入れの中で冒険する本でした。「お母さんにかまわれなくてつまらなかったら、押し入れに入りなさい。それを『いま、つまらない』という合図にしてね」と伝えました。そうしたら、何度か押し入れに入りました。そのときは私も押し入れに入って、「なにになに、何がおもしろくないの？」と聞きました。二人で押し入れにいと、すぐ外で下の子が泣くので、兄に「どうしようか？」と聞くと、「もう出てやろうか」となりました。押し入れの合図に応じると、兄のおもしろくない気持ちがやわらいだようです。

25 中途養育に見られる課題

養育指針

第Ⅱ部各論 1. 養育・支援 (2)「中途からの養育」であることへの理解

- 委託される子どもの背景はさまざまです。子どもにとっては自分の意思に反して、大事な実親との分離・喪失を体験して社会的養護につながる事が多く、気持ちの上でもいくつものハードルを越えなければならないことを理解しましょう。
- それまでともに過ごしていた実親などから離れ、生活文化、習慣、地域性も異なる新しい環境に入ることによって、子どもはどうしてよいかわからなくなったりします。委託後の家庭への適応が円滑に進むよう、関係者が子どもにわかりやすく状況を説明するなど、交流段階で子どもの不安や緊張をやわらげる取り組みがされています。しかし、それが十分でないまま、委託されるケースもあります。
- 生活の変化に伴う子どもの不安定さが、行動や体調の変化になって現れることもあるでしょう。子どもにとっては慣れ親しんだ生活と新しい生活との間にギャップがあり、混乱や困難が生じることもあります。
- 「自分に価値がないから、実親は自分を手放したのだ」といった低い自己肯定感を持つ子どもは、それを行動で表現することもよくあります。まずは子どもの状態に波長を合わせながら、子どもの抱える痛みや課題を共有し、回復を経て育ち直しが始まるよう、関係者とともに対話しながら子ども理解を深めていきましょう。
- 被虐待など、委託前に把握されている子どもの状況・背景から、委託後の子どもの状態が予測できる場合は、児童相談所から情報が提供されるでしょう。しかし、自立支援計画の確認や日頃のやりとりだけでは実際の養育が難しいと感じたり、子どもへの対応で養育者が苦慮する場合は、児童相談所や里親支援機関等に説明や相談を求めていく必要があります。

事例



地域の社会資源を親子で活用

最初に引き受けた女の子は、4年間養育したあとに養子縁組をしました。いまは毎日、元気に小学校に通っていますが、最初の3年くらいは、試し行動、情緒不安、こだわり、不眠、過敏症があつて悩まされました。児童相談所に相談すると、民間の子ども教室や地域の子育てセンターに通つて、手遊びや身体の柔軟性を高める遊びをすることを勧められました。心がやわらぐような楽しい遊びを親子一緒にしたら、親子関係もずいぶんと落ち着きました。

子どもの背景を思いやる

虐待を受けた子どもを引き受けて、2年が経ちました。乱暴な行動や嘘をつくこと、過食、1年の3分の2は風邪を引いているなど、子どもに振り回される日々です。でも、ときにみせる笑顔に救われています。24時間ずっと振り回されっぱなしではないことも忘れないようにしています。



まず先に子どもの気持ちを受け入れる

委託された子どもは私（里母）から離れず、ゴミを捨てに行くだけで「ママ、ママ」と泣きました。また親がいなくなるかもしれないと、不安なのでしょう。私はいままでの自分の行動すべてを見直し、ゴミを捨てに行くのは夜にしたり、一緒にゴミを捨てに行ったり、つねに子どものそばにるように工夫しました。その子の行動パターンに寄り添ってあげるしか、選択肢はありませんでした。生活をともにしているうちに徐々に幅が広がってきて、わが家の文化を受け入れてくれるようになりました。里親が子どもの気持ちを受け入れることが先で、子どもが里親家庭の文化を受け入れるのはその後だと感じました。

専門職から支援を受ける

長期にわたって虐待を受けた高校生を引き受けました。年齢が高くなってから保護された子どもの養育は困難なことが多く、背景が複雑すぎて周囲に相談することもできず、問題を家族で抱え込んでしまいがちでした。児童相談所の紹介で、虐待の影響について詳しい医師に相談したところ、子どもの抱えている課題について少し理解ができました。引き続き相談できるとすると、養育の困難さは変わりませんが、心に余裕が出てきたと思います。



3 養育の開始

26 新環境に適応する 過程における子どもの行動

養育指針 第Ⅱ部各論 1. 養育・支援 (2)「中途からの養育」であることへの理解

- 子どもを迎え入れてしばらくの間は、子どもも緊張しているので、よい子として振る舞ったり、周囲を観察しておとなしくすることが多いようです。しかし慣れてくると、少しずつ自己主張するようになります。
- たとえば幼児期・学童期の子どもであれば、自立していた排泄を失敗する、ずっと養育者のそばにいたがる、好きなものしか食べない、哺乳瓶を使いたがるなど、いわゆる「赤ちゃん返り（退行）」をします。
- 子どもによっては、嘘をつく、反抗する、養育者の見えないところで悪さをするなど、「こうしたら、もう自分を受け入れないだろう」と、まるで子どもが養育者の許容範囲を確かめているような行動をすることもあります。
- こういった行動を無理にやめさせようとしたり、そのことで子どもに否定的な言動をするのは逆効果です。
- 望ましい行動に着目してほめることが大切です。子どもの甘えや自己主張をできるだけ受け入れることは、子どもの育ち直しに必要不可欠です。
- たとえ子どもの行動が改善しないとしても、子どもを受け入れることは、マイナスにはなりません。一人で抱え込むより、他の里親やファミリーホームなどの仲間や支援者に語ることで発散し、自分の気持ちを補う工夫をしてみましょう。

事例



赤ちゃん返りを受け止める

小学校高学年で委託された子どもは当初、トイレではないところで排泄の失敗をしたり、同じ色の洋服しか着なかったりしました。児童養護施設ではできていたことだったので、赤ちゃん返りのような行動だと思い、受け止めていきました。「この家にずっといていい」ということを伝えるとともに、一つひとつの行動に対応していくと、そういった行動もおさまりました。

確かめる行動への対応

当時4歳の子どもが来たばかりのとき、私たちがあらかじめ用意していたぬいぐるみを子どもがハサミで切ってしまいました。「物を大切にしてほしい」という気持ちが伝わるように、切ったところを縫って棚の上に置きました。それを子どもが見ていたので「けがをしたので治したよ」と言ったら、「だれがやったか知っているよ」と言いましたが、「ふ〜ん」と追及しませんでした。こんな悪いことをする自分がここにいていいのかというアピールではないかと思い、叱りませんでした。



哺乳瓶へのこだわりとミルク

3歳の子どもが哺乳瓶に興味津々だったので、哺乳瓶で牛乳を飲ませました。約1年半経ったとき、牛乳を飲みすぎて栄養が偏らないか不安で、哺乳瓶を割ったことにしました。「飲みなくなったら、また考えよう」と伝えました。小4のとき、また以前の哺乳瓶を使い始めました。吸い口が裂けて牛乳が大量に出たので買い直したら、今度は少しずつしか出ないので口が疲れて、終了になりました。後になって、「ママ（実母）からミルクもらえなかった」とぼそっと言ったことがありました。いま思うと、子どもが満足するまで哺乳瓶を使えばよかったです。里親にはわからない何かがあると思いました。

甘えさせることができず

一人目の子どもが1歳半のとき、年子の姉が委託されました。しかし、里母である私は体力・気力がついていかず、2歳の姉を甘えさせることができず、いつも命令口調で、自分のことは自分でやらせてしまいました。そのため、姉は私より里父にベッタリで、赤ちゃん返りや後追いをする状態になりました。このままではよくないので、児童相談所に相談しようと思います。



3 養育の開始

27 家庭の約束ごとと 子どもの合意

養育指針 第Ⅱ部各論 1. 養育・支援 (3) 家族の暮らし方、約束ごとについての説明

- 家庭養護のよさは、あらかじめ定められた「日課」や「規則」がなく、大人数での生活ではないこと、決まりごとがあっても、ゆるやかなことです。しかし、家庭の中に約束ごとがまったくないわけではありません。それぞれの家庭には、その家庭なりの決まりや生活習慣、暮らし方があり、その中に安定した日常生活があります。
- 迎え入れる子どもは、それまでの生活が不安定であったり、施設での生活が長かったり、新たな家庭での生活にとまどいを感じることも少なくありません。家庭での最低限の決まりをその目的を含め説明し、子どもの意見を聞いた上で本人が理解し、合意することが必要です。なにより、家族がよりよい生活をつくるために決まりがあることを理解してもらいましょう。
- 決まりを子どもに理解してもらって合意を得ることは、その家庭らしさを保つためであり、子どもにとっても、家庭での関係をスムーズにし、家庭への適応を助けるものとなります。また、家庭への順応のプロセスは、子どもの年齢など個人差もあるので、時間をかけて丁寧に行う必要があります。
- 家庭での約束事をつくるときには、委託された子どもだけでなく、他のメンバーを含めた皆が納得できるものであり、全員が参加しながらつくり上げることが必要です。また、子どもの年齢や家庭の状況によって内容が異なってくるので、それらに合わせて見直したりするなどして、一緒につくり上げていきましょう。

事例



子どもにもルールを決めさせてほしい

私が里親家庭にいた頃、里親が寝る前に必ず電気のブレーカーを落としていました。子どもが夜更かしをしないようにするためです。そのため就寝時間が早く、学校で話題になっていたテレビ番組を見ることができませんでした。家庭の約束事は里親が決めて子どもに押しつけるのではなく、家族全員で話し合って決めてほしいです。

子どもと一緒にルールを決めた

子どもが高校に入学するときに「友だちがみんな持っているから携帯電話がほしい」と言ってきました。携帯を持たせていいのか悩みましたが、よい機会なのでお金の使い方の練習を兼ねて、ルールと一緒に決めました。そのルールとは、上限の金額を設定し使いすぎたらアルバイトをしてそのお給料で支払う、アルバイトをしていなかったら携帯電話を一定期間使えない状態にするというものでした。毎月、携帯電話の請求書を一緒に見て、金額が多い月は使いすぎた理由を話し合うことで、アルバイトもがんばるようになりました。



日常の積み重ねからルールをつくる

ルールについて、子どもたちと丁寧に時間をかけてやりとりをしています。時が経つうちに、子どもたちは「おばちゃん（里母）なら、こういうときはこう考えるよね」とか「これはおばちゃんが許さないだろう」とわかってくるようです。そのような日常の積み重ねの中で、お互いの関係をつくっているのだと思います。

家庭の約束事にこだわらない

家庭の約束事にこだわると、その子の本質を見失うことがあるのではないのでしょうか。私も以前はあいさつにこだわっていて、子どもがあいさつができないと、そればかり気になってしまいました。でも、「いまはできなくても、私たちがあいさつをしているのを見れば、ちゃんと耳に入っている」と発想を変えました。気がつく、子どもがあいさつをするようになっていました。あいさつができない背景には、「恥ずかしい」という気持ちや内気な性格があったと思います。「この子はできない子」と決めつけるのではなく、ゆったりと見守ることが必要だと思いました。



3 養育の開始

28 子どもにとっての 実名の重要性

養育指針 第Ⅱ部各論 1. 養育・支援 (4) 子どもの名前、里親の呼称等

- 子どもの実名（「姓」と「名前」）は、子どものアイデンティティの一部で、かけがえのない大切なものです。実名の扱いには十分注意し、配慮しましょう。
- 里親の姓を通称として使う場合、子どもが保護された背景や委託の状況（養子縁組の予定があるかなど）、子どもの意思、子どもの利益、実親の意向などがあるため、児童相談所などの関係機関と相談して決める必要があります。
- 子どもが養子縁組を必要とし、里親もそれを望んでいる場合には、里親の姓を通称として使うことが多いようです。養子縁組が成立するまでは、里親の姓を使用するにも児童相談所との相談が必要です。また、養子縁組後も、子どもにとって元の姓はとても大切であることを忘れないようにしましょう。
- 里親の姓を使う場合、学校の卒業証書、大学などの18歳以降の入学試験や検定試験などを受ける際は実名を使うことがあるため、子どもに実名を伝え、子どもが納得できるように説明をしていくことが大切です。
- 子どもが里親等の養育者をどう呼ぶか（たとえば「お母さん」「お父さん」「おじさん」「おばさん」など）は、養育者が一方的に決めるのではなく、子どもの状況や意思を確認し、実親の存在も認めた上で、子どもと一緒に決めていくことが重要です。

事例



実親の気持ちを大事にした名付け

生後すぐに保護された女の子を迎えたとき、その子にはまだ名前がついていませんでした。ですから、里親としてまずやらなければならなかったのは、子どもに名前を付けることでした。外国人の実母が残した書置きには、「マリアンヌと名前をつけてほしい」と書いてあったそうです。子どもが実母の国で暮らせる可能性はなく、日本でずっと暮らすこともふまえて「マリ」と名付けました。

子どもに選択してもらう

虐待を受けて委託された子どもの中には、実の名字を使いたくないという子がいます。その場合は里親の名字を使っています。子どもの事情で選べるようにしていますが、高校や大学などへ進学する際や資格試験の際には実名を使用することも出てくるので、子どもの意思を確認しながら、児童相談所と相談して決めています。



産んでくれた親に感謝し、名前で呼び合う

私たち家族はみんなお互いに名前で呼び合っています。たとえば、私は「お母さん」ではなくて「ミサコさん」です。夫は「マコトさん」と呼ばれています。子どもに対しては、どんな状況であっても、親に対して、産んでくれたことを感謝する心を持ってほしいと願っています。

「おじさん」から「お父さん」へ

現在、中学生の女の子を育てて3年になります。初めは「おじさん」でしたが、一緒に暮らし始めて1年過ぎた頃から「お父さん」と呼ばれるようになったのがうれしかったです（実父のことは「パパ」と呼んでいるらしいです）。



3 養育の開始

29 幼稚園・保育所や学校との関わり方

養育指針 第Ⅱ部各論 1. 養育・支援 (5) 幼稚園や学校、医療機関等との関係

- 子どもにとって、幼稚園・保育所や学校は多くの時間を過ごす大切な場所です。子どもはそこで、養育者や知人以外の大人と出会い、人間関係が豊かになっていきます。
- 子どもが通う学校等には、学校生活が始まる前に、里親家庭の子どもであることや、里親やファミリーホームで生活していることを十分に伝えていきます。その地域や学校にとって初めての場合はとくに、児童相談所の職員等が里親とともに学校等への説明に行くなどして、子どもの姓の扱いや学校生活について確認することが有効です。また、必要に応じて子どもの特性を説明し、新しい生活に慣れるまで時間を要することなどを、理解してもらいましょう。
- 学校生活では教師だけではなく、周りの保護者や地域の人々とも関わります。地域とのつながりを大切にしていくことが、学校等での人間関係を豊かにすることにつながっていきます。
- 委託初期の困ったときや、家庭に変化が起こったり、子どもが落ち着かないときなど、幼稚園・保育所、学校、教育委員会、児童相談所等と連携し、里親等だけが困った状況を抱え込まないように、日常的に連絡を取り合っていきます。

事例



親も学校へ足しげく通う

里親家庭ということを周囲に隠すことなく生活しています。ADHD（注意欠陥多動性障害）の子どもを育てているとき、入学前に児童相談所から学校に説明してもらいました。事情のある家庭だからという偏見もあり、なかなか理解してもらえませんでした。私たち夫婦は何度も説明を繰り返しました。いじめられたこともありましたが、行事やボランティアの機会は欠かさず学校に通い、私たちのことをよく知ってもらいました。時間はかかりましたが、みなさんの理解を得られました。

校長先生の大きな存在

子どもが学校でトラブルを起こすたび、校長先生が連日連夜、報告してくれました。子どもの気持ち、相手の気持ちを聴き取って、今後につながる対処をしてくれたうえ、里親である私の話もしっかりと受け止めてくれました。そして、家族の全員を認めて励ましてくれたおかげで、つらく大変だった1年を乗り越えることができたと思います。



保護者同士もトラブルについて考え合う

子どもが保育園で友だちを噛むたびに報告を受け、先生と保護者にあやまっていました。あるとき、なぜ友だちを噛むのかを先生に尋ねたところ、「行動が遅いので、周囲の子にかかわれる」と返事がありました。「どうしてそれを教えてくれなかったんですか。先生は他の子にどういう注意をしていたのですか」と言ったら、先生と保護者数人で集まることになり、先生から噛む理由を保護者に説明し、解決策を話し合いました。保護者の方には自分の子どもが同じ立場だったらどうするか、考えてもらう場にもなったと思います。お互いにとってよい経験でした。

慣れた保育園に通い続けた

幼児を預かったとき、その子が以前から通っていた保育園に引き続き通わせてもらいました。電車に乗って通わなければなりませんでした。子どもが赤ちゃんのときから通っている保育園なので、「自分の家」のような安心感があるようでした。私のほうも、保育士の先生方が子どものことをよくわかっているのも、本当に助けてもらいました。もし、わが家の近くの保育園に転園していたら、子どもも私も精神的に大変だったと思います。



30 スムーズな医療の受け方

養育指針 第Ⅱ部各論 1. 養育・支援 (5) 幼稚園や学校、医療機関等との関係

- 子どもが委託された当初は、慣れない環境での緊張から体調を崩すことがよくあります。また、虫歯が治療されていなかったり、耳垢が詰まっている子どももいるので、子どもの委託と同時に、医療機関との付き合いが増えます。
- 子どもの委託時には、児童相談所から受診券（医療券）が渡されます。受診券は、子どもを措置した都道府県および政令指定都市等が、保護した子どもの医療費の自己負担分（医療費の3割）を負担するという証明書です。里親が医療機関の窓口で現金を支払う必要はありません。なお、受診券が適用になるのは、健康保険が適用される医療に限られます。
- 実親が国民健康保険や社会保険などの公的な健康保険に入っている場合、親の保険証の「遠隔地被扶養者証」が発行されます。親が公的な健康保険に入っていないか、虐待などで親の同意がないまま子どもが保護された場合は、親の保険が使えないので（無保険）、全額公費負担になります。
- ただ、受診券を知らない診療所や医院、病院は少なくありません。そのような場合は、児童相談所の担当者に連絡して説明をしてもらいましょう。または、『里親のしおり』や『里親ハンドブック』を発行している自治体もあります。その中に「医療機関の方へ」といったページがあったら、それを前もってコピーしておき、持参することもできます。
- 定期的な健康診断や予防接種を受けるためには、子どもの病気や予防接種の記録が記載されている「母子健康手帳」が必要です。母子健康手帳は、委託時に児童相談所から渡されます。また、予防接種を受けるときは予診票の記入が必要です。近親者の健康情報について児童相談所に聞いておきましょう。母子健康手帳がない場合は、児童相談所に相談してください。
- 受診券や遠隔地被扶養者証には、原則として子どもの本名が記載されます。し

かし、ひどい虐待で保護された子どもの中には、実親の名字で呼ばれると苦痛に感じる場合があります。そのような場合は、里親姓で呼んでもらうように前もって頼んでおきましょう。自治体によっては、受診券に子どもの実名と通称名が併記できるようになっています。

事例



大きな子どもで配慮が必要なこともある

高校生の子どもがコンタクトレンズをつくるので、初めての病院に一人で行かせたとき、医師が子どもにいろいろ聞いたり、言ってしまったそうです。病院の医療ソーシャルワーカーから電話があって、「医師から息子さんに失礼な言動があったそうです。医師がとても気にしていました。すみませんでした」と謝罪がありました。子どもに確認したら、「いろいろ言われた」そうで、「ソーシャルワーカーさんがあやまっていたよ」と伝えたら納得していました。この子は淡々と受け止める子でしたが、子どもによっては、傷つくことがあるので、高校生でも初めての病院にかかるときには里親がついていったほうがいいこともあると思います。

プライバシーを守るためにメモを活用

診察を受けるときは、「この子は里親家庭の子どもです。里親の名字を名乗っているので、カルテも〇〇（里親の姓）をお願いします。何かわからないことがあったら、私か児童相談所に連絡をください」と紙に書いて初診時に渡します。口で言うと、待合室にいる人たちに聞こえてしまうのでメモを渡すとよいです。



あらかじめ実親から同意を得ておく

将来的に、ある手術をする可能性がある子どもを受託しました。手術には実親の承諾が必要なので、あらかじめ児童相談所が弁護士と相談して文書をつくり、「（実親と）連絡がとれない場合は、手術に関して、児童相談所と里親の判断にまかせる」という一文に同意してもらいました。

3 養育の開始

31 子どもの健康管理と災害時の安全確保、 児童相談所との連携確保

養育指針 第Ⅱ部各論 1. 養育・支援（11）健康管理と事故発生時の対応

- 子どもの状態や発達段階に応じて、体の健康や衛生面への配慮が必要です。委託時には医療機関で基本的な健康チェックを行い、予防接種の記録や感染症の歴をはじめ、実親の遺伝的素質（糖尿病など）などもできるだけ把握しましょう。
- かかりつけ医をつくり、定期的な健康チェックを行うとともに「健康ノート」を作成して、身長体重の伸びや発達状態・疾病歴などを記録しましょう。記録すると、これまで把握されていない子どもの特性がわかることがあります。
- 健康上特別な配慮を要する子どもを迎えるときは、あらかじめ運動制限や日常生活上の注意点および服薬の方法など、具体的な事項を把握します。また、委託前の担当医から新たな医療機関の紹介状を得るなど、医師同士の引継ぎや今後の連携がスムーズにいくように、児童相談所と調整します。家族員で情報を共有したり、救急で別の医療機関を受診するときに利用する資料の用意も大切です。
- 事故や感染症の発生などの緊急時には、第一に子どもの安全を確保し、必要な医療を受けるなどを行います。養育者の説明責任を果たすため、緊急時における児童相談所との連絡方法、緊急連絡をする事故等の程度、実親への連絡の仕方などをあらかじめ児童相談所と確認しておきます。
- 災害への備えは養育者の責任です。災害時の避難方法や子どもの安全確保について、養育者らで確認し、避難袋を用意したり、食料や医療品等の備蓄を行います。
- 子どもと一緒に避難場所を確認しに行ったり、近隣の支援者や理解者から災害時の協力を得るなど、万が一、養育者とともに行動できなくても、子どもがどうしたらよいか、わかるようにしましょう。

事例



災害時に頼れる家庭を見つけておく

東日本大震災のときは委託されていた子どもたち（高校生）と連絡がとれず大変でした。震災後、一人の子どもが通っている学校の近くに住む知人宅に子どもを連れて行き、「災害時はこの子をどうぞよろしくお願いします」とお願いしました。非常時の避難・協力体制がとても大事だと思ったのです（関東在住）。

子どもと一緒に災害時の備えをする

実子が結婚して自立した子どもに電話して「災害に備えて、何か準備している？」と聞いたそうです。そうしたら、「当たり前じゃない。どこで育ったと思っているの？ 一緒に避難用のリュックサックを準備したり、賞味期限が近づいた缶詰を開けてみんなで食べたり、いろいろやったよね」と返事がきたそうです。



病院に配慮をお願いして、落ち着いて受診できた

わが家に来た子どもは、親の保険証を持っています。しかし、ひどい虐待を受けていたため、医療機関の窓口で実親の名字で呼ばれるたびにフラッシュバックを起こして、奇声をあげました。そこで、病院に里親の名字で呼んでくれるように頼んだところ、落ち着いて受診できるようになりました。

緊急時の連絡先を確認しておいてよかった

中学生の子どもが塾帰りに交通事故にあって救急車で運ばれ、意識がなく、骨折していると聞き、すぐに病院に向かいました。夜の10時を回っていましたが、道中、児童相談所に連絡しました。緊急時に担当の児童福祉司に連絡できるシステムがあることを聞いていたのです。すると、すぐに担当者が駆けつけてくれ、実親にも状況を伝えてくれました。幸いにも脳震盪で済み、骨折以外に心配なこともなく、数日で退院できました。でもあのとき、頭の手術が必要になって、里親だけで判断することになっていたらと思うと、児童相談所に連絡がとれて迅速に対応してもらえて本当によかったです。



3 養育の開始

32 里親同士の情報交換の大切さと留意点

養育指針

第Ⅰ部総論 5. 家庭のあり方の基本 (3) 地域とのつながりと連携

- 里親等による養育の最大の特徴は、子どもを中途から養育することにあるでしょう。中途養育には児童相談所など支援者からの情報やアドバイスが必要となりますが、里親仲間のアドバイスも大変参考になります。
- 子どもを受託してから地域の里親会に入会し、仲間づくりを始めるのではなく、里親登録と同時に入会し、里親サロンや親睦会の活動を通して知り合いを広げていくとよいでしょう。また、養子縁組を希望する里親同士や親族里親同士で話してみると、他とは違う共感や養育上のヒントが得られることもあります。
- 子どもを受託したら、里親会のメンバーに話しましょう。子どもの年齢や性別、成育過程などで、自分と似たような経験をしている里親とも交流してみましょう。
- 養育開始時の心配事としては、発達に問題がないか、子どもとの関係がスムーズに築けるか、安心した環境になってから起きる退行（赤ちゃん返りなど）にどう対応したらよいか、などがあります。学童期の子どもの場合は転校が伴ったり、学習進度の違いがあったり、いじめにあって不登校になるケースも見られます。これらへの対応は学校の先生やスクールカウンセラーなどと話すことも大切ですが、里親等の体験談が参考になります。ただ、他の里親の経験や意見をそのまま取り入れるのではなく、子どもの状況に合わせて、吟味することも大事です。
- 実親が外国人で国籍などで難しい問題を抱えている場合や、特有の障害をもっている場合もあります。ケースとしては少ないものの、そうした事情の子どもを養育したことがある里親等を探して、話をしてみることも役立ちます。

事例



委託前から里親仲間をつくる

未委託の頃、里親さんの子どもへの関わり方を里親サロンで見せてもらっていました。子どもを迎えたいま、それがとても役に立っています。委託直後は大変な時期なので、できたら、委託前から里親さんたちとつながるようにしておき、あれこれ教えてもらえるような人間関係をつくっておくといいと思います。

同じ悩みを持つ里親に助けてもらう

子どもに夜尿があって、同じ経験をしている里親さんから夜尿の本を借りて読みました。本には夜尿を相談できる医師のリストが書いてあって、「治らなかったらここに相談すればいいんだ」と安心しました。周囲に夜尿の子どもはいませんでした。里親家庭で暮らす子どもには多いです。仲間の里親さんから本を借りて、正しい知識を得ることができたので、思い煩うことがなくなりました。



気持ちを前向きに立て直すことができた

困ったことを言い合う仲間づくりが必要です。誰かが失敗談を話すと、それがきっかけになり、みんなも話し出すと思います。里親サロンでは「よい子」になる必要はないです。つらさを吐き出すだけでなく、気持ちを前向きに立て直すところまで、みなさんが私に付き合ってくれました。そのおかげで、自分を客観的に見ることもできました。

里親による家庭訪問

委託間もない頃、子どもがなかなか泣き止んでくれずに、自分も子どもと一緒によく泣いていました。いよいよ疲れ切って外出もままならなくなったとき、里親会の紹介で先輩里親さんが家庭訪問に来てくれました。先の見えない状況でしたが、私と一緒に考えてくださり、一人じゃないことを確認できただけで、孤独の涙がうれし涙に変わりました。



4

子どものルーツと 実親との関係

4 子どものルーツと実親との関係

33 生い立ちを子どもとともに受け止める重要性

養育指針

第Ⅱ部各論 1. 養育・支援 (6) 子どもの自己形成

- 子どもの人生は物心ついてからではなく、生まれたときから始まっています。自分の生い立ちを知ることは自分自身を知ることであり、自分とは何かを考え、自分を形成していくのに不可欠です。おもに乳幼児期から長期で養育している家庭や養子縁組している家庭で、子どもに生い立ちを伝える必要性がでてきます。
- 真実告知とは、「私（里母）はあなたを生んでいないこと。生んでくれた人にはいろいろな事情があって、（いまは）あなたを育てることができないこと。私たちはあなたを育てることを心から望んでいること。あなたは私たちにとって大事な存在であること」を子どもに伝え、生い立ちをともに受け止めていくことです。
- 真実告知は一度すれば済むというものではありません。また、唐突に「実は、本当はね……」とこれまでと違う話をすれば、「嘘をつかれていた」と子どもが感じてしまうことも考えられます。日々の生活の中で丁寧に伝え、子どもの思いを受け止めていくことが大切です。
- 子どもの性格や状況、里親との関係をよく考えてから、いつ、どのように伝えるかを検討しなければなりません。子どもの受け止め方を確かめつつ、また成長に応じて、少しずつ内容を深めていくことが大切です。児童相談所や里親支援機関の意見も聞いてみましょう。真実告知は多くの里親が経験してきたことです。里親サロンなどで複数の里親からいろいろな経験談を聞くと、どんな方法が子どもに合うか、参考になります。

事例



記憶が断片的で傷つきのある子どもへの告知は？

現在、3歳の男の子を育てています。実父が暴力的で、常に実母を殴っていたことは覚えています、記憶が断片的なため、実母と私（里母）がオーバーラップしているようです。事実は伝えなくてはいいけないですが、どう説明すれば子どもの気持ちを傷つけないで済むか、悩んでいます。

自分の記録を知ることで落ち着いた例

子どもとの関係が悪くなってしまうことを怖れて、どうしても話すことができませんでした。中学のときに、ひょんなことから血がつながっていないことを知ってしまい、子どもがとても荒れました。児童相談所と何度も相談をして、実親が最初に児童相談所へ来た際の記録をもとに、当時の状況を児童福祉司が説明してくれました。非常に丁寧な記録で本人はとてもうれしかったようで、そこから落ち着いて学校生活を送り、自立に向かっていくことができました。



遊びを通して、一緒に乗り越えた

うちの子は元気いっぱいの男の子です。彼は2歳になったばかりで、わが家に来ました。4歳になったある日、私は「ママはあなたのことを産んでないの。産んでくれたお母さんはほかにいるのよ」と伝えました。それを聞いた途端、子どもが大声で泣き始めたので、私はひどく動揺し、うなだれてしまいました。しばらくして、子どもが泣きながら、「パパとママから生まれたかった」と何度も言いました。彼は以前のベビーホームでの暮らしも、わが家に来た日のことも覚えていて、でも、一言も言わないでいたのです。

その後、子どもは『赤ちゃん生まれ』をせがむようになりました。それは、私と二人でする遊びで、私がソファに横になり、毛布をかけていると、子どもが毛布の中にもぐってきて、私のおなかの上に乗ります。私が大きな声で「早く赤ちゃん、生まれなかなあ」と繰り返すと、子どもは毛布から「ばぶっ」と言って、うれしそうに顔を出します。私は「まゝ！かわいい赤ちゃんが生まれた」と言いながら、子どもを撫でてあげます。その遊びは1日に8～9回、4ヵ月ほど続けました。この遊びは、彼にとってどんなことよりも大切だと思ったので、『赤ちゃん生まれ』をせがみに来ると、必ず応じていました。

4 子どものルーツと実親との関係

34 子どものルーツと子どもへの支援

養育指針 第Ⅱ部各論 1. 養育・支援 (6) 子どもの自己形成

- 生まれてきたことを子どもが肯定的に受け止められるよう、子どもの気持ちに寄り添い、支援することが大切です。
- ルーツ探しとして、実親の情報を求めたり、実親との面会を希望する子どももいます。子どものそのような気持ちを大切に受け止め、どのように対応するか、児童相談所に相談しましょう。
- おもに小学2年生の生活科で行われる「成長の振り返りの授業（生い立ちの授業）」は、子どものプライバシーの問題が発生してくるので、子どもの状況に合わせて、学校と事前に打ち合わせておく必要があります。子どもが自分の生い立ちを知っているかどうかや、血縁がないことを周囲にオープンにしているかどうかで、学校に求める配慮も違ってきます。小学4年生の授業で行われる「二分の一成人式」も生い立ちが関連してくるので、同様の準備や連携が必要な場合があります。
- 子どもには生い立ちを伝えているけれども、周囲にも学校にもオープンにしていない場合は、子どもと話し合っ、子どもが納得する授業の受け方を考えていくことが大切です。
- 成長の振り返りが、子どもにとってつらい過去の振り返りにならないよう、子ども自身が自分の成長を確かめる喜びにあふれた授業になるよう、学校に配慮を求めましょう。里親サロンなどで、他の里親等の経験談を聞き、アドバイスを参考にするのも一つの方法です。
- 人生のさまざまなイベント、子どもが関わってきた人や物などを写真や絵や文章でまとめるライフストーリーワークは、子どもが自分を「他者とは違う固有の存在」「尊厳を持った大切な自分」であるという気づきをもたらしますが、行う際には十分な準備が必要です。

事例



子どもがルーツ探しをするまでに

うちの子は赤ちゃんのときから施設で生活してきたので、自分の生い立ちを知りません。小学生のときにわが家に迎えて、楽しく暮らしています。でも、彼もいずれは「自分のルーツを知りたい、探したい」と思うでしょう。そのとき、実母がすでに亡くなっていること、実父の情報がないことに彼が向き合わなければならないことを考えると、想像するだけで胸が苦しくなります。だから、彼には「生まれてきてくれて、ありがとう」と何度も何度も伝えたい。そのときがくるまでに、お互いの絆を強く確かなものにしておきたいと思っています。

担任の先生からのアドバイス

生い立ちの授業では担任の先生にお世話になりました。私の地区では里親家庭が増えています。今後のためにも、学校への相談方法を先生に聞いたところ、次のようなお返事でした。「この小学校で、保護者と一対一でお話ができるのは、5月の家庭訪問のときが最初になります。成長の振り返りの授業は小2の3学期ですが、この前におうちの方が話を切り出してくださいと、担任としてありがたいです。でも、5月は知り合ってからまだ1ヵ月しか経っていません。この機会にプライベートな話をするのは難しいかもしれません。要は、話す必要があると判断したときに機を逃さずに話していただくことが重要なのだと思います。すべての子どもが安心して成長できるよう、私も里親制度を勉強させていただきます」。小1の子どもを育てている地区の里親にこの話をしたら、「どういうタイミングで先生に相談すればいいか参考になった」と言ってくれました。



ライフストーリーワークとは

1950年代にアメリカで里親委託や養子縁組の準備として、ソーシャルワーカーが子どもの歴史を記した本を作成したのがその始まりであるとされています。ライフストーリーワークは、子ども自身が自分の人生を肯定的に受け止められるようにすることを目的としており、イギリスでは専任のライフストーリーを行う職員（ライフストーリーワーカー）が行うことがあります。ライフストーリーワークは養育に効果的な援助方法ですが、実施時期や子どもの状態・状況の検討、またライフストーリーワークを行う上での事前の情報収集などが重要であり、慎重に行う必要があります。

4 子どものルーツと実親との関係

35 子どもにとっての 実親の存在

養育指針 第Ⅱ部各論 1. 養育・支援（7）実親との関係

- 里親のもとで暮らす子どもたちの家族関係は複雑です。遺伝上も法律上も、実父母である両親がそろっている例は、少ないと言ってよいでしょう。お父さんがわからない、お父さんが何度も替わった、子どもが実母だと記憶しているのは実は継母や祖母であるという例は、決してめずらしいことではありません。
- 子どもたちにとって実親は大切な存在です。ただし、前述のような複雑な事情から、子どもの「実親が大切」という中には、子どものルーツ、願い、記憶などがいろいろと含められていることを意識しておかなければなりません。
- 一つには、子どもにとって、遺伝的なつながりのある実父母が大切だということです。人は、自分がどのように生まれ、自分とは何者なのかということを問い続けるものです。子どもたちが、「実親について知りたい」と願い、「自分がどのようにして生まれて来たのかを知りたい」と願うのは当然のことです。
- 二つめとしては、子どもには、「実親に愛されたという記憶がある」、あるいは「実親に愛されなかったということは受け入れがたく、葛藤を伴う」ということです。前者を否定することがあってはなりませんし、後者を整理するには相当の時間やプロセスが必要です。実親を美化することは適当ではありませんが、否定したり、悪いイメージが先行させるようにすることもまた、不適切です。子どもと実親との関係や個々の状況をふまえて、適切な時期に適切なかたちで、事実を受け止められるように支援することが大切です。
- 上記については、おもに長期の委託で、しかも交流がほとんどない乳幼児からの委託がイメージされることと思います。しかし、実親と最近まで一緒に暮らしていたり、交流があったり、近い将来には、その実親のもとに帰ることが予定されているといった場合もあります。このような場合でも、対応の基本は変わりませんが、実親が子どもたちにとってさらに重要で決定的な存在であることを、はっきりと自覚しておかなければなりません。実親が、必ずしも「利益」

だけをもたらしてくれるばかりではないにしろ、子どもたちにとっては「無二」の存在であることを、常に念頭においておきましょう。

事例



私のお母さんはえらい！

私を産んだお母さんはえらいと思う。お金がないので、割り切って「他のお母さんを探してください」と児童相談所に言えたのはすごい。

実親からの精神的な自立

18歳で措置解除を迎えた子どもが実親に保証人を頼んだのですが、断られてしまいました。そのとき、実親に対する漠然とした期待がなくなり、精神的な自立が始まりました。



実親の悪口を言ってはいけない

一時期、高校生の子どもが私（里母）の前で実母の悪口をさんざん言いました。こういうときはうなずきながらゆっくりと聞くのが一番です。「そんなにひどいお母さんだったのね、あなたも苦労したのね」と言ってはいけません。「私は母の悪口を言ってもいいけど、他人（里親をふくめ）からは言われたくない」と子どもが話していました。子どもはつらいから言うかもしれないけど、人から自分のルーツを悪く言われると、子どもの自尊心が傷つきます。

実親を求める気持ちに応える

子ども同士の会話をふと耳にした際、子どもたちが実親自慢をし合っていたので、胸が痛くなると同時に切なくなりました。実際は、どの子も実親との交流はほとんどないのですが……。そんな中で、親をまったく知らない子どもが自分のルーツを知りたがり、「どんな親でもいい。自分はどんなところで生まれたのか。それくらいは知りたい」と訴えてきました。その心の叫びに何とか応えたいと思い、児童相談所に頼んで実親のことを調べてもらいました。実親とは一緒には暮らせないとわかりましたが、子どもとしっかりと向き合い、きちんと説明をすることで、子どもはつらさを乗り越え、前向きになっていきました。その強さに驚いています。



4 子どものルーツと実親との関係

36 忠誠葛藤～実親と里親の間で揺れる心

養育指針

第Ⅰ部総論 2. 社会的養護の基本理念と原理 (2) 社会的養護の原理

- 社会的養護の原則は、子どものアイデンティティの源である実親について、悪く言わないこと、否定しないことです。それはつまり、子どもの生命をこの世に送り出した人の存在を大切にすることが、子ども自身を大切にすることでもあるからです。
- 子どもが委託された家庭になじみ、新たな養育者との情緒的関係が育ち始めると、「実親と里親のどちらかに忠誠心（信頼感）を持たなければならない」という気持ちがわきあがり、三角関係のような葛藤を抱くことがあります。ステップ・ファミリー（離婚してどちらかに引き取られた子どもを連れて再婚した家庭）にも見られ、忠誠葛藤（ロイヤリティ・コンフリクト）と言います。
- 実親と交流をすることで、そのような葛藤を抱くこともありますし、交流がない中で新たな養育者との関係を深める自分への迷いや不安、抵抗、自責の念などが出てきたりします。また、実親のことを忘れて、ときには事実とは違うよいイメージだけで実親のことを理想化・空想化し、ファンタジーのように語る姿があったりします。
- 子どもは、多様な分離・喪失体験を重ねてきています。そのことを考えあわせると、子どもの気持ちが揺れることが悪いわけではなく、自然で意味があることがわかります。よって、ときには喪失からくる怒りや不安、痛みも表現されますが、子どもの気持ちに養育者が寄り添い、一緒に揺れ動きながら、受け止めることが関係を深めるのです。

事例



子どもの本音

家族ぐるみで親しくしている別の里親さんから「〇〇ちゃんが実親に会いたいと言っていたわよ」と聞きました。一緒に暮らしている私にはそんなことを考えているそぶりは見せませんでした。聞いたときは、それが子どもの本音なんだとショックを受けましたが、子どもの気持ちを知ることができてよかったです。

子どもの気持ちに寄り添う

子どもが泣きながら、私を「お母さん」と呼べないと言ったことがあります。行方不明の実母と再会するときに、二人を「お母さん」と呼べないからという理由でした。私の知らないところで周囲から「実のお母さんが戻れば、そちらに気持ちが傾くんではよ」と言われたそうです。つらい思いをさせてしまいました。「産んでくれたお母さんを『お母さん』と呼ぶのは当たり前のことよ」と言うと、やっと安心した表情を見せてくれました。



親が二人いてラッキー

友だちに「私は養子なのよ」というと、「聞いちゃいけないことを聞いてしまったようで、ごめん」と戸惑われます。だから、「養子なのよ」のすぐ後に、「私には生みの親と育ての親の二人の親がいるの。二人いてラッキーなの!」と言うようにしています。そうすると友だちも「二人も! なんかうらやましいなあ」と明るく答えてくれます。これは友だちに用意した言葉じゃなくて、心から思っ出てくる言葉なんです。

呼び方を子どもに決めてもらう

子どもを迎えたとき、私たち夫婦のことを「パパ、ママと呼んでね」と深く考えずに子どもに言ったら、子どもが不安定になってしまいました。そこで子どもに呼び方を決めてもらい、実親を「パパ・ママ」、私たちを「お父さん・お母さん」と呼ぶことになりました。分けて呼ぶようになったら、気持ちの整理がついたのか、子どもは落ち着きました。次に子どもを迎えたときは、子どもに呼び方を決めてもらうことを、児童相談所から子どもに事前に伝えてもらいました。児童相談所は、いくつか候補をあげてくれていたようです。その子は自然と「おじさん・おばさん」と呼ぶようになりました。



4 子どものルーツと実親との関係

37 実親の権利・義務

養育指針 第Ⅱ部各論 1. 養育・支援 (7) 実親との関係

- 平成 24 年 4 月に民法、児童福祉法の親権に関わる改正条文が施行されました。ここでは親権者は、「子の利益のために子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う」とされ、親権は子どもの利益のために行使されるべきものであることが明確になりました。
- 実親は、たとえ子どもと離れて暮らしていても、子どもに対する監護、教育する責任を果たさなければなりません。また里親等は、実親が親権を濫用し子の利益に反するような権限行使でない限り、実親の監護、教育する責任を尊重することが求められます。もちろん実親が子どもと交流することや、子どものことを実親が知ることは、子どもの権利であり、実親の権利でもあるので、尊重しなければなりません。
- 実親が、子どもの利益を脅かす、あるいは責任をまったく果たさないというような場合には、まず児童相談所による任意（強制力を伴わない）の指導・援助を行うようにします。それでも改善されない場合には、児童相談所は、家庭裁判所への申立を行い、強制的な対応の実施を求めて行くことになります。具体的に言えば、「親の意に反した里親委託・施設入所」「親権の一時停止」「親権の喪失」といったものです。このうち「親権の一時停止」は、先に紹介した法律の改正によって導入された制度です。
- また、里親等は、親権者があっても監護、教育および懲戒に関し、子どもの福祉のために必要な措置をとることができ、子どもの親権者等は、それを不当に妨げてはならないと規定されました。たとえば、子どもの自立時の賃貸契約を妨げたり、就職を妨げたりすることや子どもの進路選択に反対するなどのことを、正当な理由なく行うような場合です。このような場合は、児童相談所に相談して、一緒に説明してもらったり、必要に応じて面会通信の制限を行ってもらう等ができます。最終的には、先にあげた親権の一時停止のような法的な対

応もあります。

- ただし、これらは実親を罰するための制度ではありません。申し立ての是非は、実親が悪質だから認められるということではなく、子どもの利益が図られるかどうかポイントです。これらの制度の適用も含めて、関係者が協働して子どもの利益を実現して行くという捉え方が重要です。

事例



親子関係がうまくいこう、児童相談所の力を借りたい

実父との面会が月に1～2回あります。実父が子どもに愛情があるのはわかりますが、それを言葉で表現しないので、子どもは満足できないようです。実父に子どものよさを伝え、「たくさんほめてほしい」と伝えても、「調子に乗るだけだから、ほめないほうがいい」と言います。実父自身もそのように育てられてきたのでしょう。子どもにはお父さんのがんばりを伝え、父親を慕う気持ちが育つように心がけています。

病院通いを軸に親子関係を保つ

高校生の子どもには持病があり、定期的な通院が必要です。児童相談所と相談の上、子どもの医療に関することは実親がすることになりました。通院のときは子どもが医療券を持って出かけ、病院で実親と待ち合わせをします。お金の支払いは発生しませんし、問題が起きたことはありません。実親は親としての義務を果たしていることに満足しているようです。実親家庭での外泊や面会が少ない子だったので、親子の絆を保つ機会になり、よかったと思います。



4 子どものルーツと実親との関係

38 実親との交流・調整

養育指針 第Ⅱ部各論 1. 養育・支援 (7) 実親との関係

- 日本が平成6年に批准した国連「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」の第9条第3項には、「締約国は、児童の最善の利益に反する場合を除くほか、父母の一方又は双方から分離されている児童が定期的に父母のいずれとも人的な関係及び直接の接触を維持する権利を尊重する」と記されています。実親との面会・交流は、子どもの権利ですので、できるだけその機会を保障することが必要です。
- 子どもにとって実親との交流は、自分を肯定的に捉えたり、実親を求める気持ちを少しでも満足させられる大切な機会です。子どもが自分の生き立ちを受け止め、これからの生活を組み立てていくためにも、とても重要な機会になります。
- 実親の多くは、さまざまな生活上の課題を抱えています。子どもと実親の面会・交流の機会が増えれば、必ずしも望ましい交流ばかりではなく、悪影響やトラブルのおそれもあります。これを未然に防止したり、悪影響を少なくするためには、児童相談所による実親に関する調査が重要です。子どもが虐待を受ける、あるいは、連れ去りや強制的な引取りのおそれがあるといった場合には、交流の禁止もやむを得ません。しかし安易に禁止するのではなく、調査にもとづいて実親の人となりや状態を的確に判断し、時間や場所を選ぶなど適切な方法を吟味して、子どもの最善の利益を保障できるように交流を行うことが必要です。
- 現状では、里親の多くは、子どもと実親との交流を体験したことがありません。児童相談所は、これに消極的で、実親と子どもを養育する里親との直接接触を禁止している例が多いようです(全国児童相談所長会調査)。平成20年2月1日に行われた厚生労働省の調査によれば、里親に委託されている子どもの7割以上は、面会外泊、手紙や電話などの実親との交流がまったくありませんでした。こういった状況で、今後実親と子どもの交流を進めるには、さまざまな課題が発生するかもしれません。子どもと実親の交流が子どもにとってよい機

会となるように、細心の注意を払うとともに、里親だけが抱え込まずに、児童相談所や里親支援機関と十分な連携をとっていくことが必要です。

事例



運動会でお母さんを見つけてうれしかった

お母さん（実母）が学校の運動会に来てくれて、うれしかった。会うと照れてしまうし、とくべつ話すこともないんだけど、来てくれたことがうれしかった。里親さんも喜んでくれた。明日からまたがんばるぞ！

面会予定を子どもに伝えるべきか否か

子ども（当時小1）との面会の約束をドタキャンする実親がいました。前もって面会予定を子どもに伝えて、実親にキャンセルされてしまうと、子どもが傷つくかもしれないので、児童相談所に子どもを連れて行って、実親が来ているのを確認するまでは子どもに言いませんでした。でも、ある研修で、面会の1週間前から「実親に会うんだよ」と言って、心の準備をさせたほうがいいと聞きました。ドタキャンの可能性を考えると、言えませんでした。言うべきなのかどうか、結論が出ません。



18歳になってからの面会

小学校低学年で委託された子どもが18歳になったときに実母との面会が実現しました。実母もしばらく落ち着かない生活をしていたので、子どもの成長を見ながら、面会の時期を児童福祉司と相談してきました。子どもは「お母さんが幸せそうでよかった」とうれしそうに話し、その後も何度も交流する機会を持つことができます。

実母との交流で子どもが安定した

委託中の男の子は、まだ幼かったときに実母のもとから緊急で迎えました。実母は旅館の住み込みなどをしてがんばっていましたが、その後再婚。遠くで暮らしていることもあって、なかなか子どもを引き取ることができません。でも、彼の誕生日などには必ず手紙を送ってきます。子どもにとっても、母親の存在が支えになっているようです。一概には言えないでしょうが、実親の存在がはっきりとあり、子どもの支えになっている場合には、たとえ再統合の可能性は低くても、ある程度積極的に交流したほうが子どもは安定する、というのが私の実感です。



4 子どものルーツと実親との関係

39 子どもと実親のために 里親ができること

養育指針 第Ⅱ部各論 1. 養育・支援（7）実親との関係

- 「里子に出す」「里親に出す」という言葉があるように、里親に子どもを委託することは、ほとんど「子どもを手放す」という理解につながりやすいようです。しかし、社会的養護では里親委託優先を原則とし、すべての子どもを里親委託の対象とするならば、こういった里親委託のあり方や、それにもとづく里親委託についての意識を根本から変えていかなければなりません。
- それでは、これからの里親委託とは、どういうものであるべきでしょうか。それは、里親委託を、「実親とともに子どもを育てる」、あるいは「子どもの生活と育ちを支援することによって、実親が自分の生活課題を解決し、子どもと実親が再び一緒に生活できるようになることを応援する」ものとしていくことです。つまり、里親委託とは、子どもの幸せを実現するための実親と関係者との協働だと位置づけられるものと言っていいでしょう。
- しかし、このような働きは、里親だけで行えるものではありません。里親は子どもの養育が第一義的な役割で、これを行うことだけでも大変な努力が必要です。これに実親の指導や援助までをこなすということになると、かなりの困難が予想されます。里親に求められることは、実親を直接指導・支援することよりも、子どもをしっかり育て、そのことを通じて実親を支援することです。
- 実親と子どもの交流に対する支援や、実親が自分の生活課題を解決するための支援は、おもに児童相談所、児童家庭支援センター、新たに配置されることになった里親支援専門相談員などの専門の職員や機関の役割です。里親が取り組めることはこれらの機関や支援者らに協力し、実親に信頼される養育を行うこと、子どもの養育をオープンにすることによって、実親と子どもの交流を保障し、実親が子どものことを理解できるようにしていくこと、そしてそのような活動を通して実親を励ますことです。

事例



里親宅での実母と子どもの交流

生後8ヵ月から数年間、委託されていた子どもがいました。隣の市に住む実母は1週間に1度、わが家に面会に来て、1時間くらいわが家で過ごしていました。実母は平日は一生懸命に働き、週末に赤ちゃんの顔を見ることが励みになっていたようです。その後、実母は生活を整え、子どもは実母のもとに帰ることができました。実母はわが家に通っていたので、わが家のことをよく知っており、子どもが戻った後に何か訴えても「アレのことね」と理解できたと聞きました。

子どもの様子がわかって助かった

子どもを預かってもらっていた里親さんから、小学校での様子、友だちの名前、日々の生活のことを記録したノートをもらいました。子どもと離れていた期間の様子がわかり、子どもとの会話もうまく進みました（実母より）。



里親から実母への働きかけ

入院している実母の見舞いに子どもを連れて行く前に、児童相談所と私で見舞いに行きました。子どものよい点を中心に様子を話し、児童相談所からは子どもが見舞いに来たときに、子どもをほめてもらうように言ってもらいました。あるとき、学校の友だちを叩いたことを実母に話し、実母から子どもに「里親さんがもう注意したので、お母さんは注意しなくていいですよと言っていたけど、お母さんは話を聞いて残念な気持ちになったよ」と言ってもらいました。

お互いに顔を見ることができて安心した

赤ちゃんを預かって数ヵ月が経ちます。あるとき、子どもを抱いて児童相談所に行ったところ、偶然、子どものお母さんと会ってしまいました。会うまでは「いったいどんな人なのだろう？」と、正直不安でしたが、ごく普通の女性でした。それで、思わず「お母さん、がんばってね。私、応援しているから」と声をかけたのです。児童相談所の人によると、お母さんは「里親さんに励ましてもらって、うれしかった。あの人のためにもがんばります」と言っていたそうです。



5

子どもの行動の 理解と援助

5 子どもの行動の理解と援助

40 子どもを育む 安定した生活

養育指針 第Ⅱ部各論 1. 養育・支援 (8) 衣食住などの安定した日常生活

- 衣食住を柱とした日常生活が、養育の軸となる養育者によって保たれることは、子どもの成長と情緒の安定、そして自立支援にとって欠かせない意味を持ちます。生活リズムを回復すること、子どもとしてケアされることは、自分が「大事にされるだけの価値のある存在」であることに、子どもが気づく体験にもなります。
- 里親等の養育者による養育だけが、子どもの心身を安定させ、成長させ、生きる力を増進させるものではありません。養育者や養育者の家族と日々接点を持って、関わり合うこと、お互いに心配し合う関係を体験すること、生活の変化やいろいろな出来事とともに体験していくことが、次第に情緒的関係と帰属意識を形成し、それらもまた、子どもの支えとなります。
- メニューに変化があり、その子どもの好きなものや季節の味わいを取り入れた食事、家庭でなければ食べられない「わが家の味」の体験、子どもの体に合った清潔な衣類、一緒に干したあたたかな寝具など、ごく当たり前の日常生活を体験する中で、かけがえのない、人間らしい暮らしの原体験が積まれていきます。また、安心して明日を迎えてよいのだという安定感を子どもにもたらしめます。
- 子どもの好みや希望に沿った余暇を過ごすことも、子どもの意欲を育てます。地域に根差した養育者の生活の中で、子どもが養育者の親族、友人、近隣地域の人々と関わることもまた、社会性や人間関係の広がりを体験する機会となります。養育者が暮らす生活の場に、子どもが委託されることの意味がここにもあります。
- 子どもは生活経験を通して、家庭生活や社会生活のモデル、地域に生きる大人モデルを日常的に獲得していきます。家庭養護には、家庭ならではの日々の変化を活かす養育の柔軟性が期待されます。

事例



集団になじみにくい子が落ち着いて

男の子を引き受けてから5年になります。この子は集団にはなじまなかったようで、施設から移ってきた当初は自己中心的な行動が多かったのですが、時間とともに落ち着いて、学校でもイキイキとしています。以前は対人関係が苦手で、すぐにキレる、物を盗る、生活上のマナーが学習できない、授業中に落ち着きがないなどの問題がありましたが、ストレスが減ったのか余裕が見えるようになり、いまでは会話の中で多少のジョークも言えるようになりました。

子どもは家庭で変わる

生協の荷受けに毎週、子どもを連れて行っていました。迎えてから2ヵ月経った頃、同年齢の子どもを持つお母さんに「子どもって、家庭ですいぶん変わっていくんですね」と話しかけられました。子どもは初めは表情が暗く、隅に一人で立っていたのです。ですが、だんだんと話したり、笑ったりするようになり、ついには他のお母さんと手をつなげるようになりました。少しずつですが毎週、変化していました。そのお母さんの「子どもは家庭で変わる」の一言に、里親としてのやりがいを感じました。



子どもには隠し事をせず、オープンに

わが家には中学生や高校生が委託されるので、いわゆる真実告知は必要ありません。でも、別の意味での告知というか、子どもたちには行政から生活費や教育費が出ていることをしっかり伝えています。里親に遠慮しないで、のびのびと生活してほしいからですが、彼らの自立後のことを考えると、金銭管理はとても大事です。なので、毎月家計簿を広げて、食費や水道光熱費等にいくらかかるのかを見せ、「ムダづかいはしないように」と伝えています。

正しくても不安になる

里親さんから「将来、誰も頼る人がいないと思って生活習慣を身につけなさい」と言われました。生活のために教えてくれた家事やマナーなど、叱られることばかりで、身に付けられませんでした。私の将来を心配してくれたのですが、教えられる内容より、叱られることを気にしてしまい、落ち着けませんでした。



5 子どもの行動の理解と援助

41 子どもが自分の気持ちを表現できる環境づくり

養育指針 第Ⅱ部各論 1. 養育・支援（10）子どもの選択の尊重

- 子どもの中には、自分の気持ちをうまく表現することができない子がいます。大人から語りかけられたり、話を聞いてもらったりする経験が少ないために、自分の気持ちをどのように表現したらいいかわからないことが理由の一つです。自分の気持ちを表現し、ときには相手と対立し、同意を得るという経験は子どもの発達には欠かせません。
- 子ども一人ひとりの選択を尊重し、子どもが自分の興味や趣味に合わせて自発的な活動ができるよう、工夫しましょう。子どもが自分の好みや要望を表現できる雰囲気生活を生活の中につくることが大切です。
- そして、子どもが自分の要望を表明するとともに、他者の要望も受け止めながら、対話ができていくように、ときには養育者が仲介しながらコミュニケーションの育ちを支えていきましょう。
- 大人は、子どもに失敗させたくない気持ちを持つものです。しかし、子どもの発達に合わせて選択させた結果、子どもが選択を誤ったとしても、それを受けて止めて学べるように支えることも大切です。

事例



気持ちの伝え方がわからなかった

実親の家ではいつもハムやパンを食べており、焼いたり、煮たりした食べ物を食べたことはありませんでした。里親家庭に来て、温かい味噌汁やご飯に驚き、食べなかったら叱られました。「冷たい食べ物だったら食べられる」と伝える方法も当時は知りませんでした。里親は「何が食べたい？」って聞いてくれたと思いますが、知らない環境でどのように自分の気持ちを伝えたらいいのか、まったくわからず、泣いていました。環境に慣れた頃、スーパーでハムやパンを見つけて、里親さんに「あれ！」と伝えられたときのうれしさが、いまだに心に残っています。

受け入れてもらえないと会話する気がなくなる

里親に自分の意見を言っても「うちではこうやっているから」と返事されると、私は「うち」じゃなくて「そと」の人間なのだなあと感じます。一応、話は聞いてくれるけれども、返事に期待できないので、会話する気がなくなってしまうです。



子どもに選ばせるようで、実はさせていない

動物園でお土産を買うとき、「なんでも選んでいいよ」と言って、当時5歳の子どもに選ばせました。彼が選んだのは、どこのおもちゃ屋にもある自動車でした。私は動物グッズを選ぶと思い込んでいたので、「ダメ、動物のにしなさい」と言って、子どもを大泣きさせてしまいました。「なんでもいいよ」と言ったんだから、何を選んでも OK にすべきでした。アクセルとブレーキを同時に踏む、というのはこのことですね。

自分の希望が通り、職業訓練校に通えてよかった

僕は小学校のときから勉強ができず、成績は1と2ばかりでした。だから、高校進学はあきらめて職業訓練校に入ったのです。料理が好きだったので調理師のコースを選びましたが、好きなことはどんどん頭に入るものですね。成績優秀者になり、いまではレストランに就職して充実した日々を送っています。進路を決めるとき、無理に高校進学を勧めなかった里親に感謝しています。



5 子どもの行動の理解と援助

42 子どもの行動の理解と 専門機関への相談

養育指針 第Ⅱ部各論 1. 養育・支援（13）行動上の問題についての理解と対応

- 子どもは日々さまざまな表情を見せ、さまざまな行動をします。それは養育者にとって、楽しみや喜びであると同時に、その内容が好ましいものでなく、理解しがたい場合には、苦痛や悩みの種となります。
- 子どもの言葉や行動の背景もさまざまであるはずです。それは委託初期に限りません。何年にもわたって養育してきた子どものことであれば、養育者が最もその子どもをわかっているでしょう。しかしそれでも、自分たちの考えだけではなく、別の人や別の立場の人の見方や意見を聞いてみる必要があります。理解しがたい子どもの行動も、違う方向から見ることで腑に落ちる場合があるからです。
- また、一度相談した場合であっても、「なにかおかしい」「納得できない」という場合には、もう一度聞いてみる・尋ねてみるのが、子どもの幸せを実現する上で必要です。誰にも聞くことをせずになんばり続けてしまうと、養育者と子どもの双方が疲れてしまいます。そうならないように「餅は餅屋に」という言葉にもあるように、医師や心理士などの力も活用してください。

事例



子どものための支援チームで相談

障害のある子どもの打診が来たとき、明らかに自分の力不足を感じたものの、ぜひ引き受けたいと思いました。ただ、自分がやれることには限界があるので、児童相談所に子どものための支援チームをつくってもらうようお願いしました。児童相談所の里親担当者と里親支援専門相談員、市役所の子育て支援課の職員、学校の先生とチームで月に1度、ケースカンファレンスを開いてもらっています。とても心強く、お願いしてよかったです。

行動の裏にある苦しみを理解しつつ見守る

子どもは中学1年の夏休みの頃からずっとイライラして、何かというと私に当たってきます。彼女には私に言えない苦しみや不満があり、それを反抗という形でぶつけてくるのでしょう。そう思っただけでも、こちらが一生懸命に話しても無視されたり、反抗的な態度をとられると、ムッとするし、無力さも感じます。でも、年齢のわりに幼く、育ち切れていない部分を見ると、親の愛情が一番必要だった乳幼児期に十分に甘えられなかった悲しさを見るようで、気長に見守っていこうと思います。



子どもは新しい環境に適応するために、必死にもがきます

理解しがたい子どもの言動を説明してくれる言葉として、よく「試し行動」という言葉があてられますが、注意を要する言葉でもあります。赤ちゃん返りをしたり、いたずらをしたりする行動は、あたかも「この養育者が本当に自分を受け入れてくれるのか」「ここが自分の居場所なのか」ということを子どもが確認しているかのように見えます。しかし、子どもたちは、決して自覚的に「試して」いるわけではないのです。新しい環境に必死に適応しようとして「もがく」行動を、ズルさを連想させる「試し」という言葉で表現することが望ましくない場合があります。このことは、幼児だけではなく、小学生や中高生の委託の場合にも言えます。

「試し行動」という表現が前提とする、「一時のもの」であることが当てはまらない例もあります。たとえば「試し行動と捉えていたが、実は違っていた」「病的なものであった」「障害が背景にあった」「養育者の関わり方が子どもの状況にマッチしていなかった」等が考えられます。子どもの行動の解釈が独りよがりにならないよう、児童相談所や里親支援機関などの意見も求めていくことが必要です。

5 子どもの行動の理解と援助

43 他の子どもや 実子への配慮の仕方

養育指針 第Ⅱ部各論 1. 養育・支援 (9) 実子を含む家族一人一人の理解と協力

- 養育者や児童相談所は、家庭養護が実子の養育体験とは必ずしも同じではないこと、一人の子どもが加わることによって家庭内の力の関係が変化し、同じ家庭で生活する一人ひとりが影響を受けることを考慮する必要があります。
- 家庭養護では、「家族の誰かだけが新しく迎える子どもとの生活に参加しない」というわけにはいきません。先に受託している子どもを含め、家族全員が子どもを迎えることで起きるさまざまな変化を受け止める必要があります。
- 新たな子どもを受け入れられる状況かどうか、養育者や児童相談所は、家庭や子ども（実子や先に委託されている子ども）の状況を把握し、判断することが大切です。状況を把握する際、家族一人ひとりに意思の確認をしましょう。
- 生活を共有する立場である実子に対しても、意見の表明ができるように配慮が必要です。自由に意見が言える雰囲気は、養育者と児童相談所や里親支援機関等の職員それぞれが、配慮していくことでつくられます。
- 養育者は、他の子どもや実子についても悩みを抱え込まないよう、児童相談所や里親支援機関、里親サロン等を利用するとともに、子どもたちと個別に過ごしたり、話したりする時間をつくって、家庭内を安定させていきましょう。

事例

**親族の理解が得られず、子どもにも悪い影響が**

迎えた子どものことを夫側の親族が認めておらず、子どもの前で不適切な言葉を発したりします。登録時、児童相談所に「親族の理解はあるので大丈夫」と言ってしまったので、児童相談所にはなかなか相談できません。当時は、「育てるのは私たちで、親族は関係ない」と思っていたのですが、いまになって親族の理解が大切だったとわかりました。

迎えた子どもの存在で先に委託されている子どもが不安定に

子どもがわが家に来てから、みるみる成長し、とてもうれしく感じています。ただ、先に委託されている子ども（男の子）への影響が大きく、彼が不安定な状態になりました。実家の両親の協力を得て、彼と二人だけで出かけるなどして、彼との時間を確保しているのですが……。どちらの子どもの成長にもわが家がいいと思うので、悩んでいます。

**家庭復帰で、実子が喪失感を感じて**

実子が小1のとき、3ヵ月間わが家にいた子どもが実母のもとに帰ることになりました。当時、実子の日記には「今日、ぼくは学校でボーッとしていました。先生になぜボーッとしているのか聞かれました。〇〇君（3歳）が家に戻ってしまうと思うと勉強できませんでした」と書いてありました。私もさびしかったので、実子と一緒に「〇〇君、どうしているかな。いま、保育園に行っているだろうね。元気であるといいね」と分かち合いました。

実子が本音や悩みを話せる人や場所が必要

子どもが里親家庭で生活することは、実子にとってよいことも悪いこともたくさんあります。いろいろな我慢をすること、委託された子どもや親のフォローをすることなど、いままでにない家庭内の役割が出てきます。私もがんばっているのに、「お母さんとお父さんは偉いわね」「里親なんてすごいわね」と言われると、自分に悩みがあっても、親にも友人にも言い出せないことが多いです。実子が本音を語れる人や相談場所があったらいいと思います（実子より）。



5 子どもの行動の理解と援助

44 家庭養護における 子ども同士の育ち合い

養育指針 第Ⅰ部総論 5. 家庭のあり方の基本 (1) 基本的な考え方 (家庭の要件)

- 里親家庭やファミリーホームでは、複数の子どもたちがともに生活をする場合があります。子どもたちとは、委託されている子ども、養育者の実子、養子などです。また、養育者の親戚の子どもや孫などとのつながりを持つこともあります。
- 親と子の関係は「タテの関係」、友人は「ヨコの関係」、きょうだい関係は「ナナメの関係」と言われています。家庭養護では、子ども同士が「きょうだい」のような「ナナメの関係」で育ち合うことができます。
- しかし、一般的なきょうだい関係とは異なり、子ども同士も中途からの関係であることや、それぞれの成育歴などが異なっているので、関係をつくるのが難しいこともあります。
- 新しい子どもを受託する際は、養育者とのマッチングだけではなく、すでに里親家庭やファミリーホームで生活を送っている子どもの状況を考えていくことが大切です。
- 家庭生活の中で、年長の子どもがお手本になったり、年少の子どもへの優しさを持ったり、子どもが一人では学ぶことができない家庭での子ども同士の関係がつくられ、ともに成長していくことが望めます。

事例



ひとりぼっちではない

僕は児童養護施設から里親家庭にきました。お母さんやお父さんとたくさん話せることはうれしいけど、最初は子どもが一人だったら寂しいなとか思っていました。でも他にも子どもたちや実子のお姉ちゃんがいる、ひとりぼっちじゃなくて寂しくありません。一緒に暮らしたら家族になりました。

みんなで飲むからおいしい

一番上の男の子が冷蔵庫からリンゴジュースを取り出し「飲む人？」と声をかけました。「そういうときは一人で飲んじゃうんだよ」と私が言うと、彼からは「みんなで飲むからおいしいんだよ！」と返ってきました。いつもにぎやかなわが家ですが、子ども同士で食べ物を分け合い、おいしさを共感したり、助け合ったり、支え合ったりできるのがよい点だと思いました。



自立した先輩の姿を見て

すでに自立している 20 代の子どもが、現在委託されている中・高校生たちをドライブに連れて行ったり、キャッチボールの相手をするなど、よく面倒を見てくれています。子どもたちは自立した先輩に一目置いていて、少し怖がる一方で尊敬もしています。厳しい社会でがんばっている先輩の姿を見ているうちに「現実を見よう」という気持ちが生まれてきているようで、仕事や日常の話を先輩からいろいろと聞き出しています。



5 子どもの行動の理解と援助

45 学ぶ楽しさを取り戻し、社会性を育む

養育指針 第Ⅱ部各論 1. 養育・支援（12）教育の保障と社会性の獲得支援

- それまでの生育環境により、生活体験や基礎学力不足などの課題を抱えている子どもにとって、学ぶ楽しさを取り戻すことはとても重要です。
- さらに、高校や大学などに進学する学力を獲得することは、子どもが自尊心を回復し、自立へと歩み出すきっかけになります。
- 子どもの学力の状態に応じて、学習意欲を十分に引き出しながら、塾や学習ボランティアなどを使い、学習が安定するように工夫していきましょう。
- 子どもの特性によっては得意不得意があり、効果的な学習方法も異なります。時間はかかるかもしれませんが、まずは子ども自身が「楽しい」と思える学習方法を見つけていく工夫が必要です。できないことに着目するより、小さなステップを踏んで成功体験を積み重ねていくことが効果的です。
- 机の上の学習だけではなく、スポーツや芸術的な活動の中で社会性が育まれます。何かに挑戦したい気持ちを応援する養育者がいることは、子どもにとって大きな力になります。
- 学校の学習や地域での活動体験を通して、「自分も社会の構成員であること」を自立の際に子どもが自覚できるよう、支援していきましょう。

事例



集団が苦手な子には個別対応を

発達障害の子どもたちの中には、集団での授業についていけない子がいると思います。施設職員に相談したところ、学習ボランティアを紹介していただきました。ボランティアがそばに座って個別に対応すると、集中して勉強するようになりました。

学習障害のある子どもと算数

子どもが小学校低学年のとき、足し算の繰り上がりの学習で引っかかりました。何度も訓練して暗記させようとしたけれども、親子でつらい時間となってしまいました。学習障害の団体に相談したところ、「足し算の繰り上がりができなくても、電卓を使って、十分生きていきますよ」とおっしゃいました。そのとおりです。焦ることはないのです。



パソコンの活用で苦手を補う

書くのが苦手な子にはパソコンを使って勉強させています。数字を書くのでさえ難しく、書くことにエネルギーを使い果たしてしまうので、学習内容の習得までいかないからです。ドリルだったら、 $3+2$ の答えは「5」と書かなければならないところ、パソコンなら、キーボードの5を押せば正解になります。これで本人の自尊心も保たれます。宿題が提出できないことについては、先生からの理解を得ています。

子どもの意欲を引き出す

不登校気味の子どもに学習ボランティアさんをお願いしました。なかなか勉強をする時間にはなりませんでした。ボランティアさんと一緒に、それまでやりたかった「思い切り遊ぶ」「思い切り自分のしたいことをする」うちに、学校に行けるようになりました。



5 子どもの行動の理解と援助

46 性の課題への適切な対応

養育指針 第Ⅱ部各論 1. 養育・支援（13）行動上の問題についての理解と対応

- 性に関することをタブー視せず、子どもの年齢や発達状況に応じて、子どもの疑問や不安に答えるようにしましょう。とくに子どもが第二次性徴期を迎えると、子ども自身がその変化に戸惑いを覚えたり、異性への関心の向き方（求める気持ちや嫌悪感）が変化します。
- 子どもには正しい知識を得ることが大切で、基本的には同性の大人が援助するようにします。性の知識や価値観は、養育者の経験や考えに左右されやすいので、あらかじめ学習の機会をもって、偏らずに伝えられるようにしましょう。学んでみると、偏っていた自分の考えがわかるものです。子どもに話してみると意外とスムーズに受け入れられて、気持ちが近づきます。
- 年齢に合わない性的な言動が見られるときは、何らかの性被害にあっていることが考えられます。そのときは、速やかに児童相談所に連絡して、注意点や援助方法について話し合う必要があります。
- 子どもとのスキンシップなどのコミュニケーションには、異性であればもちろん、同性であっても適切な距離（身体接触や物理的距離だけでなく、脱衣所を開放しない、下着姿を見せないなども含む）が必要です。養育者が子どもとの距離を適切にとることは、子どもが他者との距離をとるための基本となりますので、子どもの発達や状況に合わせて調整しましょう。
- 性虐待を受けた子どもを迎える場合や性虐待が発覚した場合には、子どもの被害体験の聞き方や、さまざまな行動化への対応で注意すべきことがたくさんあるので、児童相談所との十分な協議や連携が必要です。
- 里親・ファミリーホームでは、複数の子どもを受け入れて養育する場合があります。委託される子どもの中には、保護者の性行為を見てしまったり、不適切な発言や価値観の影響を受けるなど、思わぬ性被害にあっている子どもがいま

す。そのような場合に、入浴場面やじゃれて遊んでいる場面で、性的な遊びや関心が引き起こされることもあるため、こういった観点から子ども同士の関わりを観察し、子ども同士の性的な関わりを未然に防ぐことが必要です。

事例



人が嫌がることはやめてほしい

中学生のころ、里父が朝起こしに来たとき、私の足をバジャマの上からくすぐりました。「やめて」と言っても里父は「起きないから、くすぐっているだけ」と言うだけでした。里母にも誰にも相談できませんでしたが、すごく嫌でした。

性的なことについて話し合う

高校生の男の子がいます。年相応の性への興味が出始め、学校の友だちなどとアダルト系の雑誌を見るようになりました。性的な行動がどのような結果を生む可能性があるのか、責任を取ることができるのかなど、よい機会なので児童相談所の職員と一緒に本人と話し合いました。



年齢とともに適切な距離を

子ども（女の子）が1歳のときから、里父が風呂に入っていました。小学4年生の新学年を迎えるにあたって、「そろそろ思春期だから適切な距離を保つようにしたほうがいい」と夫婦で話し合いました。子どもに「なぜお父さんとお風呂に入っちゃいけないのか？」と聞かれたので、里母が子どもにプライベートゾーンについて話しました。

子どもと一緒に講習会で勉強

小3の女の子を育てています。成長していく心と体を大事にしてほしくて、小学校中学年の女の子と母親を対象にした心と体の成長に関する講習会に子どもと一緒に参加しました。生理の意味や体の変化について、子どもが興味を持てるよう、専門の講師（女性）がとても上手に説明してくれました。母親同士のグループワークでは「小学生の女の子の心と体の成長」について話し合いました。子どもは「体がやってくれることってすごいんだねえ」と講師の話に感心していました。



5 子どもの行動の理解と援助

47 長期的な視点を要する 進路選択

養育指針 第Ⅱ部各論 1. 養育・支援（14）進路選択の支援

- 自己選択が十分にできる環境に置かれなかった子どもは、受け身になりがちです。このため受託した子どもには、往々にして自己選択能力が弱いことが見られます。自分の行動を意識的に選び取っていく能力、生活していく能力、そうしたものがベースになって、就職や進学が可能になります。養育の中では、そういう力を育むことが大事です。
- 進路選択は、措置の解除を間近に控えてから突然発生する問題ではありません。子どもの持ち味を最大限活かせるように、注意深く見守り、興味の持ち方などを観察し、ときにはアドバイスをしたりして、少しずつ将来の進路を動機づけしていくことが大事です。
- 実親や児童相談所がどのように考えているかも、重要な要素です。とくに実親の考えなどについては早くから聞いておく必要があります。その上で、子どもが描いている進路を実現させるために、どのような課題があるかを明確にします。進学を希望する場合は、必要となる費用を調べ、それを補う奨学金制度についても調べます。
- 進路への動機づけが弱く、就職にも進学にも興味を示さない子どもに対しては、忍耐深く見守りながら、機会を見て判断材料となる情報を提供し、必要と思われる体験をさせてみましょう。また、同じ境遇の子どもたちが話し合える場があると、養育者や児童相談所の職員には言えない悩みを話すことができたり、先輩が進路のモデルになるなど、課題の解決に一步近づけることがあります。
- 就職が決まらない子どもや進学する子どもで措置延長が必要な場合には、20歳まで延長することができます。措置延長の必要がある場合は、児童相談所と協議しましょう。なお、平成23年12月28日の厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「児童養護施設等及び里親等の措置延長等について」には、措置延長の積極的活用が示されています。

事例



職場には事実を率直に伝える

「就職するとき、自分の生き立ちを伝えておかないと後が続かないよ」と里親からアドバイスされたので、面接のときに生き立ちを会社に話しました。会社が理解した上で私を採用してくれて、仕事でポカしたときも上司が陰で支えてくれることがあります。感謝しており、いまの仕事を続けていきたいと思っています。

里親からのプレッシャーが伝わった

私の進路について、少しは期待して、楽しみにしてほしいかったです。たくさん心配をかけたとは思いますが、里親の心配する気持ちがプレッシャーで、高校卒業前は胃が痛くなりました。自分のこんな気持ちを里親は理解してくれなかったと思う。



奨学金申請の時期は逃さないように

子どもが大学に進学したいということで、高校2年生の頃から志望校の選択とともに、社会的養護の子どもを対象にした奨学金や一般の奨学金について、児童相談所や学校の先生と話し合ってきました。高校3年になるとすぐに奨学金の申請が始まり、作文や申請書の作成で非常に大変でしたが、念願の大学に進学でき、現在はとても楽しい大学生活を送っています。



5 子どもの行動の理解と援助

48 措置解除後の 子どもへの支援

養育指針 第Ⅱ部各論 1. 養育・支援（15）委託の解除、解除後の交流

- 18歳を迎えての措置解除にあたっては、国が定めた支度費が子どもに提供されます。場合によっては地方自治体が加算して子どもに支払われますが、新しい衣類などをそろえ、アパートを借りて、社会に巣立つ準備をするには決して多い金額ではありません。子どもと一緒に、支度費の使い方や将来的な資金計画をよく検討する必要があります。
- 自立に必要なのはお金だけではありません。アパートを借りる際には身元保証人が必要になります。債務弁済の生じたときに、一定額を公的に保証してくれる「身元保証人確保対策事業」がありますので、保護者や親族などが保証人を担えない場合はぜひ利用してください。
- 措置期間を終えたら、里親等の役割は一応終了することになります。でも、子どもとのつながりが切れてしまうわけではありません。家庭養護のよい点は、措置解除後も長期にわたってつながりを維持していける点にあります。
- 養育の手は離れたとしても、一人前の社会人となるには何度となくつまずきや失敗を繰り返します。ですから、子どもに声をかけたり、相談にのることも必要です。できるだけ近況を把握して、無事に暮らしているか、見守っていきましょう。
- お盆や暮れに高速道路が大渋滞することを見てもわかるように、日本には家族連れで実家に帰る風習があります。養育者には、子どもが家族をつくったときに、子どもの希望に応じて実家のような役割をするなど、子どもにとって心のよりどころとなる付き合いが望まれることもあります。

事例



誰ともつながることができずにつらかったけど

いま 20 歳です。幼い頃から施設で暮らしていましたが、高校 3 年生のとき、突然、里親委託になりました。施設の先生は「きみには家庭生活が必要だから」と言いましたが、僕自身は慣れた施設にずっといたかったです。高校卒業後は転職を繰り返し、いま 3 ヲ所目です。里親とはそれほど親しくなれず、施設とは切れてしまいました。いまは、寂しくて夜眠れないときがあります。先日施設を出た人と出会い、初めて本音を話せました。その人から、施設の職員にときどき電話したり、遊びに行ったりしていると聞き、連絡しても迷惑じゃないかもしれないと思いました。

つかず離れず見守りたい

うちでは、子どもが 18 歳で措置解除になった後も関わっていきたくと思っています。ただ、経済的な面までは面倒を見きれないので、「お金は貸せないし、お金を借りるときの保証人にもなれないよ。だけど、アパートを借りるときの保証人にはなるし、うちに来たときは、おなかいっぱい食べさせてあげる」と伝えました。それがわが家の方針です。つかず離れずの距離感が大切だと考えています。



家庭復帰した子どもからの手紙

18 歳になって、家庭復帰をした子どもから手紙が来ました。この子は思春期のときに荒れて、悪い友だちと付き合ったり、盗みをしたりしました。私は心配のあまり、彼女と取り組み合いました。手紙には「あのときはごめんなさい。ほんとの優しさとは何かが、離れて初めてわかりました。ありがとう」と書いてありました。いろいろあったときに子どもと離れないで、本当によかった。これまでの苦労はすべて忘れ、「またがんばれる」と勇気をもらいました。

自治体の相談機関を利用して

18 歳で就職が決まって措置解除になり、わが家の近所にアパートを借りて、独立した子どもがいます。でも、就職して 3 年後に人間関係がうまくいかず、ひきこもるようになりました。病院でうつ病と診断されましたが、家賃のことなど私たち里親が引き受けられないこともあり、市役所に相談しました。その結果、生活保護の受給を勧められました。これまで児童相談所にしか相談してこなかったのですが、自治体の相談機関を利用して助けられました。



6

地域や社会との つながり

6 地域や社会とのつながり

49 子どもの最善の利益を育む パートナーシップ

養育指針 第Ⅱ部各論 4. 関係機関・地域との連携 (1) 関係機関等との連携

- 社会的養護には、里親・ファミリーホームが行う家庭養護のほかに、乳児院・児童養護施設・情緒障害児短期治療施設・児童自立支援施設・母子生活支援施設が行う施設養護があります。いずれも、「子どもの最善の利益のために」と「すべての子どもを社会全体で育む」という共通の理念のもとで、子どもを養育しています。
- 乳児院や児童養護施設には、里親・ファミリーホームの支援を行う「里親支援専門相談員」を置くことができます。その役割は、①所属施設に入所している子どもの里親委託等の推進、②所属施設から里親等に委託された子どものアフターケア、③地域の里親等の支援、④里親の新規開拓など、里親委託等の推進です。里親支援専門相談員は同じ養育者としての視点から、家庭訪問や施設機能を活かした支援を行います。また、里親等の養育を支援する里親支援機関（施設や児童家庭支援センター、公益法人、NPO 法人など）も、それぞれの立場から支援します。
- 社会的養護の中にいる子どもの多くは、生育上での傷つき体験を持ち、そのために課題を抱えているため、単一の機関や個人だけの養育では限界があります。より適切に養育するため、子どもを支援する者同士は、互いの役割を理解し合い、連携することや養育を引き継ぐことが必要です。また、里親等と里親支援機関は、単なる支援の受け手と担い手という関係ではなく、一人の子どもの最善の利益を社会全体で育むパートナーという関係です。どちらも子どもの養育に必要であることを念頭におき、お互いにパートナーシップを形成していくことが大切です。

事例



子どもが喜ぶ子どもへの応援

児童相談所には、通知表や習い事などの発表、七五三などの行事の報告を写真も含めて行っています。施設の担当職員だった方にも同様に、子どもの成長をともに喜んでもらえるようにしています。子どもたちも多くの応援者がいることを理解しており、手紙や電話がくると喜びます。日頃の困ったことの相談だけではなく、よい報告もするように心がけています。

児童養護施設の担当職員との関係づくり

児童養護施設での交流中、子どもとの関係も大事ですが、子どもの担当職員とも関係をつくるようにしました。「子どものことを何もわからないので、教えてください」という気持ちで接しました。その甲斐あってか、委託後も施設との交流が続き、子どもの担当職員がときどき遊びに来てくれます。子どもが小さい頃の様子も聞いて、子どもとともに喜んでいきます。



子どもを愛してくれた職員たちとつながる

生後すぐに乳児院に入所した男の子を、2歳前に迎えました。一緒に暮らし始めてみると、お互いの文化の違いから戸惑うことが多く、ヒステリックに怒ってしまうこともありましたが、彼が5歳になったいまは、かけがえのない存在です。そうすると、「産んであげたかった」という思いが出てきたのです。彼が家に来たからのことなら、私は全部教えてあげられます。でも、それ以前のことは知らない。それが悲しく、さびしいのです。だから、彼がいた乳児院の保育士さんとのつながりは大事にしています。先生方は生後間もなくの彼を知っていますし、とても可愛がってくれました。子どもには「あなたは、私たち夫婦だけでなく、たくさんの人に愛されて大きくなったんだよ」と伝えたいです。

子どもにとっての故郷を里親も大事にする

子どもにとって施設は、自分が育った大事な場所です。子どもは施設で10年間暮らしていたので、自分の故郷という思いがあるようです。里親としても子どもの故郷を大事にしたいです。今年の夏休みも泊りがけで施設に遊びに行きました。行くときは「実家に行ってきます」と喜んで行き、「やっぱりわが家はいいなあ」と喜んで帰ってきました。施設がたった一人の子どもに深く長く関わってくれることに感謝しています。



6 地域や社会とのつながり

50 地域の社会資源との つながり方

養育指針 第Ⅱ部各論 4. 関係機関・地域との連携 (1) 関係機関等との連携

- 専門的な支援を必要とする子どもを迎えたら、地域にある社会資源を積極的に活用してみましょう。市区町村役場の子どもの福祉を担当する部署には、地域の社会資源を熟知した職員（保健師や社会福祉士など）が配置されており、相談を受けています。必要に応じて、保育所や保健センターなどの機関につないでもらうことも可能です。また、福祉事務所によっては、家庭児童相談室を設置しており、子どもの心身の発達、しつけ、学校生活の悩み、非行など、子どもと家庭に関する相談を受け付けています。
- 地域の子育て支援には、子育て支援センターやファミリーサポートなどさまざまなものがあります。子育て支援センターはおもに地域の乳幼児とその保護者を対象としており、遊びの広場を設けたり、個別の育児相談を受けており、地域にある他の専門機関を紹介してもらうことが可能です。
- 地域の保育所が園庭開放日を設けていたら、子どもを連れて遊びに行ってみましょう。保育士と会話をする機会があれば、ちょっとした子育てのアドバイスや地域の子育て情報をもらえて、視野が広がることもあります。

事例



地域のスポーツ少年団仲間に支えられて

小学生の子どもと言い合いになって、子どもが家を飛び出したときの話です。子どもが入団しているサッカーチームの監督（地元商店街の方）に子どもをどこかで見かけなかったか連絡しました。子どもの行動範囲を知っているサッカーチーム関係者が手分けして探してくれて、コンビニでしょんぼりしているところを見つけてくれました。

ファミリーサポート活動を子どもと一緒に楽しむ

地域のファミリーサポートの提供会員に登録しています。利用者会員さんから依頼があると、その家のお子さんを保育所や幼稚園に迎えに行き、お母さんが帰ってくるまで、わが家で預かっています。うちの子どもも妹や弟ができた気分なのか、幼い子どもと過ごす時間を楽しんでいます。なお、ファミリーサポートの提供会員になるときに受けた講習が子育てに役立つ情報満載で、ためになりました。



地域の応援で学業を無事に終了

子どもが大学受験のとき、「よい先生がいる」と紹介された塾がありました。塾の先生に子どもの事情を伝えると、「お子さんを応援したいので、授業料はもらいません」と先生に言われました。先生に教わりながら、小学生クラスの塾講師をやらせてもらい、それで交通費や弁当代をまかなうことができました。大学進学が決まると、民生委員さんが張り切って、奨学金申請書の紹介状を書いてくれました。進学後も塾講師のバイトを続け、地域の方々の応援で無事卒業することができました。

遊び相手のボランティア

わが家は学習ボランティアではなく、遊び相手のボランティアを地域の大学生にお願いしています。週に1回、ゲームや野球など、子どものしたい遊びを思う存分してくれたり、夏休みや冬休みに一緒にプールや遊園地に行ったりしてくださっています。大学生のきょうだいや他の家庭とも交流するようになり、交遊関係が広がったことで子どもは地域での生活に慣れてきているようです。



6 地域や社会とのつながり

51 地域の一員である里親と地域社会との連携

養育指針 第Ⅱ部各論 4. 関係機関・地域との連携 (2) 地域との連携

- 社会的養護が都道府県（指定都市）の役割であるため、里親等は児童相談所などに集まって話し合うことが多く、子育て支援の多くが市区町村に存在するのに、地域社会に対して閉じた養育をしがちでした。
- 里親家庭は地域社会の中で圧倒的に少数派です。里親家庭であることで生じる誤解や子どもへのいじめを心配し、里親であることを伏せて、子どもに里親の姓を使わせるなどをして、世間から目立たないように子どもの養育をしている里親は現在でも少なくありません。
- しかし、里親家庭が閉じていると、地域社会から温かいまなざしが受けられず、結果として孤立して養育することになります。それは困難に出合ったときなど、虐待をしてしまう危険をはらんでいます。
- 大切なのは、子ども自身が「地域の人たちに見守られ、支えられているんだ」という安心感を抱くことです。子どもも地域社会の住民の一人であり、地域社会を抜きにして、養育されるものではありません。通園や通学の途中で近隣の人たちに声をかけられて育った子どもは、大きくなってからもそれをモデルとして実践していくでしょう。
- 最近では、多くの里親が子どもの成長に合わせて町内会や PTA の役員をしたり、地域のお祭りの実行委員に立候補したり、積極的に地域社会の活動に参加するようになってきています。「里親は養育で忙しい」という声を聞くこともありますが、社会的養護という公的な役割を担う里親だからこそ、地域での活動に力を注いでいく必要があります。

事例



保育園と保護者仲間

毎日一緒に生活していると、それなりに成長しているので、子どもの発達の違いに気がつきませんでした。子どもが保育園に行くようになってから、他の子たちと接するようになり、子どもの言葉の違いに気がつきました。少し落ち込みましたが、保育園の保護者仲間に支えられて暮らしています。

周囲に話しておいてよかった

4歳の男の子を迎えた当初、ひどく泣いてばかりいました。近所の人を不安にさせるような泣き声だったようで、通報されかかったことを後になって知りました。「通報を考えている人がいたから、あそこの家は子どもが来たばかりで泣いているんだと言っておいたよ」と隣家の人が教えてくれました。わが家は、子どもが来るたびにご近所に挨拶して回っています。里親であることを話しておいてよかったです。



地域の子育ての相談に

私はこれまで障害のある子どもを何人が育ててきました。特別支援学級のつながりで、障害のある子どものお母さんから子育ての相談を受けることが増え、学校や就職、グループホームのことなどを一緒に考えています。里親をすることで、地域のお母さんとのつながりを持てることや、少しでも役に立つことができてよかったなと思っています。

地域の友人がファミリーサポートで助けてくれた

ごくたまに仕事が遅く終わる日があって、学童保育に子どもを迎えに行くのが難しく困っていました。ファミリーサポートセンターに相談したところ、ファミリーサポートのサービス提供会員の方が学童保育に迎えに行ってくださいることになりました。提供会員の方とは事前に顔合わせができるので、安心してお願いできました。いままで3人の方を紹介してもらい、迎えに行ってもらいました。一人は同じ小学校の保護者の方、もう一人は地域のボランティア活動を積極的にされている年配の方、最後の一人は偶然にも、市内に住む私の友人でした。とても助かりました。



6 地域や社会とのつながり

52 里親同士の横のつながり

養育指針

第Ⅰ部総論 5. 家庭のあり方の基本 (3) 地域とのつながりと連携

- 里親会は里親が研修や交流をしていくために自主的につくっている団体です。海外では里親養育を支援する団体の活動が活発ですが、日本においては里親会が里親にとっての大きなよりどころとなっています。その理由の一つは、里親に対する理解が地域社会に乏しく、里親が孤立しがちであったためです。
- 同じ立場で話することができる里親会といった当事者ネットワークは大切であり、里親の相互交流や養育技術の向上、里親の孤立化の防止のために重要な役割を持っています。このため、会員相互の交流だけを目的とする私的な団体ではなく、公益的な団体と考えられています。これからは、当事者の声を反映できる里親支援機関としての機能が期待されています。
- 地域の里親会は都道府県・政令指定都市・児童相談所設置市ごとに設置されていますが、さらに児童相談所ごとに支部を置いています。地域の里親会を超えた活動としては、全国をブロックに分けて専門的な研修会を開催するなどのブロック単位の活動があります。また全国組織として、全国里親会があります。全国里親会では、機関誌の発行による情報提供など、さらに平成24年度から全国里親委託等推進委員会において、里親委託等の推進や支援の充実のための調査研究などの活動をしています。
- 里親会の活動のうち、日常的に行われているものに里親サロンがあります。同じ里親同士が養育上の困難や喜びを共有して、明日への元気を育み、前向きに養育に取り組むためには欠かせない場となっています。ただ、サロンの中で語られる他の養育者の体験談やアドバイスが、自己の養育に当てはまらない場合もあります。このことに注意しながら、養育に活かしていくことが必要です。
- 里親会は、社会的養護の仕組みの中で重要な役割を持つことから、すべての里親は、里親会の活動に参加し、すべてのファミリーホームは里親会や日本ファミリーホーム協議会に参加する必要があります。

事例



仲間がいるからがんばれる

私はとにかく子どもが欲しくて夫を説得し、十数年前、乳児院から3歳の子どもの受託しました。その頃は児童相談所も様子を見に来ることがなく、夫は仕事が忙しくて、相談できる人がおらず、一人でがんばっていた気がします。いまは毎月、里親サロンに参加しているので、情報交換や悩み相談ができて助かっています。お互いに信頼関係があるからこそ、安心してサロンで話せるのだと思います。

一つの小学校に複数の里親家庭があると心強い

同じ小学校に子どもを通わせている里親さんが近所にいます。その里親さんはPTAの本部役員なので、学期中から編入する子どもの登校班の手配や学校の先生情報、学年ごとに違う子どもたちのカラーなど、知りたいことを何でも教えてくれます。里親仲間なので話もスムーズだし、細かいところまで配慮してくれます。「一校区に一里親を」という話を聞きますが、「一小学校に複数の里親家庭」があるとよいです。



里親会の活動を通して社会的養護を学んだ

実子が授からずに里親になったので、最初は「私だけの子どもが欲しい」という思いでした。でも、里親会などの活動を通して、社会的養護の気持ちも芽生えてきました。ただ、夫の理解がなかなか得られないため、次の子どもの養育に踏み切れないのが残念です。

緊張と疲れがほどけた仲間からの声かけ

養育が始まったばかりの頃、大きく変わった生活に戸惑って里親サロンに参加しました。でも、他の里親さんの経験談に圧倒され、「〇〇さん、お子さんを迎えていかがですか」と声をかけてもらったにも関わらず、一言も話すことができませんでした。サロン後、私の様子が気になったという先輩里親さんが「これからお茶でもどうですか」と誘ってくれたとき、一挙に緊張と疲れがほどけました。お茶の席で話が弾み、家路に向かう頃にはすっかり気持ちが落ち着きました。また、これがきっかけで、次のサロンでは溶け込むことができました。



6 地域や社会とのつながり

53 研修の必要性

養育指針 第Ⅱ部各論 5. 養育技術の向上等 (1) 養育技術の向上

- 里親制度は、家庭的な雰囲気の中で子どもを養育するという長所がある一方で、他人の目が入りにくいという短所があります。このため、ややもすれば自己流の養育姿勢になりがちです。
- また、委託されている子どもが発達上の課題を持っている場合は、どのように接したらいいのか悩み、暗中模索の日々を送ることになります。里親研修の受講はこうした課題に応えるものです。
- 平成 21 年の児童福祉法改正により、養育里親研修の受講が里親認定要件の一つとなりました。認定前から里親養育について学ぶことが重要だという認識が高まったためですが、認定後も継続して研修を受けて学ぶ必要があります。
- 研修の受講は、自分の家庭の持つ「強み」と「弱み」を知る機会にもなり、強みを伸ばし、弱みを補うすべを会得する機会でもあります。
- 子育てはまた、家庭内で完結するものではありません。子どもは地域の保育所・幼稚園・学校等、関係機関との関係の中で社会全体で支えていくものです。研修は自己流の養育観を見直す機会であるとともに、こうした社会資源の活用などについて、他の里親との情報交換の場にもなります。
- 社会的養護の一翼としての子育てを実践していくためにも、新たな知識や技術を取り入れてみようという気持ちで研修を受講してみると、日々の養育に役立つ発見がたくさん見つかります。

事例



専門里親の研修を受けて

わが家に迎えた子どもは「コミュニケーション障害」と言われています。幼稚園には発達障害として受け入れてもらっていますが、わかりにくい障害であるため、助けてほしいときに支援してもらえず、イライラした子どもが私たち夫婦にだけ反抗するようになりました。幼稚園や専門機関に子どもの障害をわかってもらうことがとても難しくて悩みましたが、専門里親の研修で連携のとり方を学ぶことができ、それが役に立っています。

研修で里親仲間に出会えた

講義を聞くのも勉強になるけど、研修の一部として行われたグループワークで素敵な発言をする里親さんと一緒に、うれしかったです。研修後の懇談会で、その里親さんと仲良くなる機会にも恵まれました。



研修を通して子どもに対する視点が変わった

現在、委託されているのは、かわいくて育てやすい子どもたちですが、それでもお互いの文化の違いから生活上の摩擦は出てきます。里親研修を受けたら、そこでの勉強がとても役に立ち、これまでの考え方を見直すことができました。大切なことは、子どもを信じること、怒るのではなく言い聞かせること、ほめること、自信を持たせること。子どもに対する視点を少し変えることで、それまでわからなかった子どもの行動の意味を理解できる気がします。理解できると、とても愛おしくなります。

施設職員に背中を押されて社会的養護を学ぶ

日々の子育てに参考になる里親研修なら参加したいのですが、内容が子どもの権利擁護となると難しく感じます。でも、施設配置の里親支援専門相談員さんが「子どもの権利をどう守っていくかは施設でも課題になっていることなんです。一緒に学んでいきましょう」と声をかけてくれたので、参加しました。「子どもの権利を守る」という観点で改めて里親制度を学ぶことができたと思います。また、具体的な事例を知ることができて、毎日の養育にも役立っています。



6 地域や社会とのつながり

54 孤立化を防ぐ 養育者間の振り返り

養育指針 第Ⅱ部各論 5. 養育技術の向上等 (1) 養育技術の向上

- 里親サロンなど複数の里親の集まりの中で、一緒に養育についての振り返りを行うことは、養育の質を高めるために有用です。自分の養育について同じ里親の立場にある人に第三者の視点から見てもらうこと、考えてもらうことは、養育の気づきにつながりますし、同じような経験のある方からのアドバイスは、大いに参考になります。また、他の里親の養育経験を聴くことは、養育の視野を広げることになります。
- 里親サロンが参加者全員にとって有意義なものとなるためには、「相手の話をよく聞いて否定しない、一人が長く話さない」など、一定のルールが必要です。
- グループでの振り返りは、養育を閉鎖的なものにせず、外に対して開かれたものとしします。振り返りの中で、悩みや失敗は誰にでもあると知ること、そして、悩みを率直に話せる仲間がいることは、養育者の孤立化を防ぐ大事な要素となります。また子どもの成長の喜びを共感、共有できる場となり、里親をしているからこそ得られる喜びを実感することができます。
- グループでの振り返りに際して大事なことは、守秘義務の確認です。そこで話されることは、その場だけの話であり、外部には決して口外しないことの約束をします。だからこそ心をひらき、安心して話すことができます。「ありのままのあなたでいい」ということ、「ありのままの私でいい」という受容感は、お互いの安心感や信頼感を生み出します。

事例



よその家庭の文化を知り、話し合うことも有益

複数の里親で話をすると、自分の家とよその家では文化が違うことに気がつきます。たとえば、年配の里親は自宅での一家団欒の食事を好みますが、若い里親は家族で外食するのを楽しみにしていたりします。他の家庭を知る機会は少ないですが、よい悪いではなく、いろいろな家庭があることを知るのには里親には大事だと思います。さまざまな家庭を知るためにも、里親同士が家庭ごとの違いを話し合うのも有益だと思います。

複数の大人の視点が大事

ファミリーホームで発達障害の子どもを育てています。補助員の顔を見て「疲れちゃった」とつい口に出たら、「(子どもへの対応で) 何か地雷を踏んだのね。私もそういうことがたくさんあります」と言ってもらえて、救われました。養育の苦労について、補助員からは言葉がいらなくらいに共感してもらっています。子育てしていて孤独感がなく、客観的に子どもの養育を振り返ることができるので、養育の質の向上につながっていると思います。同じ子どもを見る大人が毎日複数いることは大事です。



養育者間で対応を話し合い、次につなげる

わが家には人を怒らせることがとても上手な子どもがいます。ふだんはその子の背景や性格を念頭に入れて対処できますが、目に余る行動や言動を見聞きすると怒りがおさまらなくなることがあります。そんなとき、間に入ってくれる祖父母や成長した子どもたちなど、複数の目があると冷静に対応できることがあります。養育者間で SOS を出し合ったり、あとから対応を振り返ることで次につなげる養育をしたいと思っています。

ファミリーホームの「スタッフ会議」が振り返りの場に

わが家はファミリーホームなので、常に3～4名の補助者をお願いしています。料理担当の補助者であっても、子どもたちとは触れ合うし、子どもの様子を見てくれているので、月に1回、「スタッフ会議」と称して率直に話し合う機会を設けています。そうすると、子どもに対してポジティブな意見が多く出てくるのです。そういう意見を聞くと、うれしいですし、日々の養育に追われ、つい子どもの「できない部分」に注目してしまう自分を反省するよい機会になります。



6 地域や社会とのつながり

55 ファミリーホームにおける 自己評価と第三者委員の活用

養育指針 第Ⅱ部各論 5. 養育技術の向上等 (2) 振り返り (自主評価) の実施

- 養育者は子どもとの関わりや養育のあり方をよりよいものとしていくために、問題と感じていることやできていないことなど、養育の課題について整理しながら振り返りを行うことが必要です。
- 養育の中でできていることや子どもに表れているよい変化など、プラス面についても合わせて評価し、子どもへの支援として何が必要であるか、何がよい結果をもたらしているかなど、養育のあり方の見直しをすることは大切です。
- 振り返りは、養育者が一人で行うだけでなく、養育者や補助者が一緒に話し合うことでより有用なものとなります。自分では気づかなかった養育の課題やよい面などを理解し、共通の認識を持つことでよりよい養育に結びつけることができます。
- ファミリーホームにおいては、運営や養育について養育者と補助者が定期的に自己評価を行うようにします。また、密室化を防ぎ、風通しをよくするために、外部からの視点を取り入れることが必要です。子どもも相談できる第三者委員を置くことは、ファミリーホームの質を高めることにつながります。

事例



地域に見守られるうれしさ

ファミリーホームをしています。地域の人が第三者委員として、わが家に関わってくれることになりました。それによって、子どもたちの中に「地域から見守られている」「ここが故郷になっている」という気持ちが芽生え、安心感が増してきたようです。家庭の中がさらににぎやかになりました。

ゆとりが出てきて、見守り養育に

年齢のせいもあるかと思いますが、子どもを迎えて育てることによって、「感情のおもむくままの利己的な養育」から「客観的に見守ることができるゆとりある養育」に変わってきました。実子もこのような気持ちで育てればよかったと、反省しきりです。私たちがこの子に何ができるかを、そのときどきで模索していますが、やっぱり一番は「愛する」ことだと思います。



第三者委員と顔の見える関係づくりをする

第三者委員の方がときどき、うちのファミリーホームを訪問してくれています。うちに来てくださると、子どもたちも第三者委員の顔や名前を覚えられますし、いざというときに子どもたちが直接会って話ができる関係をつくっておくことができます。また、第三者委員は子どもたちの日頃の様子を知っているので、養育者や補助者の悩みを聞いてもらうことができ、抱え込む養育にならないで済んでいます。

近所の人に第三者委員になってもらう意義

子どもたちに換気扇の掃除や庭の手入れをさせるファミリーホームがありました。その様子を近所の人が見て、「おかしいのではないか」と指摘したところ、ホームの人から「花嫁修業なのよ」「ここの子どもたちは早く自立しなきゃいけないからこういうことが必要」と説明があったそうです。その話を聞いて、ファミリーホームは人権的な観点から、人から十分に納得される子育てをすることが必要ではないかと感じました。そこで私のホームでは、第三者委員の一人をわが家の正面の家の人に頼んで、子どもの権利擁護の視点を持って、わが家の様子を見てもらうようにしています。



■参考文献

- 『障害のある子どもが里親家庭で育つために～障害児の里親促進のための基盤整備事業報告書』（平成22年 日本グループホーム学会）
- 『里親家庭 私の体験』（平成21年 財団法人全国里親会）
- 『会報 いとしご 第55号』（平成19年 社団法人埼玉県里親会）
- 『「家族」をつくる』（平成17年 村田和木著 中公新書ラクレ）
- 『子どもの育みの本質と実践 調査研究報告書』（平成21年 社会福祉法人 全国社会福祉協議会）
- 『ファミリーホーム実態調査報告書』（平成24年 日本ファミリーホーム協議会）
- 『さとおや 53号』（平成24年 社団法人 北海道里親会連合会）

巻末資料

- ・ 里親及びファミリーホーム養育指針
- ・ 民法等の一部を改正する法律の概要（厚生労働省）
- ・ 児童相談所長又は施設長等による監護措置と親権者等との関係に関するガイドラインについて（概要）
平成 24 年 3 月 9 日雇児総発 0309 第 1 号
- ・ 自立支援計画書・養育状況報告書（東京都の見本）

里親及びファミリーホーム養育指針

第Ⅰ部 総論

1. 目的

- ・この「養育指針」は、里親及びファミリーホームにおける養育の内容と運営に関する指針を定めるものである。社会的養護を担う里親及びファミリーホームにおける養育の理念や方法、手順などを社会に開示し、質の確保と向上に資するとともに、また、説明責任を果たすことにもつながるものである。
- ・この指針は、そこで暮らし、そこから巣立っていく子どもたちにとって、よりよく生きること(well-being)を保障するものでなければならない。また社会的養護には、社会や国民の理解と支援が不可欠であるため、里親及びファミリーホームを社会に開かれたものとし、地域や社会との連携を深めていく努力が必要である。
- ・家庭や地域における養育機能の低下が指摘されている今日、社会的養護のあり方には、養育のモデルを示せるような水準が求められている。子どもは子どもとして人格が尊重され、子ども期をより良く生きることが大切であり、また、子ども期における精神的・情緒的な安定と豊かな生活体験は、発達の基礎となると同時に、その後の成人期の人生に向けた準備でもある。
- ・この指針は、こうした考え方に立って、社会的養護の様々な担い手との連携の下で、社会的養護を必要とする子どもたちへの適切な支援を実現していくことを目的とする。

2. 社会的養護の基本理念と原理

(1) 社会的養護の基本理念

①子どもの最善の利益のために

- ・児童福祉法第1条で「すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。」と規定され、児童憲章では「児童は、人として尊ばれる。児童は、社会の一員として重んぜられる。児童は、良い環境の中で育てられる。」とうたわれている。
- ・児童の権利に関する条約第3条では、「児童に関するすべての措置をとるに当たっては、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。」と規定されている。
- ・社会的養護は、子どもの権利擁護を図るための仕組みであり、「子どもの最善の利益のために」をその基本理念とする。

②すべての子どもを社会全体で育む

- ・社会的養護は、保護者の適切な養育を受けられない子どもを、公的責任で社会的に保護・養育するとともに、養育に困難を抱える家庭への支援を行うものである。
- ・子どもの健やかな育成は、児童福祉法第1条及び第2条に定められているとおり、すべての国民の努めであるとともに、国及び地方公共団体の責任であり、一人一人の国民と社会の理解と支援により行うものである。
- ・児童の権利に関する条約第20条では、「家庭環境を奪われた児童又は児童自身の最善の利益にかんがみその家庭環境にとどまることが認められない児童は、国が与える特別の保護及び援助を受ける権利を有する。」と規定されており、児童は権利の主体として、社会的養護を受ける権利を有する。
- ・社会的養護は、「すべての子どもを社会全体で育む」をその基本理念とする。

(2) 社会的養護の原理

社会的養護は、これを必要とする子どもと家庭を支援して、子どもを健やかに育成するため、上記の基本理念の下、次のような考え方で支援を行う。

①家庭的養護と個別化

- ・すべての子どもは、適切な養育環境で、安心して自分をゆだねられる養育者によって、一人一人の個別的な状況が十分に考慮されながら、養育されるべきである。
- ・一人一人の子どもが愛され大切にされていると感じることができ、子どもの育ちが守られ、将来に希望が持てる生活の保障が必要である。
- ・社会的養護を必要とする子どもたちに「あたりまえの生活」を保障していくことが重要であり、社会的養護を地域から切り離して行ったり、子どもの生活の場を大規模な施設養護としてしまうのではなく、できるだけ家庭あるいは家庭的な環境で養育する「家庭的養護」と、個々の子どもの育みを丁寧にきめ細かく進めていく「個別化」が必要である。

②発達の保障と自立支援

- ・子ども期のすべては、その年齢に応じた発達の課題を持ち、その後の成人期の人生に向けた準備の期間でもある。社会的養護は、未来の人生を作り出す基礎となるよう、子ども期の健全な心身の発達の保障を目指して行われる。
- ・特に、人生の基礎となる乳幼児期では、愛着関係や基本的な信頼関係の形成が重要である。子どもは、愛着関係や基本的な信頼関係を基盤にして、自分や他者の存在を受け入れていくことができるようになる。自立に向けた生きる力の獲得も、健やかな身体的、精神的及び社会的発達も、こうした基盤があって可能となる。
- ・子どもの自立や自己実現を目指して、子どもの主体的な活動を大切にするとともに、様々な生活体験などを通して、自立した社会生活に必要な基礎的な力を形

成していくことが必要である。

③回復をめざした支援

- ・社会的養護を必要とする子どもには、その子どもに応じた成長や発達を支える支援だけでなく、被虐待体験や分離体験などによる悪影響からの癒しや回復をめざした専門的ケアや心理的ケアなどの治療的な支援も必要となる。
- ・また、近年増加している被虐待児童や不適切な養育環境で過ごしてきた子どもたちは、被虐待体験だけでなく、家族や親族、友達、近所の住人、保育士や教師など地域で慣れ親しんだ人々との分離なども経験しており、心の傷や深刻な生きづらさを抱えている。さらに、情緒や行動、自己認知・対人認知などでも深刻なダメージを受けていることも少なくない。
- ・こうした子どもたちが、安心感を持てる場所で、大切にされる体験を積み重ね、信頼関係や自己肯定感（自尊心）を取り戻していけるようにしていくことが必要である。

④家族との連携・協働

- ・保護者の不在、養育困難、さらには不適切な養育や虐待など、「安心して自分をゆだねられる保護者」がいない子どもたちがいる。また子どもを適切に養育することができず、悩みを抱えている親がいる。さらに配偶者等による暴力（DV）などによって「適切な養育環境」を保てず、困難な状況におかれている親子がいる。
- ・社会的養護は、こうした子どもや親の問題状況の解決や緩和をめざして、それに対応するため、親と共に、親を支えながら、あるいは親に代わって、子どもの発達や養育を保障していく包括的な取り組みである。

⑤継続的支援と連携アプローチ

- ・社会的養護は、その始まりからアフターケアまでの継続した支援と、できる限り特定の養育者による一貫性のある養育が望まれる。
- ・児童相談所等の行政機関、各種の施設、里親等の様々な社会的養護の担い手が、それぞれの専門性を発揮しながら、巧みに連携し合って、一人一人の子どもの社会的自立や親子の支援を目指していく社会的養護の連携アプローチが求められる。
- ・社会的養護の担い手は、同時に複数で連携して支援に取り組んだり、支援を引き継いだり、あるいは元の支援主体が後々までかわりを持つなど、それぞれの機能を有効に補い合い、重層的な連携を強化することによって、支援の一貫性・継続性・連続性というトータルなプロセスを確保していくことが求められる。
- ・社会的養護における養育は、「人とのかわりをもとにした営み」である。子どもが歩んできた過去と現在、そして将来をより良くつなぐために、一人一人の子どもに用意される社会的養護の過程は、「つながりのある道すじ」として子

ども自身にも理解されるようなものであることが必要である。

⑥ライフサイクルを見通した支援

- ・社会的養護の下で育った子どもたちが社会に出てからの暮らしを見通した支援を行うとともに、入所や委託を終えた後も長くかかわりを持ち続け、帰属意識を持つことができる存在になっていくことが重要である。
- ・社会的養護には、育てられる側であった子どもが親となり、今度は子どもを育てる側になっていくという世代を繋いで繰り返されていく子育てのサイクルへの支援が求められる。
- ・虐待や貧困の世代間連鎖を断ち切っていけるような支援が求められている。

(3) 社会的養護の基盤づくり

- ・社会的養護は、かつては親のない、親に育てられない子どもを中心とした施策であったが、現在では、虐待を受けた子ども、何らかの障害のある子ども、DV被害の母子などが増え、その役割・機能の変化に、ハード・ソフトの変革が遅れている。
- ・社会的養護は、大規模な施設養護を中心とした形態から、一人一人の子どもをきめ細かく育み、親子を総合的に支援していけるような社会的な資源として、ハード・ソフトともに変革していかなければならない。
- ・また、家庭的養護の推進は、養育の形態の変革とともに、養育の内容も刷新していくことが必要である。
- ・社会的養護は、家庭的養護を推進していくため、原則として、地域の中で養育者の家庭に子どもを迎え入れて養育を行う里親やファミリーホームを優先するとともに、児童養護施設、乳児院等の施設養護も、できる限り小規模で家庭的な養育環境（小規模グループケア、グループホーム）の形態に変えていくことが必要である。
- ・施設は、社会的養護の地域の拠点として、施設から家庭に戻った子どもへの継続的なフォロー、里親支援、社会的養護の下で育った人への自立支援やアフターケア、地域の子育て家庭への支援など、専門的な地域支援の機能を強化し、総合的なソーシャルワーク機能を充実していくことが求められる。
- ・ソーシャルワークとケアワークを適切に組み合わせ、家庭を総合的に支援する仕組みづくりが必要である。
- ・社会的養護の役割はますます大きくなっており、これを担う人材の育成・確保が重要な課題となっている。社会的養護を担う機関や組織においては、その取り組みの強化と運営能力の向上が求められている。

3. 里親・ファミリーホームの役割と理念

(1) 里親・ファミリーホームの役割

- ・里親は、児童福祉法第6条の4の規定に基づき、要保護児童を養育することを希望する者であって、都道府県知事が児童を委託する者として適当と認めるものをいう。
- ・ファミリーホームは、児童福祉法第6条の3第8項の規定に基づき、要保護児童の養育に関し相当の経験を有する者の住居において養育を行うものをいう。
- ・里親及びファミリーホームが行う養育は、委託児童の自主性を尊重し、基本的な生活習慣を確立するとともに豊かな人間性及び社会性を養い、かつ、将来自立した生活を営むために必要な知識及び経験を得ることができるように行わなければならない。

(2) 里親・ファミリーホームの理念

- ・里親及びファミリーホームは、社会的養護を必要とする子どもを、養育者の家庭に迎え入れて養育する「家庭養護」である。
- ・また、社会的養護の担い手として、社会的な責任に基づいて提供される養育の場である。
- ・社会的養護の養育は、家庭内の養育者が単独で担えるものではなく、家庭外の協力者なくして成立し得ない。養育責任を社会的に共有して成り立つものである。また、家庭内における養育上の課題や問題を解決し或いは予防するためにも、養育者は協力者を活用し、養育のありかたをできるだけ「ひらく」必要がある。
- ・里親制度は、養育里親、専門里親、養子縁組里親、親族里親の4つの類型の特色を生かしながら養育を行う。また、ファミリーホームは、家庭養護の基本に立って、複数の委託児童の相互の交流を活かしながら養育を行う。

4. 対象児童

- ・里親及びファミリーホームに委託される子どもは、新生児から年齢の高い子どもまで、すべての子どもが対象となる。
- ・保護者のない子どもや、親から虐待を受けた子ども、親の事情により養育を受けられない子どもなど、子ども一人一人の課題や状況に則し、最も適合した里親等へ委託される。
- ・また、保護者による養育が望めず養子縁組を検討する子どもや、実親との関係も保ちながら長期間の養育を必要とする子ども、あるいは、保護者の傷病などで短期間の養育を必要とする子どもなど、社会的養護を必要とする期間も多様である。
- ・障害のある子どもや非行の問題がある子どもなど個別的な支援を必要とする子どもは、適切に対応できる里親等に委託される。
- ・里親及びファミリーホームは、18歳に至るまでの子どもを対象としており、必要がある場合は20歳に達するまでの措置延長をとることができる。
- ・里親等は、委託された子どもの背景を十分に把握し、その子どもを理解して、必要な心のケアを含めて、養育を行わなければならない。

5. 家庭養護のあり方の基本

(1) 基本的な考え方（家庭の要件）

- ・ 家庭は子どもの基本的な生活を保障する場である。家庭のあり方やその構成員である家族のあり方は多様化してきているが、子どもの養育について考慮した場合、家庭には養育を担う上での一定の要件も存在する。
- ・ 社会的養護における「家庭養護」は、次の5つの要件を満たしていなければならない。

①一貫かつ継続した特定の養育者の確保

- ・ 同一の特定の養育者が継続的に存在すること。
- ・ 子どもは安心かつ安全な環境で永続的に一貫した特定の養育者と生活することで、自尊心を培い、生きていく意欲を蓄え、人間としての土台を形成できる。

②特定の養育者との生活基盤の共有

- ・ 特定の養育者が子どもと生活する場に生活基盤をもち、生活の本拠を置いて、子どもと起居をとものにすること。
- ・ 特定の養育者が共に生活を継続するという安心感が、養育者への信頼感につながる。そうした信頼感に基づいた関係性が人間関係形成における土台となる。

③同居する人たちとの生活の共有

- ・ 生活の様々な局面や様々な時をとともに過ごすこと、すなわち暮らしをつくっていく過程をとともに体験すること。
- ・ これにより、生活の共有意識や、養育者と子ども間、あるいは子ども同士の情緒的な関係が育まれていく。そうした意識や情緒的關係性に裏付けられた暮らしの中での様々な思い出が、子どもにとって生きていく上での大きな力となる。
- ・ また、家庭での生活体験を通じて、子どもが生活上必要な知恵や技術を学ぶことができる。

④生活の柔軟性

- ・ コミュニケーションに基づき、状況に応じて生活を柔軟に営むこと。
- ・ 一定一律の役割、当番、日課、規則、行事、献立表は、家庭になじまない。
- ・ 家庭にもルールはあるが、それは一定一律のものではなく、暮らしの中で行われる柔軟なものである。
- ・ 柔軟で相互コミュニケーションに富む生活は、子どもに安心感をもたらすとともに、生活のあり方を学ぶことができ、将来の家族モデルや生活モデルを持つことができる。
- ・ 日課、規則や献立表が機械的に運用されると、子どもたちは自ら考えて行動するという姿勢や、大切にされているという思いを育むことができない。
- ・ 生活は創意工夫に基づき営まれる。そうした創意工夫を養育者とともに体験することは、子どもの自立に大きく寄与し、子どもにとって貴重な体験となる。

⑤地域社会に存在

- ・地域社会の中でごく普通の居住場所で生活すること。
- ・地域の普通の家庭で暮らすことで、子どもたちは養育者自身の地域との関係や社会生活に触れ、生活のあり方を地域との関係の中で学ぶことができる。
- ・また、地域に点在する家庭で暮らすことは、親と離れて暮らすことに対する否定的な感情や自分の境遇は特別であるという感覚を軽減し、子どもを精神的に安定させる。

(2) 家庭養護における養育

①社会的養護の担い手として

- ・里親及びファミリーホームにおける家庭養護とは、私的な場で行われる社会的かつ公的な養育である。
- ・養育者の家庭で行われる養育は、気遣いや思いやりに基づいた営みであるが、その担い手である養育者は、社会的に養育を委託された養育責任の遂行者である。
- ・養育者は、子どもに安心して安全な環境を与え、その人格を尊重し、意見の表明や主体的な自己決定を支援し、子どもの権利を擁護する。
- ・養育者は子どもにとって自らが強い立場にあることを自覚し、相互のコミュニケーションに心がけることが重要である。
- ・養育者は独自の子育て観を優先せず、自らの養育のあり方を振り返るために、他者からの助言に耳を傾ける謙虚さが必要である。
- ・家庭養護の養育は、知識と技術に裏付けられた養育力の営みである。養育者は、研修・研鑽の機会を得ながら、自らの養育力を高める必要がある。
- ・養育者が、養育がこれでよいのか悩むことや思案することは、養育者としてよりよい養育を目指すからこそであり、恥ずべきことではない。養育に関してＳＯＳを出せることは、養育者としての力量の一部である。
- ・養育が困難な状況になった場合、一人で抱え込むのではなく、社会的養護の担い手として速やかに他者の協力を求めることが大切である。
- ・児童相談所、里親支援機関、市町村の子育て支援サービス等を活用し、近隣地域で、あるいは里親会や養育者同士のネットワークの中で子育ての悩みを相談し、社会的つながりを持ち、孤立しないことが重要である。
- ・家庭養護では、養育者が自信、希望や意欲を持って養育を行う必要がある。そのために自らの養育を「ひらき」、社会と「つながる」必要がある。

②家庭の弱さと強さの自覚

- ・子どもを迎え入れるどの家庭にも、その家庭の歴史があり、生活文化がある。養育者の個性、養育方針、養育方法等にはそれぞれ特色がある。また、地域特性もある。そして、これらには「弱さ」も「強さ」もある。
- ・新たに子どもが委託されたり、委託人数が減るなど構成員に変化が加わることで、不安定さが現れたり、安定性が増す変化があったり、養育者に柔軟な工夫が求

められることもある。また、養育者が子どもの養育に心身の疲れを覚えたり、家族構成員の変化から養育力に影響が出る場合もある。

- ・それぞれの養育の場に含まれる「弱さ」の部分も自覚し、支援やサポートを受け、研修等を通して養育力を高めるとともに、ごく当たりまえの日常生活の中に含まれる、養育の「強さ(Strength)」をより発揮できるよう意識的に取り組む姿勢が求められる。養育者と子どもの日々の生活が養育者の成長にもなり得る。

③安心感・安全感のある家庭での自尊心の育み

- ・子どもにとって自尊心は、生きていく上で必要不可欠な自信、意欲や希望をもたらし、他者に対する寛容性や共感性、困難に立ち向かう力、粘り強さ、忍耐力の形成に結び付く。
- ・子どもが自分の存在について、「大切にされている」「生まれてきてよかった」と感じられるように、養育者の家庭は、子どもに安心感・安全感とともに、心地よさを提供することが重要である。
- ・生活が落ち着いてくると、子どもは、養育者との関係や許容範囲などを確かめる行動や退行を示すことがある。そのような時に、養育者は無力感を感じ、子どもにも否定的感情を抱き、子どもとの関係が悪循環に陥ることもある。
- ・どうにか改善したいという思いが、子どもへの叱咤激励や、問題点の指摘に傾斜し、子どもにとって、あるがままの自分の存在が受け入れられないことに対する思いが、自尊心とは対極にある自己否定感を生み出すこともある。
- ・生活の中では、すぐに実感できる改善はみられなくても、変化を無理に求めず、子どもの実像を受けとめる。安心と安全のある家庭で、子どもと時間を共有し、思い出を積み重ねることで、子どもは変化していく。

④自立して生活できる力を育む

- ・自立とは、誰にも頼らないで生きていくことではなく、適宜他者の力を借りながら他者と関係を結びながら自分なりに生きていくことである。そのことを子どもが認識できるよう、まずは日常生活の中での安心感・安全感に裏付けられた信頼感を育むことが重要である。
- ・子どもには、あるがままの自分を受け入れてもらえるという依存の体験が必要である。日々自然にくり広げられ、くり返される家庭の中での日常生活のなかで、子どもの可能性を信じつつ寄り添うおとなの存在と歩みが、子どもにとって将来のモデルになる。
- ・子どもが生活を通して体験したこと、学習したことは、意識的、無意識的な記憶となり、生活の実体験が子どもに根付き、再現していくこととなる。
- ・困難な出来事があった際にどのように乗り越えていくかなどは、すべて子どもにとって重要な暮らしの体験であり、困ったとき、トラブルがあったときにはとくに他者に協力を求めるという姿勢が持てるよう、ともに生活する中でそうした体験を子どもに提供する。

⑤帰ることができる家

- ・措置解除後においても、養育者と過ごした時間の長短にかかわらず、子どもが成人した時、結婚する時、辛い時、困った時、どんな時でも立ち寄れる実家のような場になり、里親家庭やファミリーホームがつながりを持ち続けられることが望ましい。
- ・養育の継続が難しくなり、委託の解除となった場合でも、成長過程の一時期に特定の養育者との関係と家庭生活の体験を得たことは、子どもにとって意味を持つ原体験となるので、いつでも訪ねて来られるよう門戸を開けて待つことも大切である。

⑥ファミリーホームにおける家庭養護

- ・ファミリーホームは、養育者の住居に子どもを迎え入れる家庭養護の養育形態である。里親家庭が大きくなったものであり、施設が小さくなったものではない。
- ・ファミリーホームの養育者は、子どもにとって職員としての存在ではなく、共に生活する存在であることが重要である。したがって養育者は生活基盤をファミリーホームにもち、子どもたちと起居を共にすることが必要である。
- ・ファミリーホームの基本型は夫婦型であり、生活基盤をそこに持たない住み込み職員型ではない。児童養護施設やその勤務経験者がファミリーホームを設置する場合には、家庭養護の特質を十分理解する必要がある。
- ・養育者と養育補助者は、養育方針や支援の内容を相互に意見交換し、共通の理解を持ち、より良い養育を作り出す社会的責任を有している。
- ・養育補助者は、家事や養育を支援するとともに、ファミリーホーム内での養育が密室化しないよう、第三者的な視点で点検する役割も担うことを理解する。
- ・補助者が養育者の家族である場合には、養育がひらかれたものとなるよう、特に意識化することが必要である。
- ・ファミリーホームは、複数の子どもを迎え入れ、子ども同士が養育者と一緒に創る家庭でもある。子ども同士の安定を図るため、子どもを受託する場合は、子どもの構成や関係性を考慮し、児童相談所との連携が大切になる。また、養育者が子ども同士の関係を活かし、子ども同士が成長しあうために、どのようなかかわりが必要かという観点を持ちながら養育にあたることが必要となる。

(3) 地域とのつながりと連携

①地域や社会へのひろがり

- ・子どもの育ちには、家庭が必要であると同時に、地域の人々や機関・施設の関与や支援が必要である。
- ・私的な生活の営みを軸とする家庭に子どもを迎え入れる場合であっても、公的な養育となる里親、ファミリーホームにおける養育には、地域社会と関係を結び、必要に応じて助け、助けられる関係を作る社会性が必要である。
- ・関係機関との協働はもとより、子どもの通園・通学先の職員、近隣住民が、委託

されている子どもの状況を理解し養育を応援してくれる関係づくりを試みていくことが養育者に求められる。

- ・また、日頃から里親等も地域住民の一人として、近隣との良好な関係を築いておくことや、社会的養護の理解を深めてもらう働きかけをすることが重要である。
- ・なぜならば、子どもにとって養育者は地域に生き、社会に生きる大人のモデルであり、また、子どもの生活は、人々の社会的養護への理解度によって大きく影響されるからである。
- ・養育者の中には、社会的な状況や養育者の思いから地域の中に「里親家庭」として溶け込むことを求めず、ひっそりと生活したい里親もいるが、里親であることをオープンにしながら、近隣住民、関係者、関係機関、地域、社会に働きかけ、地域とのかかわりの中で養育を展開していく里親もいる。
- ・里親等における養育は、あくまで社会的養護であるため、地域や社会に対してクローズなものになってはならない。諸事情により近隣等との関係形成が困難な場合にも、地域の里親会や里親支援を行う民間団体、あるいはその他の子育て支援のネットワークなどのつながりの中に身をおき、孤立しないよう、独善的な養育に陥らないよう養育をひらくことが求められる。
- ・養子縁組里親の場合や親族による里親の場合は、地域との関係の持ち方が養育里親の場合とは異なる。しかし、それぞれの事情は踏まえた上でもなお、孤立した養育、独善的な養育とならないようにすることは同様である。また、親族による里親の場合、親族であるがゆえに、里親も子どももお互いに無理を強いられる場合がある。養育上の悩みや困難を共有できる場や人材を確保し、社会資源を活用しながら養育にあたることが望ましい。

②里親会等への参加

- ・日々の暮らしの中で起こる養育者としての悩み等は、時に社会的養護に携わる養育者の立場でしか共有できない、あるいは理解されにくいこともある。同じ立場で話すことができる里親会や当事者のネットワークを活用することは大切である。
- ・一方、他の養育者の体験談やアドバイスが、自己の養育に有効でない場合もある。このことに留意しながら、養育者同士による活動を活かすことが必要である。
- ・里親サロンなどでは、子どもの状況が具体的に語られることが少なくない。活動の前提として、語られた内容を活動の終了後どう扱うかを確認しておくことも必要である。
- ・里親会は、社会的養護の仕組みの中で重要な役割を持つことから、すべての里親は、里親会の活動に参加する必要がある。また、すべてのファミリーホームは里親会やファミリーホームの協議会に参加する必要がある。

③市町村の子育て支援事業の活用

- ・家庭養護は、保護者として地域で生活していることを理解し、市町村の子育て支援が必要であることを養育者自身や関係機関が受け止め、積極的に活用する。

- ・生活が根ざしている身近な市町村の地域子育て支援につながることや利用できるサービスを活用していくことも、養育のサポートとしては有効である。また、地域子育て支援の活動等において力量を発揮し、支援する側として活躍する里親もいる。
- ・福祉事務所や関係機関と連携し、保育所や放課後児童クラブの活用やショートステイなど、レスパイト・ケアと併せて養育者は周囲の支援や協力を受けることは養育者の安定につながることを理解する。
- ・児童相談所から地域子育て支援機関に、里親等の情報が自動的に提供されることはないため、地域子育て支援機関に必要なかわりは求めていくことが必要である。ただし、委託されている子どもの養育上の困難等は、地域子育て支援機関よりも、里親支援機関や支援担当者、児童相談所等に伝える方が適切な内容もあることを意識化しておく。

6. 里親等の支援

①支援の必要性

- ・里親とファミリーホームは、地域に点在する独立した養育である。このため、閉鎖的で孤立的な養育となるリスクがある。
- ・里親とファミリーホームが社会的養護としての責任を果たすためには、外からの支援を受けることが大前提である。家庭の中に「風通しの良い部分」を作っておく必要がある。

②関係機関・支援者との養育チーム作り

- ・里親・ファミリーホームにおける養育は、家庭の中で行うが、決して自己完結型では行うことができないので、関係機関との連携・協働が不可欠である。関係機関・支援者とともに養育のチームを作っていく意識が必要である。
- ・一人一人抱えている状況や課題の異なる子どもの委託の目的・支援目標を理解し、その子どもの社会的養護の担い手、日々の養育者として、関係機関から支援を受け、随時状況を報告・相談しながら社会的養護を進めていくことが求められる。
- ・養育が難しいと感じる子どもについての専門的な助言や診断、治療的ケアの必要性の検討等、関係機関の见解がとくに必要な場合も、助言や連携を求めていくことが必要である。
- ・養育の「応援団」を確保していくことで社会的養護は成り立つことを常に意識したい。
- ・児童相談所や支援機関等は、定期的な家庭訪問を行うなど、日頃から里親と顔なじみになり、子どもと里親のことを理解する必要がある。里親もこれを受け入れることが必要である。

第Ⅱ部 各論

1. 養育・支援

(1) 養育の開始

- ・ 里親及びファミリーホームにおける家庭養護は、子どもを養育者家族の生活の場である家庭に迎え入れて行う公的な養育であり、「中途からの養育」であることがその特徴である。
- ・ 養育者が子どもを迎え入れるとき、ともに生活する仲間として一緒に生活できることの喜びを子どもに伝えることから養育が始まる。
- ・ 子どもたちのそれまでの生活や人生を尊重し、不安や戸惑いがあることを前提として迎える。家庭に新しいメンバーが加わることによる変化は決して小さいものではなく、子どもたちが、養育者家庭の一員として落ちつくまでに要する時間も、子どもの個性や年齢、背景によって異なることを理解する。
- ・ また、迎える家庭の構成員が、子どもを迎えることを望み、納得していることが重要である。
- ・ 既に受託している子どもや実子を含む、生活を共にしている子どもへの事前の説明や働きかけを行うとともに、心の揺れ動きなどに十分に配慮する。

(2) 「中途からの養育」であることの理解

- ・ 実親子関係は根源的な人間関係である。その関係から引き離され、あらたな養育者と関係を形成することの重要性と、それに伴う子どもの困難さや行動上の課題等を理解した上で、子どもの育ち直しの過程を適切な対応により十分に保障する。
- ・ 子どもは被虐待的環境から安心・安全な環境に身を置くことで、養育者との関係や許容範囲などを確かめる行動や、いわゆる「赤ちゃん返り」と言われる退行を示すことがある。
- ・ 養育者がこうした行動を否定することなく受け入れることは、子どもの育ち直しの過程において必要不可欠である。
- ・ 養育者として対応に苦慮するときや対応方法が見つからない時等は、社会的養護の担い手として速やかに他者に協力を求めることが大切である。
- ・ 実子などを養育した過去の経験が、こうした子どもの養育過程において必ずしも有効に活用できないこともあり、むしろそうした体験が育ち直そうとしている子どもの養育を妨げる場合のあることを理解し、他者の助言や協力を求めることが必要である。
- ・ 子どもが抱えている否定的な自己認識を肯定的な認識に変化できるよう、子どもとともにそれまでの生育歴を反復して振り返り、整理することが必要である。

（３）家族の暮らし方、約束ごとについての説明

- ・「日課」や「規則」がなく、集団生活ではない、あるいは、その要素が緩やかなことが家庭養護の良さである。しかし、ルールが全く無い、あるいは必要はないということではなく、個々の家庭には、その家庭の暮らし方がある。
- ・迎える子どもに、最低限必要な家庭の決まりを説明して、その子どもの意見を聞いた上で、合意を得ることが必要である。
- ・子どもと合意を得ることは、迎える家庭が、その家庭らしさを保つためであり、また、家庭に迎える子どもの適応を助け、暮らしやすさを実現するためにも必要である。
- ・細かすぎるルールを養育者が子どもに強要するのではなく、子どもの年齢や状況に応じて、子ども自身の意見を参考にして、適宜見直すことが必要である。

（４）子どもの名前、里親の呼称等

- ・子どもの「姓」、子どもの「名前」は、その子ども固有のものであり、かけがえないものである。
- ・子どもを迎え入れた里親の姓を通称として使用することがあるが、その場合には、委託に至った子どもの背景、委託期間の見通しとともに、子どもの利益、子ども自身の意思、実親の意向の尊重といった観点から個別に慎重に検討する。
- ・里親の考え方もあるが、里親だけで決められるものではなく、関係者間での方針の確認が必要である。
- ・里父や里母の呼称について、お父さん、お母さん、おじさん、おばさん、〇〇（里親姓）のお父さん、お母さんなど受託された子どもの状況で決める。
- ・里親として子どもを迎えたことを近隣にどう伝えるかは、養育里親である場合や養子縁組希望里親の場合とでは子どもの状況が異なるため、よく検討して進める必要がある。
- ・養子縁組を希望する場合などは、子どもの年齢に応じて里親姓である通称を使用し、近隣や地域、学校等の関係者への説明や理解を得るよう働きかけることも大切である。

（５）幼稚園や学校、医療機関等との関係

- ・学校等は、子どもが１日の多くの時間を過ごす大切な生活の場である。学校との良好な協力関係を築くことにより、保護者と教師という関係だけでなく、同じ支援者の立場でのより有効な子どもへの支援に結びつけることができる。
- ・子どもが通う幼稚園や学校には、社会的養護を必要とする子どもの養育であることを伝え、よき理解者となってもらえるよう、働きかけることが必要である。
- ・子どもも、新しい生活の場に移行したことで幼稚園・学校で落ち着かず、順調にいかないこともある。里親側が心を閉じると、養育上の様々なリスクを高めて

しまい、子ども自身に負荷をかけることもある。

- ・医療機関によっては、里親が社会的養護である家庭養護について説明しなくてはならない負担感を感じることがある。
- ・しかし、あきらめず必要な説明をするとともに、里親が抱えた思いを信頼できる人に聞いてもらったり、里親経験者の工夫や里親支援担当者からアイデアを聞いたりし、周囲に理解を求めていく姿勢を保つことが求められる。
- ・児童相談所の職員等が、新規委託児童の通う幼稚園や学校に里親とともに出向き、園長、校長、担任らに里親養育の理解を求めるための事前説明をし、子どもの姓の扱いなど要点を含めて確認する機会をもつ取組がなされている。社会との関係形成のプロセスに、必要に応じて児童相談所等の関係機関に支援を求めること、説明する言葉を得るためにしおり等を活用することも有効である。

(6) 子どもの自己形成

- ・子どもの人生は、生まれた時から始まっている。自己の生い立ちを知ることは自己形成において不可欠である。真実告知は行うという前提に立ち、子どもの発達や状況に応じて伝え、子どもがどう受け止めているかを確かめつつ、少しずつ内容を深めていくことが大切である。
- ・「真実告知」は、単に「血縁上の親が別にいること」「養育者と血のつながりがなくないこと」を告げるという意味ではなく、主たる養育者である里親等が、「この世に生を受けたことのすばらしさ」「あなたと共に暮らせるようになった喜び」や子どもの生い立ちなどについて、嘘の無い「真実」として子どもに伝えることである。その「真実」をどのように表現をするかを配慮しなければならない。
- ・思春期の場合や小学校で行われる「生い立ちについての授業」などには、他の里親の経験や児童相談所からのアドバイス等を参考にして、学校関係者とも必要な理解や配慮の共有に努めながら、具体的に対処する。そのためにも、教育関係者との連携を日常的に築いておくことが重要である。
- ・真実告知のタイミングは、里親等が児童相談所や支援機関と相談の上、行うことが望ましい。
- ・ライフストーリーワークなど子どもの生きてきた歴史や子どもに寄せられて来た思いを綴り、写真や数値、できるようになったこと、かかわってくれた人・物などとともに記録としてまとめることも、子どもが、自らを「他者と違う固有の存在」「尊厳をもった大切な自分」であると気づき、自分を大切に、誇りをもって成長するために有効である。

(7) 実親との関係

- ・子どもにとっての実親は、子どもが自身を確認する上での源である。子どもの前で子どもの親の否定をしない。また、子ども自身から実親のことが語られる場

面では、どう語られるかに耳を傾けるとともに、話されたことに養育者がどう応答するかについて配慮する。

- ・一見身勝手に思える実親の行動や態度に対し、背景にある実親なりの事情や実親自身の思いが十分に理解できず、養育者として否定的な感情を持つこともある。そのことを実親も敏感に察し、積極的な子どもへのかかわりを躊躇することも考えられる。養育者として実親の状況の理解や共感に努める姿勢は、子どものためにも必要である。
- ・子どもが実親に怒りを持ったり、実親に会えないことを自己否定的にとらえたり、里親等への配慮から実親について尋ねたい気持ちに遠慮することもある。実親について語ることを家庭内でのタブーとしないことも重要である。
- ・子どもの実親についての受け止め方は、養育者との生活のなかで変化し、子どもの心や日常生活、生き方に大きな影響を与える。子どもの立場に立って実親への思いを理解することが、養育者に不可欠である。児童相談所とも情報を共有し、見通しを確認する。
- ・実親が複雑で深刻な事情を抱えている場合もあり、実親の子どもに対する思いも様々である。実親が子どもを養育できないことの背景にある個々の問題を踏まえ、実親の抱える課題や生活問題に、子どもと里親等が巻き込まれないようにしながら、子どもと実親との交流そのものは保証する。
- ・一定のルールのもとで、実親との面会、外出、一時帰宅などの交流を積極的に行う。実親とのかかわりが、子どもの生活や福祉、里親等とその家族の生活を脅かす場合に限り、交流が制限される。
- ・交流をどのように行うかについては、養育者と児童相談所が協議し、子ども自身の意見を踏まえて決定する。交流の実施状況を児童相談所が把握し、トラブルが生じた場合の対応を明確にしておくことも大切である。
- ・実親の状態が不明な場合、実親の状況が子どもに伝えられていない場合、望んでも実親との交流がかなわない場合、子どもが交流を希望しない場合や、虐待を受けた子どもの場合など、子どもの状況を踏まえて、適切な配慮を行う。
- ・実親との交流により、子どもが不安定になり、意欲の低下や体調等を崩す場合もある。交流後の子どもの様子を把握し、気持ちをくみ上げるコミュニケーションを心がけるなど、個々の子どもの状況に応じて対応する。

(8) 衣食住などの安定した日常生活

- ・里親等が提供する養育だけが、子どもの心身を安定させ、成長させ、生きる力を増進させるのではなく、里親等と里親等家族の存在、家族間の関係、食事、生活習慣、余暇の過ごし方などあたりまえの生活や親族・友人・地域との関係など里親等家庭での暮らしそのものが子どもを育むことを理解する。
- ・子どもはこうした生活を通して将来の社会生活や成長して、家庭を作る場合に役立つ技術を身につけ、家庭生活のモデルを形成することができる。

(9) 実子を含む家族一人一人の理解と協力

- ・家庭に子どもを迎え入れるため、家族の一部は生活に参加しないということができない。先に受託している子どもを含め、家族全員が新しく迎え入れる子どもとの生活に影響を受けることを受け止める必要がある。
- ・養育者や児童相談所は、新たな子どもを受け入れられる状況であるか否か、家庭や子どもの状況のアセスメントを前提としたマッチングを行い、双方が判断する。
- ・養育者や児童相談所は、家庭養護は実子の養育体験とは、必ずしも同じではないこと、一人の子どもが加わることによって変化する家庭内の力動の変化や個人への影響があることを考慮する。
- ・養育者は受託している子どもとそれぞれ個別の時間やかかわりをもつように、実子と過ごしたり話したりする場面・時間も作ることが大切である。
- ・実子や既に受託している子どもに、適宜必要なことを説明する。生活を共有する立場である実子も、子どもとして意見表明できる雰囲気と関係を保つ。

(10) 子どもの選択の尊重

- ・子どもが興味や趣味に合わせて、自発的な活動ができるよう工夫する。子ども一人一人の選択を尊重する。子どもが自分の好みや要望を表現できる雰囲気を生活の中につくる。
- ・子どもが自分の要望を表明するとともに、他者の要望も受け止めながら、対話ができいていくように、ときには養育者が仲介しながらコミュニケーションの育ちを支える。

(11) 健康管理と事故発生時の対応

- ・子どもの状態や発達段階に応じて、体の健康や衛生面に留意し、健康上特別な配慮を必要とする子どもについては、児童相談所や医療機関と連携する。
- ・事故や感染症の発生など緊急時には、子どもの安全を確保する。児童相談所と緊急の連絡方法などを確認しておく。
- ・災害時の避難方法や子どもの安全確保について、養育者らで確認する。食料や備品類など災害時の備蓄等を行う。
- ・災害などに対して備えていることを養育者の責任として子どもにも説明し、実際に見せて確認し、安心感をもって生活できるよう配慮する。

(12) 教育の保障と社会性の獲得支援

- ・それまでの生育環境により、経験不足や基礎学力の不足など多くの課題を抱えている子どもにとって、学ぶ楽しさを取り戻し、さらには高校や大学などに進学

する学力を獲得することは、子どもが自尊心を回復し、自立への歩みを踏み出す契機としても重要なことである。

- ・子どもの学力の状態に応じて、学習意欲を十分に引き出しながら、学習が安定に向かうよう工夫して支援する。必要に応じて、学習ボランティアや塾の活用を考える。
- ・年齢や発達状況など個々の状態に応じた社会性の獲得を目指し、体験の幅を広げるとともに、社会に出て行く子どもには、社会の一員であることが自覚できるよう支援を行う。

（１３）行動上の問題についての理解と対応

- ・子どもが新しい環境や家族との関係に安心した時に表れる行動上の問題があることを理解する。
- ・子どもの行動にはメッセージが含まれていること、その子どもにとって何らかの意味があることを理解し、時には養育者同士で話すことで安心を得ることも大切である。心理的な支援を必要とする子どもについては、専門機関に相談する。
- ・性に関することをタブー視せず、子どもの年齢や発達状況に応じて、子どもの疑問や不安に答える。個別の状況に対応し、性の教育につながる支援を行う。

（１４）進路選択の支援

- ・子ども自身の思いや要望によく耳を傾け、一緒に検討していく姿勢をもち、子どもの進路や就職支援など自己決定や自己選択ができるように判断材料を一緒に収集するなどして支援する。
- ・子どもにとって見通しがもてるよう、児童相談所や実親等と十分に話し合うことも大切である。

（１５）委託の解除、解除後の交流

- ・円滑に委託解除できるよう、子どもの意向を尊重するとともに、児童相談所の里親担当者と子ども担当者を交え、十分に話し合う。
- ・進路決定後も可能な限り相談に応じ、つまずきや失敗など何らかの問題が生じた場合にも支援を心がける。
- ・進学や就職したあと、また成人したあとも、実家のようにいつでも訪問でき、また、相談に応じられるような交流を継続する。

（１６）養子縁組

- ・養子制度の意義は、保護者のない子ども又は家庭での養育が望めない子どもに温かい家庭を与え、かつその子どもの養育に法的安定性を与えることにより、子どもの健全な育成を図るものである。

- ・普通養子縁組は、家庭裁判所の許可を受け、実親との法律上の関係は継続され、戸籍上は養子と記載される。特別養子縁組は、家庭裁判所の審判により、実親との親子関係は終了し、戸籍上は養親の長男・長女等と記載され、養子となる年齢に6歳未満という制限がある。
- ・養子制度は、永続的な養育が必要な子どもが、法的に親子関係を結び、より安定感を得ることができるようにする子どものための制度であり、跡継ぎを得るための制度ではないことを理解する必要がある。
- ・子どもを望みながら子どものない家庭や不妊治療を受けている家庭にとっては、里親制度や養子縁組制度が選択肢の一つとなるが、養育に困難さを覚えることもある。養親が子どもの最善の利益を実践することを理解するとともに、児童相談所や支援機関等で支えることが大切である。
- ・養子縁組成立後、児童相談所や里親会と離れてしまう養親も多い。しかし、親子の関係を築くなかで、様々な課題や問題が生じてくる。生い立ちなどの真実告知や実親への思いや葛藤、ルーツを探すことなどに、親子で対峙し、乗り越えることになる。先輩の養親や里親との交流や児童相談所への相談など、関係者や関係機関の支援を受けることが、よりよい親子の関係を結ぶことになる。

2. 自立支援計画と記録

(1) 自立支援計画

- ・児童相談所は、子どもが安定した生活を送ることができるよう自立支援計画を作成し、養育者はその自立支援計画に基づき養育を行う。
- ・自立支援計画には、子どもが委託される理由や育ってきた環境、養育を行う上での留意点や委託期間、実親との対応などが記載されているので、気になることは児童相談所に相談し、必要に応じて説明を受け、見通しを確認しながら、より子どもやその家族のことを理解する。

(2) 記録と養育状況の報告

- ・受託した子どもの養育状況を適切な文言で記録を書くことや報告することを通して、子どもや子どもに関係する状況に対する理解を深め、また、養育者自身が養育を客観的に振り返ることができる。
- ・また、記録は子どもが家庭引き取りになる場合は、実親にとって子どもを理解する手段となり、養子縁組をする場合は、成長の記録の一部となる。
- ・子どもの課題や問題点などだけでなく、できていること、良いところ、成長したところなど、ポジティブな側面も記録することは、子どものより正確な理解を促すことにもなる。
- ・子どもが行動上の問題を起こす場合もあるため、問題が生じた背景や状況を記録し、児童相談所から適切な支援を受ける。

- ・子どもの変化や状況を児童相談所に伝え、児童相談所と一緒に定期的に自立支援計画を見直す。

3. 権利擁護

(1) 子どもの尊重と最善の利益の考慮

- ・子どもを権利の主体として尊重する。子どもが自分の気持ちや意見を素直に表明することを保障するなど、常に子どもの最善の利益に配慮した養育・支援を行う。
- ・子どもが主体的に選択し、自己決定し、問題の自主的な解決をしていく経験をはじめ、多くの生活体験を積む中で、健全な自己の成長や問題解決能力の形成を支援する。
- ・つまずきや失敗の体験を大切にし、自主的な解決等を通して、自己肯定感を形成し、たえず自己を向上発展させるための態度を身につけられるよう支援する。
- ・子どもに対しては、権利の主体であることや守られる権利について、権利ノートなどを活用し、子どもに応じて、正しく理解できるよう随時わかりやすく説明する。

(2) 子どもを尊重する姿勢

- ・社会的養護を担う養育者として理解する必要のある倫理を確認し、意識化するとともに、養育者らは子どもの権利擁護に関する研修に参加し、権利擁護の姿勢を持つ。
- ・独立した養育の現場で子どもに密にかかわる者として、子どもが、生活の中で自分が大切にされている実感を持てるようにする。

(3) 守秘義務

- ・子どもが委託に至る背景や家族の状況など、養育者として知り得た子どもや家族の情報のうち、子どもを守るために開示できない情報については、境界線を決めて確認し、守秘義務を守り、知り得た情報を外部には非公開で保持する。
- ・近隣に話をしにくかったり、里親として子どもを養育していることを周囲にどう言えばよいかわからなかったりする里親も多い。「特別な子ども」として認識されることが目的ではないので、ごくあたりまえの家庭生活を送り、養育していることの理解を得る。

(4) 子どもが意見や苦情を述べやすい環境

- ・日常的に子どもが自分を表現しやすい雰囲気をつくり、自分の思いをいったん受け止めてもらえる安心感や養育者との関係を確保することが養育の要であるこ

とを、養育者が理解する。

- ・併せて、子どもが相談したり意向を表明したりしたい時に相談方法や相談相手を選択できる環境を整備しておく。また、そのことを子どもに伝え、子どもが理解するための取組を行う。
- ・子どもの側からの苦情や意見・提案に対しては、迅速かつ適切に対応する。
- ・子どもの希望に応えられない場合には、その理由を丁寧に説明する。

(5) 体罰の禁止

- ・体罰は、子どもにとっては、恐怖と苦痛を与えるものであり、ある行為を止めさせる理由を教えることにはならない。
- ・体罰はある行為を止めさせる即効性のある方法であるが、体罰という方法では、理由があれば力で他者に向かってよいことを結果として教えることになってしまう。また、子どもに自己否定感を持たせることとなる。それらの理由から、体罰がなぜ養育の方法として適切でないかを理解する。
- ・養育者はいかなる場合においても体罰や子どもの人格を辱めるような行為を行わない。体罰の起こりやすい状況や場面について、研修や話し合いを通して、体罰を伴わない養育技術を習得することも大切である。

(6) 被措置児童等虐待対応

- ・子どもが里親家庭やファミリーホームでの生活に安定した頃に起こる試し行動や退行による行動、思春期の反抗など様々な行動に養育者は戸惑いながらも、対応する経験を重ねていくことで子どもとともに成長していく。
- ・しかし、時に子どもの行動が激しくなり、養育者の対応の限界を超えることがある。子どもも養育者も行き詰まった上での不適切な対応が、被措置児童等虐待に結びつくことを理解する。
- ・体罰や子どもの人格を辱める行為、子どもに対する暴力、言葉による脅かしなどは不適切なかかわりである。子どもを大切に養育したいという思いが先行し、しつけから逸脱することがないようにする。
- ・被措置児童等虐待防止のもつ意味とそのための取組について、十分に認識し、養育者のみならず、実子による受託した子どもへの虐待、受託した子ども間の暴力等も想定した予防体制が必要である。
- ・養育者も一人の人として不適切な対応をすることもある。そうした場合、子どもがそのことを表明したり、子どもから第三の大人など他者に伝えることはできるし、伝えてほしいなど、養育者が子どもに説明する。
- ・里親家庭やファミリーホームが密室化しないための、第三者の目や意見を取り込む意識を持ち、工夫する。

4. 関係機関・地域との連携

(1) 関係機関等との連携

- ・子どもの最善の利益を実現するために、児童相談所や関係機関と連携し、子どもや家族の情報を相互に提供し、共有する。未成年後見人がある場合にも、連携し、情報を共有する。
- ・乳児院、児童養護施設、児童家庭支援センター等の施設は、地域の社会的養護の拠点であり、里親支援の役割も持つことから、里親等は、社会的養護の担い手として、施設等と良きパートナーシップを構築し、連携する。
- ・施設との関係を活かすには、施設側の里親理解、里親側の施設理解がともに必要である。
- ・施設の里親支援専門相談員は、児童相談所の里親担当職員等とともに、里親等の家庭訪問や、相談への対応、レスパイトの調整など、施設機能を活かして里親等の支援を行う。
- ・ファミリーホームは、地域における社会的養護の一つの拠点として存在する。子どもたちが地域の子どもとしてあたりまえに生活することは、地域の子どもにとっても大切である。
- ・里親やファミリーホームが、課題の多い子どもを受託し、専門的な支援を行う場合には、地域にある社会資源を活用し、また、支援を得るため、関係機関等と特に密接に連携することが必要である。

(2) 地域との連携

- ・社会的養護を必要とする子どもの養育に対して地域の人々の理解を得るために、子どもと地域との交流を大切にし、コミュニケーションを活発にする取り組みを行うなど、養育者の側から地域への働きかけを行う。
- ・ファミリーホームでは、必要に応じ、ボランティアを受け入れる場合もあるが、実子や受託している子どもと同世代や、子どもが学校などで関係のある人材によるボランティアの受け入れには配慮する。

5. 養育技術の向上等

(1) 養育技術の向上

- ・養育者らは、子どもの養育・支援及び保護者に対する養育に関する助言や支援が適切に行われるように、研修等を通じて、必要な知識及び技術の習得、維持及び向上に努める。
- ・社会的養護に携わる者として、養育者一人一人が課題を持って主体的に学ぶとともに、地域の関係機関など、様々な人や場とのかかわりの中で共に学び合い、活性化を図っていく。

- ・研修などの場で養育者が「できていない」ことを開示できる安心感を確保する。
- ・ファミリーホームでは、主たる養育者は、養育者だけでなく補助者についても、資質向上のため研修会等への参加の機会を設ける。

(2) 振り返り（自主評価）の実施

- ・養育者らは養育のあり方をより良くしていくためには、できていないことや課題の認識とともに、養育の中ですでにできていること、子どもに表れているよき変化等もあわせてとらえ、多面的に振り返っていくことが必要である。
- ・ファミリーホームでは、運営や養育内容について、自己評価、外部の評価等、定期的に評価を行う。養育者だけでなく、子どもも相談できる第三者委員を置くことは、ファミリーホームの養育の質を高める方法である。

民法等の一部を改正する法律の概要

要旨

児童虐待の防止等を図り、児童の権利利益を擁護する観点から、親権の停止制度を新設し、法人又は複数の未成年後見人の選任を認める等の改正を行うとともに、関連する規定について所要の整備を行う。

要点

親権の喪失の制度等の見直し

- 2年以内の期間に限って親権を行うことができないようにする親権の停止制度の新設（民法）
- 親権の喪失等の家庭裁判所への請求権者の見直し（民法、児童福祉法）
- 施設長等の権限と親権との関係の明確化（児童福祉法）

未成年後見制度等の見直し

- 法人又は複数の未成年後見人の許容（民法）
- 里親等委託中及び一時保護中の児童相談所長の親権代行について規定（児童福祉法）

その他

- 子の監護及び教育が子の利益のためにされべきことを明確化（民法）
- 懲戒に関する規定の見直し（民法）
- 離婚後の子の監護に関する事項の定めとして面会交流等を明示（民法）
- その他、所要の規定の整備（民法、児童福祉法、家事審判法、戸籍法等）

施行時期等

平成23年5月27日 成立
平成23年6月 3日 公布（平成23年法律第61号）
平成24年4月 1日 施行

「民法等の一部を改正する法律」の施行等について

改正の趣旨等

児童虐待の防止等を図り、児童の権利利益を擁護する観点から、親権の停止制度を新設し、法人又は複数の未成年後見人の選任を認める等の改正を行うとともに、関連する規定について所要の整備を行うもの。【平成23年6月3日 公布（一部施行）／平成24年4月1日 施行】

1. 親権と親権制限の制度の見直し

○ 子の利益の観点の明確化等

（改正後）

- 親権を行う者は、子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う。
- 親権を行う者は、必要な範囲内で自らその子を懲戒し、又は家庭裁判所の許可を得て、これを懲戒場に入れることができる。
- 親子の面会交流等についての明文規定がない。

【民法関係】

- 親権を行う者は、子の利益のために子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う。
- 親権を行う者は、子の利益のために行われる子の監護及び教育に必要な範囲内でその子を懲戒することができる。
- 離婚後の子の監護に関する事項として親子の面会交流等を明示。

○ 親権停止制度の創設

（現行）

- あらかじめ期限を定めて親権を制限する制度はない。

【民法関係】

- 家庭裁判所は、「父又は母による親権の行使が困難又は不適当であることにより子の利益を害するとき」に2年以内の期間を定めて親権停止の審判をすることができる。

○ 親権喪失・管理権喪失原因の見直し

（現行）

- 家庭裁判所は、「父又は母が、親権を濫用し、又は著しく不行跡であるとき」に親権喪失の宣告をすることができる。
- 家庭裁判所は、「父又は母が、管理が失当であったことによつてその子の財産を危うくしたとき」に管理権喪失の宣告をすることができる。

【民法関係】

- 家庭裁判所は、「父又は母による虐待又は悪意の遺棄があるときその他父又は母による親権の行使が著しく困難又は不適当であることにより子の利益を著しく害するとき」に親権喪失の審判をすることができる。
- 家庭裁判所は、「父又は母による管理権の行使が困難又は不適当であることにより子の利益を害するとき」に管理権喪失の審判をすることができる。

○ 親権喪失等の請求権者の見直し

（現行）

- 子の親族及び検察官が、親権の喪失等について、家庭裁判所への請求権を有する。

【民法関係】

- 子の親族及び検察官のほか、子、未成年後見人及び未成年後見監督人も、親権の喪失等について、家庭裁判所への請求権を有する。

（現行）

- 児童相談所長は、親権喪失についてのみ、家庭裁判所への請求権を有する。

【児童福祉法関係】

- 児童相談所長は、親権喪失、親権停止及び管理権喪失の審判並びにこれらの審判の取消しについて、家庭裁判所への請求権を有する。

2. 児童相談所長、施設長等による監護措置と親権代行について

○ 児童相談所長による親権代行

(現行)

- 施設入所中の児童に親権者等がない場合には、施設長が親権を代行するが、里親等委託中又は一時保護中の親権者等がない児童については、親権を代行する者がいない。

(改正後)

- 里親等委託中及び一時保護中の児童に親権者等がない場合には、児童相談所長が親権を代行する。

【児童福祉法関係】

○ 児童相談所長、施設長等の監護措置と親権との関係

(現行)

- 児童相談所長に、一時保護中の児童の監護等に関しその福祉のために必要な措置をとる権限の明文規定がない。
- 施設長等は、児童の監護等に関しその福祉のために必要な措置をとることができる旨の規定があるのみ。

(改正後)

- 児童相談所長は、一時保護中の児童の監護等に関しその福祉のために必要な措置をとることができる。
- 児童相談所長、施設長等が児童の監護等に関しその福祉のために必要な措置をとる場合には、親権者等は不当に妨げてはならない。
- 児童の生命、身体、身の安全を確保するために緊急の必要がある場合には、親権者等の意に反しても、児童相談所長、施設長等が必要な措置をとることができる。

【児童福祉法関係】

(参考) 改正後の児童相談所長、施設長等による親権代行、監護措置の整理

	親権者(父母)・未成年後見人のない場合 (親権喪失・停止の場合も含む。)	親権者(父母)又は未成年後見人のある場合	
		未成年後見人あり	親権者(父母)あり
在宅の場合	親権を行う者なし ※ 法律行為を行うためには、未成年後見人を選任する必要あり。 ※ 児童相談所長による未成年後見人の選任請求中は、児童相談所長が親権代行。	未成年後見人による後見 (親権行使)	親権者による親権行使
一時保護中	児童相談所長による親権代行 (児童相談所長による監護措置)	同上	同上
里親等委託中	児童相談所長による親権代行 里親等による監護措置	児童相談所長による監護措置 (親権者等の意に反する安全確保のための緊急措置)	児童相談所長の不当な妨げの禁止 (親権者等の意に反する安全確保のための緊急措置)
		同上	同上
施設入所中	施設長による親権代行 (施設長による監護措置)	里親等による監護措置 (親権者等の意に反する安全確保のための緊急措置)	親権者等の不当な妨げの禁止 (親権者等の意に反する安全確保のための緊急措置)
		同上	同上
		施設長による監護措置 (親権者等の意に反する安全確保のための緊急措置)	親権者等の不当な妨げの禁止 (親権者等の意に反する安全確保のための緊急措置)

3. 未成年後見制度の見直し

○ 法人・複数の未成年後見人の許容

(現行)

- 家庭裁判所は、法人を未成年後見人に選任することができる。
- 未成年後見人は、一人でなければならない。
- ※ 未成年後見人は、未成年者に対して親権を行う者がいないとき等に、親権者と同じの権利義務を有し、後見(身上監護、財産管理など)を行う。法律上の手続や、多額の財産の管理を行う場合に選任が必要となる。

(改正後)

- 家庭裁判所は、法人を未成年後見人に選任することができる。
- 未成年後見人は、複数でもよい。
(未成年後見人が複数いる場合、原則として、その権限を共同して行使。)
(家庭裁判所は、財産管理権について、一部の後見人につき財産管理権のみの行使の定め、単独行使の定め、事務分掌の定めが可能。)

【民法関係】

(参考) 複数、法人の未成年後見人について想定される例

【複数の未成年後見人の例】

- ✓ おじ・おばや祖父母が2人で後見人となり、共同で後見。
- ✓ 多額の財産がある場合、親族のほかは弁護士等の専門職を選任。
一般的の後見は親族が、特定の財産の管理は弁護士等の専門職が行う。

【法人の未成年後見人の例】

- ✓ 児童福祉施設等を運営する社会福祉法人
- ✓ 児童の権利擁護の活動を行う法人 等

4. 一時保護の見直し

(現行)

- 一時保護の期間は、原則として、一時保護を開始した日から2か月を超えてはならないが、児童相談所長等において必要があると認めるときは、引き続き一時保護を行うことができる。

(改正後)

- 2か月を超える親権者等の意に反する一時保護については、その継続の是非について、第三者機関である児童福祉審議会の意見を聴く。

【児童福祉法関係】

5. 児童福祉法第28条の審判の運用方法の見直し(※)

※ 専門委員会報告書を踏まえた見直し

(現行)

- 家庭裁判所は、法第28条の承認の審判をする際、保護者に対する指導措置を採ることが相当であると認めるときは、保護者に対し指導措置を採るべき旨を、都道府県に勧告することができ、この指導勧告書の写しを保護者に送付する運用が可能。

(見直し後)

- この運用を保護者指導に効果的に活用するため、児童相談所が保護者指導に効果的であると考える場合に、家庭裁判所に対して、都道府県等への指導勧告と、保護者への指導勧告書の写しの送付を求める上申の手続を示す。

【児童福祉法関係】

1 ガイドラインの趣旨

- 親権者等(親権を行う者又は未成年後見人)が児童相談所長や児童福祉施設の施設長、里親等による監護措置を不当に妨げてはならないことが法律上、明確化されることから、児童相談所、施設、里親等での対応に資するよう、「不当に妨げる行為」、「不当に妨げる行為」の考え方、対応方法等について示すもの。

※以下「児童」には、18歳以上の未成年者を含む。

2 不当に妨げる行為の事例

- 「不当に妨げる行為」としては次のものが想定(詳細は別紙)。施設、里親等で該当性の判断に迷う場合には、児童相談所が相談、助言等の援助。

(1) 態様、手段が適切でない場合

- 親権者等が児童等に関する行為としてそのものの態様、手段が客観的に見て適切でない場合。具体的には、例えば、次のような事例が該当しうると考える。

- | | |
|--|---------------------|
| ア 親権者等がその児童や職員等に対して直接とする行為(実力行使)(暴行、脅迫、連れ去り、面会の強要等) | ウ その他(関係者へのア・イの行為等) |
| イ 親権者等が他の児童や児童相談所、施設等全体も含めて迷惑を及ぼす行為(騒音・振動、施設の汚損・破損等) | |

(2) 親権者等の意向に沿った場合に、児童に不利益を与えたと考えられる場合

- 親権者等の意向に沿った場合に、客観的にみて明らかに児童に不利益を与えたと考えられる場合。具体的には、例えば、次のような事例が該当しうると考える。
- 児童の真の意向を踏まえる必要。他方、児童に不利益を与えるおそれがあるときには、児童の意向に沿わない監護措置をとる必要。

- | | | |
|----------------------|-------------------------|----------------------|
| ア 児童に経済的な損失を与える行為 | ウ 児童の健康や成長、発達に悪影響を及ぼす行為 | オ 児童や他の児童の監護に悪影響を及ぼす |
| イ 児童の社会生活に支障を生じさせる行為 | エ 児童の教育上支障を生じさせる行為 | オ それのある行為 |

(3) その他の場合

- その他、親権者等の主張に混乱が見られる場合、一貫性がない場合等には、監護に支障を生じるおそれがあり、該当する場合がある。

3 不当に妨げる行為があつた場合の対応等

- 児童相談所は、一時保護・措置開始時に、保護者に対し、施設長等による監護措置、不当に妨げる行為の禁止、緊急時の対応等について説明。

- 不当に妨げる行為があつた場合には、当該行為にかかわらず、児童の利益を保護するために必要な監護措置が可能だが、

できる限り親権者等の理解を得ることが望ましく、また、理解が得られず、児童の安定した監護に支障を及ぼす場合には、法的な解決等を図る必要がある。

- このため、事例に応じ、次の(1)～(4)の対応が考えられる。(※犯罪、危険行為等に対しては、警察へ通報する等の対応。)

- 施設長等が対応方針等について判断に迷う場合は、児童相談所は、必要に応じ児童福祉審議会から意見聴取。

(1) 親権者等への説明

- 事例に応じ児童相談所や施設等から、児童の利益の観点から理解を求める。理解が得られない場合には、不当に妨げる行為に該当することを説明し、調整。
- 施設等が説得を試みたものの説得できない場合には、児童相談所から親権者等に対し監護措置について理解を求め、調整を図ることも考えられる。

(2) 面会・通信の制限、接近禁止命令

- 改善のない場合には、事例に応じ、児童虐待防止法上の面会・通信制限や、接近禁止命令(強制入所措置の場合)での対応が考えられる。
- 児童相談所から親権者等に対し、これらの対応がとられうることの説明し、監護措置への理解を求める。理解を得られない場合には、これらの対応を検討。

(3) 親権制限の審判等の請求

- 上記で対応できず、親権の制限が必要な場合には、事案に応じ、民法上の親権制限(親権喪失、親権停止又は管理権喪失)の審判請求が考えられる。
- 法令等で明確に親権者等の同意が必要とされている場合等には、問題解決のために親権制限の審判等が必要な場合がある。

- 児童相談所から親権者等に対し、親権制限の審判を請求する必要があることになる旨説明し、理解を求める。改善が見込めない場合に審判請求を検討。

(4) 安全確保のため緊急の必要があると認められる場合の措置

- 児童の生命・身体等の安全確保のため緊急の必要がある場合には、親権者等の意に反しても監護措置が可能。児童の利益を最優先に考え、適切な措置。
- 施設長、里親等が緊急の監護措置を行った場合には、都道府県等への報告義務あり。

「2 不当に妨げる行為の事例」の詳細

(別紙)

(1) 態様、手段が適切でない場合

- 親権者等が児童に関してとる行為そのものの態様、手段が客観的に見て適切でない場合。具体的には例えば次のような事例が該当しうると考える。

ア 親権者等がその児童や職員等に対して直接とる行為(実力行使)

- ✓ 暴行、脅迫等により児童や職員等に危害を加える行為
- ✓ 児童や職員等に暴言を吐くなど威圧的態度をとる行為
- ✓ 児童や職員等に恐怖や不安を感じさせる言動や行動をとる行為
- ✓ 児童を強引に連れ去る行為、外出・外泊から帰さない行為
- ✓ 無断で又は拒否するにもかかわらず敷地内に立ち入る行為、退かない行為
- ✓ つぎまとい、はいいかい、交通の妨害等の行為

イ 親権者等が他の児童や児童相談所、施設等全体も含めて迷惑を及ぼす行為

- ✓ 騒音、振動を立てる行為、関係施設等を汚損・破壊する行為
- ✓ 施設、職員等を中傷する内容ののりの配布、掲示、ネット上への掲載等をする行為
- ✓ 拒否するにもかかわらず、撮影や録音を行う行為
- ✓ 酒に酔っているなど正常な意思疎通ができない状況での来訪、電話等の行為

ウ その他

- ✓ 児童の学校、職場、その他児童の関係者や他の入所児童等に対するア・イの行為
- ✓ 第三者にア・イの行為をさせる行為

- ✓ 面会・通信の制限又は施設等の拒否にもかかわらず面会等を行う行為
- ✓ 拒否するにもかかわらず、繰り返し電話、郵便、FAX、メール等をする行為
- ✓ 拒否するにもかかわらず児童の情報の提供を執拗に要求する行為
- ✓ 非行、犯罪等の不適切な行為をさせようとする(教唆する)行為
- ✓ 児童にたばこ、酒、危険物(火気、刃物等)等を渡す行為

(2) 親権者等の意向に沿った場合に、児童に不利益を与えたと考えられる場合

- 親権者等の意向に沿った場合に、客観的にみて明らかに児童に不利益を与えたと考えられる場合。具体的には例えば次のような事例が該当しうると考える。
- 児童の意向を踏まえる必要。その際、親権者等が児童に及ぼす影響を考慮し、真の児童の意向に沿わない監護措置をとる必要。
- 児童の意向に沿った場合に、児童に不利益を与えるおそれがあるときには、児童の意向に沿わない監護措置をとる必要。

ア 児童に経済的な損失を与える行為

- ✓ 児童に金銭の提供等を要求する行為
- ✓ 施設等から自らする際、児童が借りる住宅への同居や生活の世話を強いる行為
- ✓ 児童の意思とは関係なく、児童の名義で売買契約等の契約を行い、不当な負債や義務を負わせる行為

ウ 児童の健康や成長、発達に悪影響を及ぼす行為

- ✓ 児童に必要な医療を正当な理由なく受けさせない行為(精神科医療を含む。)
- ✓ 児童に必要な保健サービスや正当な理由なく受けさせない行為(予防接種、健康診査等)
- ✓ 児童に必要な福祉サービスを正当な理由なく受けさせない行為(療育手帳等)
- ※ 医療保護入院、予防接種については、各法令に基づき、保護者の同意が必要。

エ 児童の教育上支障を生じさせる行為

- ✓ 学校の通常の授業や行事に、正当な理由なく、出席・参加させない行為
- ✓ 特別支援学校等を就学先とすることを不服として就学させない行為
- ※ 障害児については、障害の状況に照らし、専門家・保護者の意見聴取の上、就学先を決定。
- ✓ 児童の意思に反し、学力等に見合わない学校への進学を要求する行為
- ✓ 正当な理由なく、児童が希望する進路に同意しない行為
- ✓ 正当な理由なく、児童の意思に反し、児童が通う学校の退学・休学手続を行う行為
- ✓ 児童の望まない又は参加困難な部活動、習い事、学習塾等を要求する行為

オ 児童や他の児童の監護に悪影響を及ぼすおそれのある行為

- ✓ 一時保護所や施設内の規則に違反する行動をとることを児童に指示する行為
- ✓ 親権者等の好みの髪型、服装等を強いる行為
- ✓ 児童に過剰の金銭、物品等を与える行為

(3) その他の場合

- 上記のほか、次の場合などには、児童の監護に支障を生じるおそれがあり、「不当に妨げる行為」に該当する場合がある。

✓ 親権者等の主張の内容に明らかに明らかに論理的な混乱が見られ、児童の安定した監護に支障がある場合

- ✓ 親権者等の主張が合理的な事情がないのに短期間のうちに繰り返し変化するなど一貫性がなく、児童の安定した監護に支障がある場合

自立支援計画書・養育状況報告書（東京都の見本）

平成 年度 養育家庭自立支援計画・養育状況報告書

自立支援計画（第1片）

※ 子持担当児組が作成する。

児童氏名	(男・女)	計画作成日	平成 年 月 日
生年月日	平成 年 月 日	再評価予定年月日 (規定)	平成 年 月 日
学校名等	学校・幼・保 学年	養育家庭名(児相) 委託年月日	・ () 平成 年 月 日
児童福祉司、児童心理司 (児相)	()	養育家庭担当名、専門員 (児相)	・ ()
措置理由			
養育家庭委託理由			
短期的課題			
長期的課題			
支援目標	(交流の有・無)		
養育家庭への要望			
児童の意向			
養育者の意向			
児童が抱える課題、障害、発達上特に留意すべき点	(1)委託前 (2)委託後～現在		
生活の自立			
養育計画Ⅰ	通園・通学		
	遊び・交友関係		
	学習・学力の向上		
養育計画Ⅱ	進路希望・選択		
	社会資源の利用・活用		

「秘密の保持」 里親は、正当な理由なく、その養育上知り得た委託児童又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
「自立支援計画の遵守」 里親は、児童相談所長があらかじめ当該里親並びにその養育する委託児童及びその保護者の意見を聞いて当該委託児童ごとに作成する自立支援計画に従って、当該委託児童を養育しなければならない。

自立支援計画（第2片）

児童氏名

※ 委託体初回は子持担当児組、次年度以降は親担当児組が作成する。

成長の記録	委託時の 現在の	身長 cm	体重 kg
通院状況		身長 cm	体重 kg
健康	最近かかった病気 かかりやすい病気 日常注意していること、気になること等 学校等		
関係機関との連携(意向)	相談機関 医療機関等 その他利用機関		
余暇活動	クラブ・塾・通い 事・ボランティア活 動など		
通称名の使用	(有・無)		
真実告知	(未・済)		
今年度の重点課題	特に考慮すること		
高齢児童の所持後の見直し(必要があれば書き添わせ記録)	児童の意向 養育家庭の意向		
これまで の自立支 援計画 の大きな 変更 あり、 書き 添え	計画改定日 変更理由 変更点 (現状に至るまで大きな 影響のあるものを記録 し、添す)		
今後 の自立支 援計画 の大きな 変更 あり、 書き 添え	計画改定日 変更理由 変更点		
見直し・再評価の時期 (記入等：子持担当児組)			

「秘密の保持」 里親は、正当な理由なく、その養育上知り得た委託児童又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
「自立支援計画の遵守」 里親は、児童相談所長があらかじめ当該里親並びにその養育する委託児童及びその保護者の意見を聞いて当該委託児童ごとに作成する自立支援計画に従って、当該委託児童を養育しなければならない。

児童氏名

「養育状況報告書」は、平成 年 月 日（欄頭が記入）までに、欄担当まで送付してください。

養育状況報告書（表）（この1年間を振り返って記入してください）

※ 養 育 家 庭 記 入 欄	
心がけていること（生活上の配慮）	衣
	食
	住
	礼儀 言葉遣い 思いやり等
	経済観念
	その他

「記録の取扱い」 里親は、委託児童の養育の状況に関する記録を整備しておくなければならない。
「都道府県知事への報告」 里親は、都道府県知事からの求めに応じ、次に掲げる事項に関し、定期的に報告を行わなければならない。
一 委託児童の心身の状況
二 委託児童に対する養育の状況
三 その他都道府県知事が必要と認める事項

児童氏名

「養育状況報告書」は、平成 年 月 日（欄頭が記入）までに、欄担当まで送付してください。

養育状況報告書（裏）（この1年間を振り返って記入してください）

※ 養 育 家 庭 記 入 欄	
日常生活 上の情 緒・行動 面	
養育上の 喜び	
養育上の 悩み	
児童相談 所への 要請	
自由意見	

報告書記載日	平成 年 月 日	記入者氏名	印
「記録の取扱い」 里親は、委託児童の養育の状況に関する記録を整備しておくなければならない。 「都道府県知事への報告」 里親は、都道府県知事からの求めに応じ、次に掲げる事項に関し、定期的に報告を行わなければならない。 一 委託児童の心身の状況 二 委託児童に対する養育の状況 三 その他都道府県知事が必要と認める事項			

執筆者一覧（全国里親委託等推進委員会 小委員会）

太田 真実 厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課児童福祉専門官

奥田 晃久 東京都児童相談センター相談援助課長

木ノ内博道 全国里親会副会長

西野奈穂子 全国里親会研究員

◎林 浩康 日本女子大学人間社会学部教授

ト蔵 康行 日本ファミリーホーム協議会会長

宮島 清 日本社会事業大学専門職大学院准教授

村田 和木 ライター

山本真知子 日本女子大学大学院博士課程後期（JSPS特別研究員）

横堀 昌子 青山学院女子短期大学子ども学科准教授

◎は座長

里親・ファミリーホーム養育指針ハンドブック

平成25年3月

全国里親委託等推進委員会

〒107-0052 東京都港区赤坂9-1-7-857

公益財団法人 全国里親会内

全国里親委託等推進委員会事務局

TEL : 03-3404-2024

FAX : 03-3404-2034

